

衆議院 第九十四回国会 大蔵委員会 議 録 第 八 号

昭和五十六年二月二十七日(金曜日)
午前九時四十一分開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 越智 伊平君

理事 小泉純一郎君

理事 伊藤 茂君

理事 島居 一雄君

相沢 英之君

今枝 敬雄君

川崎 二郎君

熊川 次男君

権名 素夫君

中村正三郎君

平沼 超夫君

毛利 松平君

柳沢 伯夫君

山本 幸雄君

大島 弘君

塚田 庄平君

堀 昌雄君

柴田 弘君

玉置 一弥君

箕輪 幸代君

小杉 隆君

出席國務大臣

大蔵 大臣 渡辺美智雄君

出席政府委員

経済企画政務次官 中島源太郎君

官 大竹 宏繁君

経済企画庁調整局審議官 保岡 興治君

大蔵政務次官 水野 繁君

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官 矢澤富太郎君

大蔵省主計局次長 西垣 昭君

大蔵省主税局長 高橋 元君

大蔵省証券局長 吉本 宏君

国税庁直税部長 小幡 俊介君

国税庁調査査察部長 岸田 俊輔君

法務省刑事局刑事課長 飛田 清弘君

通商産業省産業政策局商務・サービス産業室長 江崎 格君

通商産業省機械情報産業局自動車課長 西中真二郎君

資源エネルギー庁官房鉱業課長 山梨 晃一君

運輸省自動車局整備部長 宇野 則義君

大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

委員外の出席者

委員の異動

二月二十七日

辞任

笹山 登生君

山中 貞則君

柿澤 弘治君

同日

辞任

片岡 清一君

川崎 二郎君

小杉 隆君

補欠選任

山中 貞則君

笹山 登生君

柿澤 弘治君

同日

辞任

片岡 清一君

川崎 二郎君

小杉 隆君

補欠選任

山中 貞則君

笹山 登生君

柿澤 弘治君

二月二十六日

金融機関の週休二日制実施のための銀行法等の一部を改正する法律案(第九十三回国会衆議院第一五号)の提出者「堀昌雄君外八名」は「堀昌雄君外七名」に訂正された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

○総質委員長

これより会議を開きます。

酒税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る二十四日質疑を終了いたしております。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。森田一君。

○森田委員 私、自由民主党を代表いたしまして、酒税法の一部を改正する法律案に賛成の意を表明いたしたいと存じます。

現在のわが国の財政は、五十年以降毎年年度特例公債を含む大量の公債発行に依存するというきわめて異常な状態にあります。このような状態が今後もおおむね継続することになれば、財政は硬直化し、社会経済情勢の変化に即応して弾力的に対応することがきわめて困難となることは明らかであります。

ります。経済の着実な発展と国民生活の安定、向上を図るためには、このような公債依存体質から早期に脱却して、その対応力を回復することが財政に与えられた当面の緊急な課題であります。

このような財政事情に対処して、政府は、昭和五十六年度予算におきまして、公債発行額を前年度当初予算額よりもさらに二兆円減額し、また、歳出面におきましても極力財政体質の改善を図っております。しかしながら福祉、文教等の行政水準を維持するためには相当の財源が必要とされ、現行税制の基本的枠組みの中で徹底した見直しを行い、相当程度の増収措置を講じているのであります。この法律案はその増収措置の一環でありまして、酒税につきましまして、昭和五十六年度におきまして約二千八百三十億円の増収を図ろうとするものであります。

御案内のように、酒税の税率は従量税率を原則としておりますため、価格が上昇すると税負担率が低下していくという関係にあります。昭和五十三年の酒税改正時の負担率はその後の物価水準の上昇等により低下をいたしておりますので、この際、従量税率を原則として二四・二％程度引き上げ、前回の改正時前後の負担水準に戻すというのが、本案の基本的な考え方でありまして、財政体質の改善を図りつつ、一定の行政水準を保つためには、国民に何らかの負担をお願いしなければならぬのであります。

私も、藤田東湖のようによく酒を愛して天に恥じずという方が大ぜいおられることは十分承知いたしておりますが、従来から特殊な嗜好品である酒類につきましては適正な負担水準を確保することが適当とされていることから考えますと、本案の内容はやむを得ない妥当な措置であると認められるのであります。

また、清酒一級、二級及びしょうちゅう等につ

きましては、消費及び生産の態様等に配慮してその税率の引き上げ幅を極力圧縮しているものであります。これらの酒類がどちらかというと大衆の飲み物となつてゐることや、これらの生産の多くは中小零細な清酒製造業者により行われてゐること等から考えましても、適切な措置と認められるのであります。

最後に、今回の増税に伴ひまして流通段階で生じます金利負担の増加等を価格に転嫁できるよう適切な指導をお願い申し上げまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○綿貫委員長 伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 私は日本社会党を代表し、ただいま議題となつております酒税法の一部を改正する法律案に反対であることを表明するとともに、その理由を申し述べたいと思ひます。

反対の第一の理由は、今回の改正案の基本的性格が大衆増税であり、政府の大増税計画の中で主要なものの一つとなつてゐることであり、

いま、大企業は利益は顕著な上昇を示しているのに対して、勤労国民の生活は昨年比実質赤字となつてゐることは政府統計にも明らかとなつてゐます。しかるに政府は、社会的公平に取り組むのではなく、かつてない大規模な増税計画を提案いたしました。

本年度自然増収四兆五千億円のうちの六〇%以上が勤労国民の負担となつてゐるのに加えて、五十六年度予算案に盛り込まれた一兆三千九百億円というかつてない大規模な増税計画の中で、本法案を初め多くの部分が勤労大衆への増税となつております。

いま提案されてゐる酒税の増税分二千八百億円を全世帯数で割り算すれば七千七百八十円、さらに物品税など最終的に消費者に転嫁されるものを合計すれば、一世帯当たり二万円近い負担増となります。このような増税法案は、国民生活破壊につながると言わなければなりません。

反対の第二の理由は、あるべき酒税制度の改革の努力を何一つやらないで、ただひたすらに増税

だけを追求をしてゐることであり、

今日までの審議の中でも指摘されましたように、時代の進展と社会構造の変化、酒の生産、流通、消費の変化によつて、酒税のあり方についても抜本的な改革が必要となつております。清酒の等級別制度の見直し、国際的に見ましても数倍も高いビールの税率、酒類間税率バランスの再検討、中小清酒業界の振興、近代化のための対策などはいま取り組まなければならない問題であるにもかかわらず、今回の酒税法改正に当たっては何一つ解決する努力を行わず、すべて今後の検討課題とされております。

酒が生活必需品であるだけに、酒税の負担が著しい逆進性を持つ基本的な性格にかんがみましても、税の不公平は正という立場から見ても、このような増税は行ふべきではないと考えます。

このような状況を見ますと、政府は健康な飲み物として酒を考えるのではなく、税金を取る対象としか見てゐないのではないかと懸念するを得ないのであります。

反対の第三の理由は、本法案の質疑を通じて政府の税制に対するあるべき姿勢が、今後の時代の要求とかけ離れてゐることが明らかになつてゐることであり、

財政再建は単に増税によつて財政赤字を埋めればよいという単純細胞的思考ではなく、今日求められてゐる福祉型税財政を展望しながら勤労者への所得減税など社会的公平を徹底的に是正し、財政の構造的改革を図ることが求められてゐるのであります。そのための現実的、具体的対策は、わが党を初め各野党からも提起いたしてゐるところであります。

しかし、政府は大増税計画、特に大衆増税路線をひたすら押し通そうとしてゐるのであります。これは多くの国民とともにわが党の承認できないものであります。

以上、列挙すれば限りないほどの反対理由を三點に集約して申し上げ、本法案に反対することを重ねて表明して討論を終わります。(拍手)

○綿貫委員長 鳥居一雄君。

○鳥居委員 私は、公明党・国民会議を代表しまして、ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案につきまして反対の態度を表明し、討論を行うものであります。

まず、反対する理由の第一であります。今回の酒税の引き上げが、その提案理由でも明らかになつたように、財政再建を進めるためのものとされております。われわれも、財政再建を推進することについては異論をはさむものではありません。しかし、政府の財政再建の方法は、国民生活に負担増を一方的に押しつけるものと言わざるを得ないのであります。

たとえば、政府の昭和五十六年度予算案及び税制改正案を見ても、所得税減税の見送りによるいわゆる見ざる増税二兆七千六百九十億円と酒税の二千八百三十億円だけでも、三兆円を超える大衆増税の強行になつております。

比べて、われわれが再三にわたつて要求してまいりました法人課税の適正化など、広い意味での不公平税制の是正は、若干の措置がなされてはいるものの、納税のいくものとは言えないのであります。

また、国民の強い要望でありました歳出の削減につながる行政改革の断行につきましても、五十四年度の会計検査院の決算報告書では、相変わらず予算のむだ遣いが指摘をされてゐるにもかかわらず、五十六年度予算ではむだ遣いをなくすための根幹である行政改革や補助金の整理合理化に見るべき成果がないというのが実情であります。

このように、財政再建の名のもとに行われる安易な大衆増税路線の一端としての酒税の引き上げには反対せざるを得ないのであります。

反対理由の第二は、酒税の引き上げが国民生活を圧迫することとより、わが国の経済成長や財政再建にとつてもマイナス要因となりかねないことである。

政府は、酒税の引き上げが消費者物価にもたら

す影響はCPIで〇・一六であると樂觀しておりますが、これは余りにも短絡的な見方であり、

わが国の経済財政状況は、第一次石油危機を乗り越え、第二次石油危機も克服しつつあります。すなわち、経済では五〇程度の実質経済成長率が保たれ、財政でも内容的に問題点はあるにしても好調な税の自然増収の確保ができ、ひいては国債発行額の減額を可能にしたのであります。

こうした経済、財政の推移を支えた要因の一つとして、個人消費の順調な伸びがありました。

しかし、五十五年度は、低いベースアップ、政府見通しを上回る高物価、所得税減税の見送りなどから、勤労者の実質収入が減少し、個人消費の低迷を招いております。五十六年度もベースアップ、物価見通しは樂觀できず、政府の所得税減税の見送りは実質増税を加速してゐます。

この上に酒税の引き上げが強行されるならば、国民生活の負担増にとどまらず、経済成長などの不振を招く危険は十分に考えられます。したがつて、単に負担増のみを押しつけ、国民生活を初め、経済、財政などに配慮を欠く酒税の引き上げは容認できません。

また、酒税の引き上げは、製造業者及び販売業者への影響を考へても、より規模の小さいものと経営圧迫要因となることも事実であります。

さらに、現行酒税の体系が、酒類間の税率バランスを欠いており、また、日本酒の級別制度にも問題があります。今回の改定では正されないばかりか、一層その度を深め、格差を広げております。この点もわれわれが賛成できない理由の一つであります。

以上をもちまして、公明党を代表して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○綿貫委員長 義輪幸代君。

○義輪委員 私は、日本共産党を代表し、酒税法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行います。

反対理由の第一は、本法案が国民に巨額の税負担の増大を押しつけることです。

政府は、昭和五十六年度予算で、財政再建を口実に、所得税減税見送りによる実質増税や空前の規模の繰上り増税、そして国鉄などの公共料金の引き上げを図りながら、その一方で、アメリカや財界が要望している軍事費、経済協力費、エネルギー対策費などを大膨張させております。今回の酒税の大幅引き上げは、安易な大衆増税であり、いわば軍備拡大のための財源確保策と言ふべきものです。そればかりか、税の逆進性を強めて、低所得者ほど重い負担率を押しつけられ、さらには、庶民のささやかな飲酒欲の楽しみさえも奪うものと言わざるを得ないものです。

第二は、政府主導による物価つり上げとなることです。

国民の税負担や公共料金の負担が年を追って増大しています。総理府の家計調査報告でも、全国勤労者世帯の実収入に対する税と社会保険料などの非消費支出の割合は、昭和四十九年の八・七％から、五十五年一・六月の一三・三％、公共料金支出の割合はこの間一〇・五％から一五・二％へと急激に伸びて、家計を圧迫しています。

酒税の引き上げが小売価格に上乗せされるのは間接税として当然のことであり、少なくともその分だけ消費者物価が上昇することも当然です。五十五年の全国総合の上昇率は八％で、政府の年度見込み七％をはるかに上回っています。酒税を初め多くの間接税の引き上げや公共料金の引き上げは、まさに政府みずからの手による物価つり上げです。

そればかりか、税率引き上げに乗じた不当な便乗値上げの問題もあります。特に、ビールやウイスキーなど大企業の不当な端数切り上げ措置は見逃せないと考えます。たとえば、増税額を上乗せしたウイスキー一級千三百六十三円七十六銭が千三百七十四円で売られた場合、ウイスキーメーカーはそれだけで年間約四億円の利益を上増することになります。ところが、これを抑える手だては何らとられていないのです。このことは政府が導入をねらっている新大型消費税でも同様の問題

があり、重大です。

第三は、清酒の消費を抑え、清酒醸造業界に重大な打撃となることです。

五十四年度に若干持ち直してはいるものの、清酒の売れ行きは依然低下傾向にあり、資本とマスコミを背景にシェアの拡大を続けるビールやウイスキー業界とは大きく異なっています。しかも重要な点は、清酒は、民族の酒、日本の味と言われようには、古来の技術と文化の結晶であること、その生産が全国二千九百の中小零細業者によって支えられていることです。

今回の改正は、高価な原料米の利用を余儀なくされるなど不利な経営条件と、ビール、ウイスキーなどの攻勢下という厳しい環境に対し具体的な改善措置をとるものではなく、清酒消費の低下傾向に拍車をかけるものにはなりません。また、他商品の取り扱い店と異なり重要な財政物資を扱う卸、小売の酒類販売店の厳しい経営状態に対しては、何ら顧みられていないのです。

以上の点を指摘するとともに、大手業者の市場支配を抑え、伝統産業である清酒醸造業の振興や中小卸、小売店の経営安定を重視した酒税行政を進めるべきことを要求し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○綿貫委員長 小杉隆君。

○小杉委員 私は、新自由クラブを代表して、現在議題となっており酒税法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

わが党は、従来より財政の再建の必要性を強調してまいりました。その意味で、来年度予算案における国債発行額の二兆円削減を評価するものがあります。しかしながら、財政の再建をこのようにな安易な増税によってなし遂げようとする数字合わせの考え方には賛成できません。

財政の再建は、歳出構造の見直し、すなわち諸制度の改革を含む広い意味での行政改革によって達成されるべきであり、歳入の増加策、すなわち増税によってなされるべきではありません。まして、来年度予算案に見られる行政改革の不徹底の

中での増税は、国民の理解をとうてい得られるものではないと考えます。

今回の酒税法の改正は、酒の種類別に税率の引き上げ率が高くなっており、酒税収入の八割を占めるビール、ウイスキーは平均二五％の引き上げであり、清酒は平均一五％の引き上げになっております。税収の効率性、また酒造メーカーの強弱などいろいろな理由があることは推測いたしますが、消費者の立場に立つて考えれば、酒の種類別の嗜好の変化による消費構造の変化に対応した酒税のあり方が考えられるべきであると考えます。

酒税法の改正が行われるのであれば、このような酒税のあり方を見直す根本的な改正が必要なきときであると考へます。当然考えられるべき改正内容もなく、ただ税収増の確保だけのための今回の改正には、以上の点からも賛成いたしかねることを申し上げ、私の反対討論を終わります。(拍手)

○綿貫委員長 これにて討論は終局いたしました。

○綿貫委員長 これより採決に入ります。

酒税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○沢田委員 ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨とその内容を簡単に御説明申し上げます。

御案内のように、この法律案に對しましては、酒類業界の参考人を招き意見を聞くなど慎重な審議をいたしたのでありますが、これらの審議を通じて、ただいままでの討論にも明らかのように、たとえば今後の酒税のあり方、中小零細企業がその大半を占めます清酒製造業者の今後のあり方、今回の増税と小売定価問題など、今後配慮していかなければならないさまざまな問題の指摘がなされました。

この附帯決議案は、これらの指摘を踏まえ、次の諸点について政府に努力、検討を求めるものでありまして、その趣旨は案文が示しておりますので、個々の説明は省略し、案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

酒税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項に留意すべきである。

一 清酒の級別制度、酒類間バランス、課税方法等酒税制度の諸問題について、広く各界の意見を求め、抜本的な検討を行うこと。

一 清酒が伝統ある民族酒であることにかんがみ、清酒製造業に對し、原料事情の特殊性、業態の特殊性に留意しつつ、指導、育成に努めること。また、中小清酒製造業者の振興のため、引き続き所要の措置を講ずること。

一 今回の酒税の改正が小売価格の不当な値上げにつながらないよう十分に指導すること。

以上であります。

何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○綿貫委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ございませんか。

田広君。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。沢田君。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。渡辺大蔵大臣。
○渡辺国務大臣 だいたい御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても骨子に沿って配意いたしたいと存じます。

○綿貫委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○綿貫委員長 次に、物品税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、ただいま議題となっております三法律案中有価証券取引税法の一部を改正する法律案について、来る三月三日火曜日、参考人として東京証券取引所理事長谷村裕君の出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○綿貫委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大島弘君。

○大島委員 だいたい議題になりました物品税法、印紙税法並びに有価証券取引税法に關しましての質疑を行うわけでございますけれども、過日、十九日に私が直税三法、所得税法、法人税法、租税特別措置法の改正につきまして本会議で総理並びに大蔵大臣に對しまして質疑を申し上げたのでございませうけれども、まだその答弁の議事録が私の手元に入っておりませんので、まず質疑を始める前に二、三大蔵大臣にお伺いしたいと思うわけでございます。

その第一点は、政府並びに大蔵大臣は、五十六年度予算で二十二年ぶりに歳出の伸び率を一けた、つまり九・九％に抑えた、こう申されて自慢されております。確かに一けた、九・九％に抑えたのですが、GNPの伸び率九・一％を上回っている。ということはすなわち、財政規模は増大の傾向を続けているということでありませう。たとえば今度のレーガン政権の一九八二年度歳出の伸び率は六・二％、西ドイツ予算案も歳出の伸び率は、これは八一年度でございませうが、四・三％の低さである、こういうことでございませう。しかも、エネルギー投資に対する企業減税だけは実施して所得税を減税しないというならば、これはまさに大企業優遇、勤労所得者の冷遇という自民党の政策そのまゝの実現ではないか、もし減税できないというならば、企業減税その他一切見送るべきではないかと思うわけでございませう。

さらに大蔵大臣は、二十五日の衆議院予算委員会で、歳出を徹底して削減する、税体系の基本的見直しをする、赤字国債から脱却をするという三原則を明言しておりますが、いま私が述べたような点、すなわち、いまや国民の世論でもある所得減税をできないというならば、それならばなぜエネルギー投資に対する企業減税だけをやったのか、その点につきまして明瞭にお答えをいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、大原（一）委員長代理着席〕

○渡辺国務大臣 だいたい大島委員から、日本では歳出削減をやつても九・九％というような予算の伸びでアメリカやドイツよりも悪い、こういう御指摘がございました。しかしながら日本は、御承知のとおり、昭和四十年以来毎年ずつと二けたの伸びを示してきております。しかも、一般歳出においては五十五年度において初めて五・一、五十六年度で四・三というような、過去二十数年來ない低い伸び率に抑えたということも事実でございませう。しかしながら、一般会計全体では九・九％になったというのは、何と申しましても過去における国債費、国債費が利払いと一部元金払いで膨大にふくらんでおる、このことが一つ。それから外国に余り例のない非常に大型の地方に対する交付税制度というものが日本にございませう。アメリカなどでもそれに似たようなレベニューシェアリング制度というのがあるようでございませう。これは歳入に連動しない歳出全体の一・六％ぐらいの小さな額であります。日本は歳出全体の一七％に及ぶところの、三税の三分の一近いものが外部に出ていく、こういうようなこともありまして、一般歳出以外も含めると、制度の違いというものからどうしても数％に切り詰めるということは非常に困難な歳出構造になっておるということも御了解いただきたいと思ひます。

もう一つは、エネルギーの投資減税を行ったと言われまますが、これは、エネルギー問題については本当に積極的な日本のような資源のない国は一刻も早く石油依存から脱却して、いま七十数％の石油依存度を五〇％に減らせ、急いでやれ、これが国民のほとんど全部の声といつていいんじゃないか。それでこれは生活にストレートに、成功するか失敗するかによつて日本の命運を担うような大問題でもあるわけでございませう。したがいましめて、それらについても、ことに中小企業対策に重点を置いて省エネルギー、脱石油というものの産業構造に変えていくことは、ひいては国民生活に大きな影響を及ぼすことでございませうから、そう

いう点でかねてありました産業に対する特別減税制度がございましたがそれを廃止いたしました、その身がわりとしてつくられたわけでございませう。産業転換投資促進税制というのがあつたわけですから、これをやる。そのかわりに、その範囲内で投資減税を認めたという政策的な問題でございませう。そういうわけで。

○大島委員 私が聞いてゐるのは、もちろんエネルギー問題は重大な問題ということについては私は否定いたしません。またこれを何とかしなければならぬというのは、いま大臣が言われたような国民的要請であるということも否定しません。しかし同時に、所得税減税ということも、これも全国民の要請じゃありませんか。なぜ企業減税だけやられるのですかということをお聞ひしております。

○渡辺国務大臣 いま企業減税をやつたことについては御理解をいただいたと理解します。

所得税減税のお話でございませうが、これも物価の値上がりがあつて、去年の春闘で、それほどの、それに見合う以上の賃金を勝ち取らなかつたというところも、これも事実でございませう。その結果、ここ二十数年來初めて、実質賃金が一番最近の新しいものと一・一％減少した、これも事実でございませう。政府は六・四％におさめたいと思つたんだが、それができなかったんじゃないか、その責任をとりなさいということはおかねが言われておるわけであります。

ところが、このことは実は日本だけじゃなくて、もう世界じゅうにイラン・イラク戦争といろいろな思いがけない問題が勃発し、そのほか日本においては冷夏とか豪雪とかそういうものの影響もあつて六・四％という目標をかなえなかつたことはまことに残念だと私は思ひます。しかしながら、こういうような同じ石油を使つていても世界じゅうに狂乱物価ではないが、かなりの物価高騰でアメリカが一三％程度です、近く最近では二一・四、イタリアが二一、イギリスが一五、フランスが一三という中で日本が七・一程度に、これは十二月

の物価指数ですが、抑えておけるといことはまあ同じ石油のもとでそれだけのことを日本はやっているのですから、これはできるだけのことをやってきました。しかしながら、賃金との間にまだギャップがあるんじゃないか、そういうことで減税をやれと言っているのでございますが、われわれといたしましては、これらの国も大部分の国が実際賃金は減っているわけですね。アメリカだって同じなんです。そういうところでひとつ五十六年度においてやれと言われましても、五十六年度もそうでございますが、私どもとしてはやはりインフレになるのは一番困る。したがって、インフレを抑えていく、物価を抑えていくということを重点的に考えるということになりますと、これは減税がいいのかあるいは国債の増発を防いでいく方がいいのか、政策問題でございます。財源の余裕の問題ももちろんございしますが、そういういろいろなことを考慮した結果、私どもとしては今回は減税は見送らせていただきたいということを申し上げておるわけでございます。

○大島委員 インフレを抑えなくちゃならないということは、これは当然でございます。しかし、これはある経済調査所、経済研究所でございますが、あるいはある新聞の社説でございますが、ちよつと記憶に定かではないのでございしますが、五十六年度の自然増収は約四兆五千億。そのうち所得税による増収は六二％に当たる二兆七千億。その所得税のうち給与所得によるものは一兆二千億。しかもその増収の半分は物価上昇による増収である。物価上昇に見合う増収分を減税することは果たしてこれは減税措置であるかどうか。果たしてこれインフレになるかどうかということでございますが、この点はいかがでございしますか。

○渡辺国務大臣 物価調整減税ということをやつて、実はいつでしたか狂乱物価の前に、四十九年ですか、私はあのときも余り賛成しなかった。ところが大勢のおもむくまま、あのときは物価が二けたですか、二兆円減税をやつてその結果が過剰流動性に拍車をかけちゃつて大狂乱で、三十何％

とインフレにしちゃつたという苦い苦い経験をわれわれは持つておるのです。そういうことも私の頭のすみっこに実際にはあることも事実なんです。これはここで父の愛でいくか母の愛でいくかという話になつてくるわけでございしますが、確かに俸給生活者から見れば目減りしたのだからその分をベースアップで取るか減税で取るかという話になるわけですね。ベースアップの方は私は関係のない、これは政府じゃなくて民間の労使の関係でございしますから、われわれは一概にそれをどうこう容喙は一切いたしません。しかしながら私どもとしては、ただ、いまおっしゃつた四兆五千億円ある中で給与所得が一兆二千億円も自然増収でふえるんじゃないか。これもしかし、ふえることは事実でございますが、これとても例年の状況から見るとふえる中で二七％ぐらいのシェアでございしますから、まあまあそう極端にふえるというわけでもないし、そこらの点も考えますとまあ減税しろという御主張も一つの理屈もあると私は思います。別にないと言つておるわけじゃないのですから。

しかし、物価のことと財政のこと、そういうことも考えますと、また日本の課税最低限というものについてわれわれは円レイトと比較しておつて、世界の中ではまだ非常に上位にあるというように言つておるわけですね。これについて実質購買力がどうだこうだとかいろいろ御議論がありますが、しかし実質購買力といつても、アメリカ人が来てアメリカの生活を日本でやつて、ピフテキを毎朝——毎朝かどうか知らぬが毎日食つて、広いうちに住んでおるということになればうんと金がかかるのは当然でございますし、実質的な購買力、平価とかそういうものでなくて円レイトで見ても、まあまあがまんできないという状態でもないのですね。ここはひとつ財政再建のめどがつくまではしばらくの間ごしんぼういただきたいということを申し上げておるわけでございします。

○大島委員 いま大臣がやや含みのあるニュアンスの発言をされましたが、しばらくの間というのはいつまでのことですか。しばらくの間御勘弁願

いたという期間は、大体の目安はどんなものですか。

○渡辺国務大臣 しばらくの間というのは、やはり伸びる場合もあるし縮む場合もある。そのときの財政再建のめどがつくかどうかということでございます。いまして、ともかく完全に五十九年度までに赤字国債から脱却できる、しかも一方社会福祉などの経費はばつさばつさ切るといつたてなかなかな簡単ないかないわけですね。老齢化社会になつて長生きするわけですから、ありがたい話でございします。しかしついでに病氣とか年金もふえる、これも当然のことでございます。そういう抑え切れなような経費の財源があるかどうか。そのためには、一方法律の制約のあるいろいろな補助制度等についても歳出カットのメスを入れる、しかもその法案が国会の皆さんの御賛成によつて通過する、それによつて政府は身軽になるといふものが整つてきて、またもう一つは、税の仕組み等についても、いまの仕組みじゃなくて別な仕組みの方が安定的でいいのじゃないかという話もございまして、そういうところで財源のめどをつくつていふような状態になれば、私は所得税減税に決つてやぶさかではございません。その時期は一にかかつて国会の意思が早くまとまるか遅くまとまるかというところもいろいろ関係があるのじゃないだろう。幾ら政府が言つても国会で認められないと言われればだめなわけでございしますから、国会と政府の意思疎通が図れて、そしてそこで同じような方向で、なるほどこれならいけるというように話し合ひがつくという時期が早ければ早くなる、私はこう思つておるわけでございします。

○大島委員 大分緩やかな御発言と受けとめておりました、また本日はこれは主題でございしませんのでこの程度でやめます。

最後にこれは主税局長で結構ですが、あなた方がいつも必ず言うのは、諸外国に比べて日本の課税最低限は高い、それから国民所得に対する租税負担率も低いということを必ず主税局長は答弁してゐるのですが、果たしてそうでしょうか。なるほど日本の課税最低限はフランスに次いで高い、これは事実だと思つてゐます。しかし高い低いだけをもつて論じず、むしろ実質購買力等で見ると、あたりまえじゃないか。特に生活に直結する生鮮食料品など、この物価の水準が果たして欧米に比べて日本は低いのか高いのか。さらに第二番目の国民所得に対する租税負担率も低いと言いますが、五十六年度では二四・二％になつていて、アメリカの二七・七％にも次いでいるわけですね。わが国はもろろアメリカに比べて防衛予算が少な過ぎるから、そういう点から見てもいいかげんございします。つまり課税最低限は高い、国民所得に対する租税負担率は低い、だから日本では余り減税の必要はないんだ、いつもこう答弁されていまして、それについての意見を伺いたしたいと思います。

○高橋(元)政府委員 課税最低限につきまして、それをいけば通貨の対外価値を国際的に比較して評価すべきであるという御意見につきましては、先ほど大臣からお答えがございましたので、私からお答えすることは省略させていただきます。

国民所得に対して税負担率がいかようになつておるか。外国に比べて果たして低いのかという御質問でございます。

これにつきましては、私どもが国会にお出ししております租税及び印紙収入の説明の中にもございしますように、五十六年度予算で全体の税負担率は、国税、地方税合わせまして二四・二％になつてゐることは事実でございます。この国民所得に対する租税負担率を国際的に比較いたします場合に、それだけを比べていいの、それとも歳出との関連で判断すべきものかという問題が一つあるかと思ひます。日本の歳出に対する租税の割合は非常に低いわけでございします。大体ドイツが八割、アメリカでは九十何％というものを租税で賄つておるわけでございしますが、日本はまだ六九％にとどまつておるということも一つの事実でございします。

政府の規模を租税ではかるという意味で数字で申し上げますと、日本は、国際比較いたしますと

めに五十四年度の数字を申し上げますと、二二%でございませう。アメリカが五十四年度で二七・七でございませう。イギリスが三九・三、ドイツが三一・七、フランスが三〇・八、スウェーデンはもう一つ前の五十三年度の数字しかございませうが、五〇・二でございませう。それで日本は五十六年二四・二にその後ふえてきておるわけでございます。以上が国際的な比較でございます。

それから、もう一つ個人所得に対して所得税の負担率がどうなっておるかという点について触れさせていただきたいと思いますが、日本の場合、五十四年には、所得税だけを取り出しまして個人所得に対する割合をはじきますと四・五%でございます。アメリカは一・一、イギリスが一・二、六、ドイツが九・四、フランスが四・六、以上が個人所得に対する所得税負担率の国際比較でございます。

○大島委員 私のお伺いしているのは、日本は防衛費といふか、この費用はアメリカとかその他の諸外国に比べて一応低いといふですね。アメリカなどは半分以上、あるいはソ連でもそうです。そういうものに対して国民所得に対する租税負担率が低いといふようなことを言っているのかどうか。いま大臣も言われたように、諸外国にはそれぞれ特別の事情があるわけですが、あなた方は一律に課税最低限が諸外国より高いとか、租税負担率が低いとか、そういうことをいふも言われているが、それでいいのか、もっと実質を見ないのかということを言っているわけですか。

○高橋(元)政府委員 お話のように、財政を相互に国際的に比較いたします場合には、単に入る方だけでなく、出てまいります歳出につきましても国際比較をいたす必要があることは当然でございます。そういうことから申し上げますと、アメリカ、イギリス、ヨーロッパの国々につきましても二%ないし三%の国防費の負担があるわけでございますが、全体として申し上げますと、日本の場合は、これは五十二年度の比較で申し上げますと、国、地方、政府関係機関合わせまして、GNPに対して

二八・六%というのが政府の大ききでございませう。アメリカが三四、イギリスが四四、ドイツが四五、フランスが四四、イタリアが四六、こうなっております。日本は政府活動全体が国民総生産の中に占める割合は、まだ日本は相対的に低いわけでございますが、もう一つその中で国の財政に占める租税の割合が低いということは先ほど申し上げた次第でございます。その辺を総合的に勘案いたしまして、国民所得に対する税負担率について国際比較をいたします場合には、先ほど来大臣からお答えがありますように、財政を健全にし、インフレの危険から免れていくためには、国民に対して御理解を得て、税負担の上昇ということをぜひ実現させていただく必要があるのではないかとこの大島委員の考えでございます。

○大島委員 それではこの問題は、また当委員会におきまして新たに直税関係の質疑を取り交わされたいと思っておりますので一応これでとめておきまして、本論の物品税その他の質疑に移りたいと思っております。

まず、これは主税局長で結構ですが、今度新たにライトバン等に対して課税する、しかも電気数物、乾燥機、放熱器、大型、小型テレビ等のスクリーン、ブラウン管、平均して一五%の高率の税を課しておるのですが、いままで非課税であったものがなぜこういふふうに一挙に高率になったのか。むしろ、課税するとならば段階的に課税すべきではないか。いままでこういふものに課税するのを忘れておったのですか、それとも何か特別の理由があったのですか。

○高橋(元)政府委員 現在の物品税の課税対象品目についての考え方と申しますのは、概括して申し上げますと、奢侈品ないし比較的高価な便益品、趣味・娯楽品、こういうものを中心として六十八品目を選んで課税をしておるわけでございます。税制調査会の間接税関係のたびたびの答申の中でも四十三年度の長期答申というのがその考え方を非常にはっきりしておると思うわけでございますが、四十年代以降消費物資が非常に潤沢

に供給されるようになって、国民の所得ないし消費の水準も上がつてまいります。そうなるまいりますと、個別の消費税体系というものを保持しております日本の中で、個別の消費物資ないしサービス課税の典型であります物品税というものにつきましては、消費の多様化に対応して税収の確保を図る課税対象の拡大ということについて、課税物品のバランスという点でも問題がある。一々物品を限定いたしまして課税の対象にいたすわけでございますから、したがって、新規の物品でも、現在の課税物品との関係で、新しく課税の範囲に入れませんかえって税負担の公平を害するといふものもあるかと思ひます。

(大原(一)委員長代理退席、委員長着席)
そういう点で現在の課税物品と、効用、その消費の程度、消費の背後に推定される租税力等の面で懸隔がないという考え方の大型冷蔵庫そのほかの物品を課税していただくということでありまして、消費の高級化を反映して新たに出現したものと、このことでVTRそれからモニターテレビ等を課税していただくということでございます。

し、従前からの個別品に対する消費課税という考え方の線に沿ってやっておりますわけでございます。たまたま法律上十品目、全体で二十二物品というところであらうかと思ひますが、品目数が非常に多くなつておりますのは、四十八年度改正以来に物品の見直しをやつておりません結果、最近の新技术の開発なり消費の高級化ということに対応して該当する物品の数が非常に多かつたということの結果でございますが、これによって従前からの物品税体系の維持、改善という目的に資するものであらうかというふうに考えます。

なお、一言つけ加えさせていただきますと、今十月から新規に課税していただきます物品につきましましては暫定軽減税率を設けておりまして、二〇%のものは一〇%から、一五%、一〇%のものは暫定五%から漸次引き上げさせていただきますという案を御提案いたしておる次第でございます。○大島委員 大臣もお忙しいようですからぜひあ

なたにお伺いしたいのは物品税に關してでございますけれども、これはきわめて常識的な大臣自身のお考えを言つていただきたいと思います。資料の二ページでございますが、「物品税の主要課税物品の最近における課税額の推移」というのがございませう。これについて二、三大臣にお伺いしたいと思ひますが、そもそも物品税の原則として、生活必需品あるいは生活必需品的なものには薄く、奢侈品には厚くというのが原則だと思ひますが、その八番目に化粧品があります。これが相当高位になつておるのですが、私は別にフェミニストの立場から言つておるのじゃないのですが、化粧品というのは御婦人方にとつて必需品じゃないのでしょうか、あるいは必需品に近いものじゃないのでしょうか。

○渡辺国務大臣 それはいまや、中国じやないのですから、日本は化粧品は必需品だと言つても決して差し支えないと思ひます。なぜ化粧品に課税をしておるかということでございますが、これは各税目との均衡の問題もございませうし、お酒に課税しているぐらいでございますし、車もいまや日本では必需品でございませう。テレビとかビデオもこれもいまになつてはぜいたく品とは言えないでしょうね。そういうようなことで全体として、やはり租税能力といふか、そういうようなことも考えまして、広く薄くという趣旨でお願いをしておるような次第でございます。

○大島委員 主税局長、どう思ひますか。
○高橋(元)政府委員 基本的生存にかかわる食糧等、それが必需品であるといふような意味で化粧品は必需品といふことは申せないのではありませんかというふうな考えをしておるわけでございます。その点を考慮いたしまして、四十一年改正でクリーム、それから四十八年改正で香水、それににつきまして免税点を置きまして、その後、免税点の見直しをしております。

○大島委員 いずれにしても化粧品は、ステレオあるいはレコード、フィルム等と比べて、あるいは

は時計等に比べてはるかに高くなっておりますね。これをもう一遍見直す考えはありませんですか。

○高橋(元)政府委員 先ほども引用していただきました四十三年度の長期答申、その考え方では「国民の所得水準が漸次上昇するにつれて、消費物資やサービスが潤沢に供給され、一般的に消費が高度化、大量化、平準化する傾向がみられることに留意する必要がある。このような傾向からみれば、たとえ特定の物品の消費が一般化したというだけの事実がそのままその物品の税率の引下げや免税の引上げを是認することには必ずしもつながらないであろう。」そういうことでございます。こういう考え方を追って私どもは先ほど御説明しましたような物品税の新規対象品目の追加ないし見直しということをやっておりますわけでございます。すべての方々がかなり広くお使いになるといふものにつきました。大臣からお答えもございましたように、消費の背後に担税力を推定することができるといふものにつきました。適正な担税負担をお願いするということがこの個別物品課税の基本的な原則であらうかというふうにご考慮願います。

○大島委員 大臣、日本の人口の過半数を占める御婦人にとって必需品と言われるような化粧品を、こういう高順位に置くということは、ひとつ大臣も十分お考えになっていただきたいと思うのです。

それからもう一点、ここにも関連するのですが、大臣はゴルフあるいはマージャンをやられますか。

○渡辺国務大臣 マージャンもできないことはないのですが、時間がないうちからめつたにやります。ゴルフはときどきやらしてみたいです。

○大島委員 ハンディ幾つくらいですか。(「国家秘密」と呼ぶ者あり)

○渡辺国務大臣 国家秘密ではありませんが、人に発表できるほどのものではないです。

○大島委員 いまやマージャンは非常に庶民的なもので普及していますが、ゴルフ道具というのはいまはぜいたく用品でしょうか、大臣のお考えを率直に聞かせていただきたい。ゴルフ人口は約千五百万とも言われておるようです。

○渡辺国務大臣 これもぜいたくというか何というかわかりませんが、日本のように国土の狭いところであれだけの莫大な金をかけてゴルフ場をつくって、一日のプレーが一萬五千円とかということですから、庶民大衆のものではありませんが、必需品ではないんじゃないかなという気がします。

○大島委員 そうしますと、この資料にも関連するのですが、たとえば三十万円の象牙製のマージャン牌、これはトランプ税ですけれども三十万円の象牙製のマージャン牌を買った場合に税額が八千円、二・一%なのですか。ところが二十万円のゴルフクラブ、これは小売価格ですが、これに対する税額は三万円でその負担割合は三・六%です。つまり象牙製のマージャン牌の負担割合が二・一%で、ゴルフセット二十二万円とした場合には負担割合は三・六%、まさに六倍になっているわけですか。この理由はどこでございましょうか。

○高橋(元)政府委員 ゴルフ用品の物品税率は製造課税で三・〇%ということにいたしております。最高税率でございます。これは小売価格から換算いたしますと、平均的な場合には負担割合が三・三%ということになるわけでございます。マージャン牌につきましては、トランプ税を掛けておりますが、トランプ税でお願いしております税率が、これは従量税でございます。三十七年度の改正で、いまお示しのあったような税率をお願いいたしておるわけですが、象牙製の牌は一組八千円という税率でございます。確かにお示しのようにその後マージャン牌にしましても値上がりしてきておりますし、かなりぜいたくなものも出てきておりますので、トランプ税にすましても負担率また負担のあり方について検討していく必要があるというふうに思います。トランプ税の製造はとかく零細な設備でなされておる。また容易に

そういうことが可能であるものでございますから、負担をいたすに高くしていくことによつて租税回避が起るということもまた問題であろう。その辺を勘案をいたしながら比較的小きな税目ではございますけれども、トランプ税につきましても世の中での考え方、またこういう国会での御議論を踏まえて、今後見直ししない再検討をしていくことにならうかというふうに考える次第であります。

○大島委員 トランプ税は従量税ですが、これをどうしてゴルフクラブのように従価税にできないのですか。

○高橋(元)政府委員 それも考え方であらうかと思ひまして、そういう点につきましては、いまお示しの点も含めまして検討をこれから進めてまいりたいというふうに存じます。

○大島委員 大臣にお願いしたいのは、いま言ったような化粧品の問題、それからゴルフ道具とマージャン牌等々、余りにも不均衡な、これをひとつ大臣としてもよくお考えになっていただきたいと思ひます。

次に、大臣も恐らく五十七年度に大型新税を導入されると思うのですが、されるお考えだと推定するのですが、その場合に物品税あるいは印紙税をどういうふうにされるか。仮に導入した場合に物品税、印紙税はどういうふうにされますか。

○渡辺国務大臣 大型税を導入するというのを言つたわけではないのです。しかし、どうも聞いてみるとそのような疑いがあるようにとられる言動もある。私も私は認めておるわけですか。ということは、幅広い消費に着眼した税を一切放棄しないという事は申し上げることはできません。言つておきますから、しかし、中身が固まっておりますので、どういふようなものが必要なのか、私はそれをやる前にまず歳出のカットを極力やる。それをやらないで大型税の話をすると歳出カットが鈍っちゃうというのも事実だと私は思うのです。したがって、まずそれをやって、いかに歳出カットというものがむずかしいかということ

をまず知ってもらわなければならない。限界がある。限界があつてもその中で伸びる歳出を賄ふというところであれば新税の導入は必要ないわけですから、具体的な考へておられないので、また、具体的組上につたときにどうするかということ、仮定の問題ですから、余り具体的に細かいことを言うと、本当にやるのじゃないかというふうなことをこれ以上とられても困りますから、いまのところその程度にさせていただきます。

○大島委員 この問題を繰り返しますとこんにく問答になりますのでやめます。しかし、他日必ずこの問題は出てきますから、大臣もよくお考えになっていただきたい。

次に、印紙税法に移ります。

私も弁護士の一員でございますが、決して利益代弁で言つてゐるのじゃないのですが、昨日日弁連の幹部とも話しました。現行は弁護士が発行する領収書は非課税となつております。これは営業に關しないからということで。しかし、承るところによると、来年度あたりからこれも課税しようじゃないかというふうなことを考えておられるのか、おられないのか。

○高橋(元)政府委員 明治以来弁護士等の自由職業者がおつくりになる領収書というものは営業に關しない受取書ということでございます。そういう意味では公益法人がつくられるものとか協同組合が出資者との間の取引でつくられるもの、販売施設を持つていない農林漁業者がつくられる受取書とか、サラリーマンというふうな方がおつくりになる領収書と同じ性格というふうな扱いをされていくわけでございます。

ただ印紙税の問題を検討しております過程で、最近における自由職業者の職業活動なり社会的地位に照らして課税対象としていいのじゃないかという考へ方も出てまいつておりました。そういう考へ方も成り立ち得るというところでございすが、私もこれから先印紙税につきましても適正な負担ということを考えてまいります場合

に、ただいまの大島委員の御発言ももちろん重要な参考にもなるわけでございますし、関係者の御意見も広く伺って検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますが、いまお尋ねの、来年そういうことをやるのかという点につきましては、私もまだいまのところはそういう気持ちは持っておりません。

○大島委員 次に、有価証券取引税に移りたいと思います。

今回の改正によって国税収入に占める割合は、有価証券取引税で約一％となっておりますが、これはイギリスやフランス、西ドイツ、アメリカ等に比べて高いのですか低いのですか。

○高橋(元)政府委員 日本の場合、今回お願いをいたしております増収措置を講じた後では、予算に占めます割合、国税収入に占めます割合は一％と相なるわけですが、これはイギリスの大体倍でございます。ドイツもフランスに比べればはるかに高い割合を占めるということでございます。

○大島委員 有価証券取引税はもう少し上げてほしいという意見があるのですが、それは恐らくキャピタルゲインに対して現在抜け穴が多い。年二十万、年五十回以下ならば課税されない、こういう抜け穴が多い。いわゆるキャピタルゲインに対しては非常に寛大であるということによるのだろうと思うのですが、この年二十万、年五十回というのは、いつからの改正ですか。

○高橋(元)政府委員 たしか三十六年の改正によったかと思えます。三十六年に事業等類似所得と株式の買入れ集めによる所得を課税されたほかに継続的取引の販売基準として五十回、二十万株以上ということをもつて明らかにしたわけでございます。

○大島委員 昭和三十六年ですか。昭和三十六年以來の物価騰貴を考えると、年二十万というのはそのままでいいのですか。

○高橋(元)政府委員 これは株数でございますから、三十六年以降二十万株という株式の供給全

体がどのくらい大きくなったかということも考えねばならぬわけでございますが、昭和五十四年度の改正で、御案内のとおり一銘柄を年間二十万株以上売った場合の株式の譲渡所得についても課税の対象にするというふうに広げさせてきていたものであります。有価証券の譲渡所得に対する課税につきましては、証券市場に与える影響ということもございまして、ただそれよりもっと、市場における有価証券取引というものがなかなか明確に把握できないので、いたずらに課税を急ぎますと、かえって実質的な課税の不公平が起るということもございまして、段階的に課税の強化を図っていったらいいのではないかと、このことで、そういう税制調査会の御答申の線に沿って私ども常時検討を進めておるところでございます。

○大島委員 証券局長来ていますか。——今度の有価証券取引税の改正について、証券業界はどういう意見ですか。

○吉本(宏)政府委員 有価証券取引税でございますが、株式につきましては、昭和四十八年度、五十三年度と二回にわたりまして万分の十五から万分の四十五というところで、三倍に引き上げられております。そういったことから、業界としては何とか今回の改正について税率の引き上げを極力小幅にしてほしいということをお願いしております。今回の改正案によりまして、株式でございますが、証券会社の分は据え置き、それから一般人の売り手の場合には万分の四十五を五十五と二・二％のアップということになっております。それから国債につきましては据え置き、その他金融債等につきましては万分の三から万分の四・五、こういうことで、私どもとしては、かなり証券市場に与える影響等を配慮していただいた、このように考えております。証券界といたしましては今回の税率引き上げはやむを得ない、このように考えております。

○大島委員 結論としまして、税制調査会の答申がどうであれこうであれ、昭和三十六年以來据え置きで、物価上昇等を考えてみますと、年二十万五十回というのはおかしい。それからもう一つは、やはりキャピタルゲインに対する課税の態度自身を根本から考えるべきじゃないかという私の意見を申し添えて、ひとつ御参考になれば一遍主税局でも真剣に考えていただきたい。税というのは何としても公平です。キャピタルゲインだけは優遇するということはすこぶるおかしい。

大臣、ちょっと関連質問をいたします。いま御存じのとおり銀行法改正をめぐって証券業界並びに銀行業界が物すごく対立しております。国債の悪化を含めて、これについてちょっと大臣の所見を伺いたいです。これは関連質問ですが、大臣の御所見を伺わせていただきたい。

○渡辺国務大臣 銀行法の改正というものは、かねて長い間の懸案でございまして、数年前から勉強してきて、金融制度調査会の答申が出たので、その方針に沿って法案を作成しようということを実はいまやっております。私としては、法案のしきいはまだ詰まっております。それから、しきいについて申し上げられませんが、やはり銀行業務というのが非常に国際化をしてきた、そのためにいままで行政指導で、貸付制限その他行政指導でいろいろやっていた部分がございまして、外国の銀行が入ってまいりますと、行政指導といってもこれは大蔵省の言うことを聞かないわけですね。日本の銀行は守つてくれるが外国の銀行は守らぬでいいというわけにもいけません。そこで、やはりそういうようなものは法律できちっとしておいた方がいいんじゃないかということもございまして、そしてまた、その銀行業務の中で国債といいますが、実際問題として国債の大量引き受けというものがやっております。そういうような観点から、証券業務と言われる一部のものについては、本来の銀行法の中にも、証券業務がこんなに繁栄する以前、まあ証券業界がなかったと等しいような、株屋はあつたけれども証券業らしきものはなかったというように書いてある条

文も銀行法の中にあるわけでした、そういうようなものも時代に合わしてそれぞれ実態に合うようにした方がいいんじゃないかというようにございまして、私は非常に時宜を得た法律だ、かように考えておる次第でございます。

○大島委員 もう一つ、主計局次長来ていますか。

もう一つ、これは主計局次長、あるいは大きな問題だから大臣からでもいいのですが、ちょっと先ほど物品税のところ質問を忘れたんですが、自動車重量税、ガソリン税等の使途、これを一般財源に回すべしだということ、いや、そうではない、これはやはり道路整備だけに回すべきだという考えが両立していると思うのですが、この点について、ちょっと先ほど物品税で質問を忘れましたので、お願いします。

○西垣政府委員 お答え申し上げます。

一般に申しまして、特定財源制度につきましては、それにそれなりの合理性があるといいたしましても、同時に、財政資金の効率的な使用を阻害する、こういったおそれもございまして、特定財源制度の存在が資源配分をゆがめる結果とならないかどうか、常にその妥当性を吟味していく必要がございます。

いまおっしゃいました道路特定財源につきましても、引き続きまして道路整備の必要性あるいは負担と受益との関係、財政事情等いろいろの角度から検討していく必要があると考えております。五十六年度におきましては、厳しい財政事情に対応いたしまして、道路予算につきましても圧縮に努めまして、五十五年度に引き続き前年度に比し減額をいたしました。ところが、いわゆる道路特定財源が前年度を大幅に下回るといったことになりましたので、結果として道路特定財源のみでなく一般財源を相当程度投入することになったわけでございます。つまり、五十六年度予算に関しましては、道路財源に関する現行の取り扱いが公共事業費の配分をゆがめるおそれがあるから、その意味であえて現行の取り扱いを変更するまでの必要性も認められなかったということござい

ございます。

○大島委員 大蔵省に對します質問は以上で終わります。

続きまして、物品税の改正と車検制度について運輸省当局にお伺いしたいのですが、運輸省から来ていますか。——今回の物品税法の改正によりまして、乗用車貨物自動車が一〇%、これは新規に認められる。それから軽乗用車貨物自動車も新規に五%税率がかけられる。それから従来あるもので、小型自動車あるいは小型キャンピングカーというんですか、あるいは小型キャンピングカーというんですか、これらはいずれも一五%から一七・五%に引き上げられてしまった。それから自動車の冷房装置でもそうですが、一五%から一七・五%に引き上げられた。それから大型乗用三輪自動車及び大型二輪自動車五%から一〇%に引き上げられる。それから普通乗用自動車の税率の引き上げは二〇%から二二・五%、これは租税特別措置法で行うようですが、このように軒並み自動車の物品税率が引き上げられてしまった。そこに日本の車検制度、現在の二年に一回あるいは一年に一回ということの関連、これが国民一般にとって、先ほど大臣も言われましたように、もはや自動車はもう必需品だということ。現に私も東京に一台、和歌山に一台持っているのですが、車検、車検で追い回されて、とてもお金が続かないというのが現状でございます。この辺につきまして、今度の税率の引き上げと現行車検制度についてどういうふうに考えておられるのか、運輸省の明確な答弁をお願いしたいと思います。

○宇野説明員 お答えいたします。

自動車の検査は、道路運送車両法が制定されて以来、使用者の義務としてこれまで実施されてきておるわけですが、特に自家用自動車、マイカーにつきましては二年に一回ということを実施してきております。最近特に自動車の検査に関連いたしましていろいろな料金の経費がかかるというお話も出ておりますが、これまで自動車の使用者に

対しましては安全の確保と公害の防止ということを目的に使用者の義務として点検整備を義務づけておるわけでございます。その点検整備に金がかかるといふお話もございしますが、最近の状態ですと、自動車の検査に関連いたしまして関連法規等の関係で整備料金のほかに自動車重量税の納付の確認ということもやっておりますし、自動車損害賠償責任保険加入の確認もやっております。そういうような関係で、国がいたしております手数料は千二百円でございますけれども、総額的にはかなりの額になっている面もございします。そういう状況の中で、新しい自動車の技術の進歩それから使われ方等の社会情勢の変化を踏まえまして、できるだけ最近の情勢にマッチした姿で自動車の整備、検査のあり方を検討していただこうというところで、検査機関の問題も含めまして、去る二月二日に運輸大臣の諮問機関でありますところの運輸技術審議会に最近の情勢を踏まえた上で長期的観点に立つて自動車の検査、整備のあり方を検討していただきたいということで諮問をいたしました。現在その作業が始まったところでございします。その中で、先生御指摘のような現在の検査の制度ということも十分検討されることになろうかと思っております。

○大島委員 先進主要国ではこの車検はどういうふうになっているのですか。

○宇野説明員 世界全部は不明でございますけれども、ヨーロッパの先進諸国におきましてはほとんどの国が全面的な検査を実施いたしております。それからアメリカにつきましては、連邦ではございまして州単位で検査をいたしておりますが、アメリカの中には数州検査を実施してないところもございします。

○大島委員 いや私がお伺いしているのは、日本のように一年や二年に一回というところがあるところがあるかというのを聞いています。

○宇野説明員 国によつて若干差がございしますけれども、ドイツを例にとりますと日本と全く同じでございます。マイカーにつきましては二年に

一回、それからトラック、バス等につきましては一年に一回の検査を実施いたしております。

○大島委員 ドイツはそうでしょう。フランスはどうですか。

○宇野説明員 フランスにつきましては、現在乗用車につきましては検査を実施いたしております。その他のトラック、バス等につきましては検査を実施いたしております。

○大島委員 それじゃフランスでは無期限ですね。乗用車につきましては検査はないのですか。

○宇野説明員 現状におきましては検査はございせんが、つけ加えますならば、最近ヨーロッパのECにおきましては自動車の検査の制度を充実すべく、レギュレーションディレクティブを策定したやに伺っております。

○大島委員 それから、先ほどあなたが言われた運輸省の審議会の答申というのはいつごろでございするのですか。運輸省に設けられたその審議会の審議にかけているというのですが、それはいつごろ結論が出るのですか。

○宇野説明員 二月二日に運輸技術審議会に諮問をいたしまして現在作業中でありまして、おおよそのめどを一年というところで考えて審議をしていただく予定にしております。

○大島委員 自動車メーカーですが、これは現行においては保証期間を二年間五万キロということですが、余り短過ぎないか。期間としてせめて三年五万キロにする。これをメーカーに対しておたくの方から言うつもりはないのですか。

○宇野説明員 お答えいたします。自動車の構造が発達し性能が改善されつつございますけれども、自動車の使われ方によりまして自動車の傷み方、車両の傷み方、あるいは寿命というものが千差万別になつてまいります。先生御指摘の保証期間というお話がございましたが、この保証期間という考え方には、この間に適宜整備をしていただきながら予定外の部品の傷みが出たとかあるいは交換しなければならなくなつたというようなことが発生いたしますれば、その

保証期間の中ではそれらを無償でお取りかえいたしまして、こういう趣旨の保証期間であるというふうに認識をいたしておるわけでございます。

私どもの立場から申し上げますと、自動車の性能、構造等につきましては、自動車の安全、公害という見地からこれからは規制を強化し、性能を改善させていく予定にいたしております。先ほど申し上げました運輸技術審議会の別の部会で自動車の安全の長期計画を昨年十月に答申をいたしておりますが、それに従いましてことしから逐次安全の強化を図るような作業を進めてまいりますので、そういう作業に対応いたしまして自動車の性能も向上してこようかというふうに考えております。

○大島委員 いま私がお伺いしておりますのは、念のため申し上げますが特定の週刊誌に出たというところを基本にして言っているのじゃないのです。基本的にはあくまでも消費者を保護しなければならぬということ。この下に働いている全運輸の諸君もおられます。毎日毎日血と汗を流して働いている労働組合の諸君もございします。しかしそれらの人々も助けると同時にこの消費者の保護も図らねばならない、そういう意味で私はお伺いをしていこうのですから正直に答えてください。いまの問題、保証期間が新車で二年五万キロというのは余りひどいじゃないですか、あなた自身の考えを言ってください。

○宇野説明員 自動車の部品の構成されているのは数万点と言われておりますが、その中にいろいろな構造あるいは機能を備えた部品がございします。その中で特に走ることによって傷みを生ずるような部分がございします。一番いい例が、ゴム製品等につきましては時間の経過というファクターが非常に大きゅうございまして、そういう面から個別の部品につきましては逐次性能改善がされておるわけがございしますけれども、いま言いましたように数万点から組み立てられております車全体を考えた場合には、どうしてもそういう一番

弱いところからだんだん足を引く張られるという形になってまいりまして、現在私どももそういう性能改善には努力をしておるつもりでございますけれども、それぞれの車に応じた保証期間というものがあるが、それについて設定されておる現状でございます。

○大島委員 いまのメーカーに対する保証期間の問題、それから車検期間の問題、先ほど言いましたように二年に一回がいいのかあるいは二年を三年に上げるのがいいのか、こういうことにつきましても私はこれ以上言いませんが、最後に検査料、普通の自動車の場合大体どのくらい要するのですか。

○宇野説明員 自動車の検査料という正式の料金といたしましては、国が検査の際にいたしております手数料は一般の乗用車の場合は千二百円でございまして、それから整備工場に支払う金は、車によってございまして、二十四カ月点検というものがございまして、二十四カ月点検を実施いたして必要な整備をしてということとで平均的な数字を申し上げます、マイカー二千cc級で五万五千円から六万五千円といったところが平均的な料金ではなからうか。そのほかに先ほど申し上げました税金等がございまして、

○大島委員 そんなに安いものですか。私自身は大体十何万取られているのですか。

○宇野説明員 個別の例についてはつきり申し上げられませんが、十数万かかる。私どもは十数万という平均値を一つ持っているのですが、それは重量税と自賠責保険の二十四カ月分の加入、それに整備料金、それから私も国がいただきます千二百円の検査手数料、こういうものを合算して十二、三万というふうな私どもの方ではつかんでおります。

○大島委員 検査場によって一律ですか。その金額は非常にばらつきがありませんか。

○宇野説明員 その点はばらつきがあるかと思えます。車の状態によりまして、同じ型式、年式の車でもございまして、使用者の車の使われ方あ

るいは道路を走る条件等によってかなり車の傷み方も違います。したがって、先ほど五万五千円から六万五千円という数字を申し上げましたけれども、その上下で外れるものもあるかと思えます。

○大島委員 そうしたら高い整備工場へ出したものが損で、安いところへ出したら得だ、そういうのは運輸省の監督怠慢じゃないですか。

○宇野説明員 高いところに出した方が損という意味で申し上げたのはございまして、車によって点検というものは項目が決まっておりますので、ほぼどの車についても、どの工場でもやっても同じ人工にならうかと思えます。しかしながら、その後のたとえば部品の取りかえだとか手直しというのは個々の車によって違つてまいります。その点が整備料金が一律にいかないという理由でございまして、私も行政指導といたしましては、ユーザーの方からそういうお話を聞か承ることがございまして、整備料金の適正取受ということについてかねがね指導してまいっておりますが、具体的に申し上げますならば、まず受注、受け入れの際にあらかじめ見積もりをつくつて、どのくらいの見積もりになりますかという御説明をし、それで必要な整備をして、特にその受け入れ検査のときに気がつかないようなもので、分解したら部品を取りかえなければいかぬ、しかも部品料がかなりの額になるというような場合には、その場でユーザーの方に電話等で御了解をいただいた上で整備を行つて、さらに整備が終了した時点で整備料金を請求する際には、工賃だとか部品代といったような明細をつつてお客さんに請求書を出す、さらに説明を加える、こういうような形で、お客さんがわけもわからずに金を取られるという不満といふことが起るのではないかという整備工場の方で努力すべきであるということをおかねがね指導しておるところでござい

○大島委員 私は自動車自体のことを言っているのじゃないのです。整備工場によって非常な差があるのじゃないかということを知っているわけですか。

○宇野説明員 非常に実証的な数字がございせんが、先生が御指摘のように、どういった整備をしたかということにもよります、その後ユーザーに対する整備のでき上り、保証の仕方等につきましてもいろいろな差があるかと思えます。先生のおっしゃるような何かが差はあろうかと思ひます。

○大島委員 これは何がしかの差ではないですか。

それからあなたにお伺いしますが、元運輸省自動車局の整備部長、つまりあなたの前ですが、堀山健さんという方を御存じですか。

○宇野説明員 存じております。

○大島委員 その方はいま何をされてますか。

○宇野説明員 日本自動車整備振興会連合会の専務理事をいたしております。

○大島委員 それはどういふことをやっているのですか。

○宇野説明員 自動車整備振興会、これは連合会でございまして、社団法人でございまして、道路運送車両法に基づきまして、自動車の整備に関する設備の改善とか技術の向上を促進するための意見の公表、調査研究、資料収集、情報提供等の事業を行うことを目的として、民法第三十四条の規定に基づく公益法人として設立したものでございまして、その事務局の専務でございまして、

○大島委員 大蔵省の公庫公団の理事長が副理事長クラスだと思ふのですが、その人の俸給はどうなんですか。

○宇野説明員 お答えいたします。ただいま手元に調べた数字を持っております。

○大島委員 私が先ほどから繰り返しますように、消費者の保護、それから整備工場で働くまじめな労働者諸君、こういう人こそ大事にしなくてはならない。私が申し上げるのは、いま一例を引きました、運輸省からこういう関係の方へ天下

あるのじゃないかということを知っているわけですか。

○宇野説明員 お答えいたします。全般的にはちよつと数字をつかんでおりませんが、最近の全国的な退職者の中では、公益法人に再就職している者もございまして、

○大島委員 いま手元にその資料がないと言われれば、こういう整備関係の方へ天下った人の数の大体もわからないわけですか。

○宇野説明員 整備振興会という法人が、中央の連合会を含めて六十三ございまして、その中の約三分の二に、運輸省の自動車の技術関係者が再就職をいたしております。

○大島委員 三分の二も運輸省から行つてゐるのですか。そういうことが結局車検料、検査料が高くなるという大きな一因じゃないのでしょうか。

○宇野説明員 お答えいたします。先ほど整備振興会の性格論を申し上げましたけれども、自動車の整備業というものは国の検査事務の合理化の一環といたしまして、俗に民間車検と言われておりますような指定整備工場を抱えるような業界でございまして、したがって、私どももいたしまして、整備業界が常に健全で、車の完全整備というものを十分担保できるように体質の業界でなくてはならないということとで、これまで指導をいたしましたわけでございますが、そういう指導の段階におきまして、この自動車整備振興会というところがそのパイプ役となりまして、国の方針を受けて会員に徹底させるというような仕事をしておるわけでございます。したがって、その振興会の団体におきまして、自動車の保安、整備等に通曉した専門家がどうしても欲しいというケースが非常に多いと思ひますし、これまで長年にわたつて運輸省の自動車部門で技術関係の仕事、行政をしてまいりました退職者が、定年といひますか国を退職した後の再就職の場として迎えられる。そのことによりまして整備業界に対する私どもの行政の徹底を図る一つのパイプ役にも役立っておりますわけでございます。そういう面から、整備振興会に退職者が再就

職をしておるといふケースが多くなっていると思
えております。

○大島委員 天下りの問題はこれでやめますが、
いずれにしましても、どういふところへ行つてい
るかという資料を提出してください。

それから、最後に言いますが、昨日おたくの方
が私の会館へやってきました、いまこの問題は運
輸技術審議会ですかに係っているから、国会でも
答弁できたいというふうなことを言われておつ
たのですが、そういうことをすると税調の審査中
は大蔵大臣も主税局長も答弁できないということ
になる。そのほか運輸省は、自動車局は、こうい
う改善事業を何にもやらないんですか、その審議
会の答申を待つまでもなくそのまゝ待つておるわ
けなんですか。

○宇野説明員 お答えいたします。

運輸技術審議会に長期的な見地から、これから
の自動車の検査、整備のあり方ということで諮問
をいたしまして、先生方の御意見を承りつつある
いは先生方の間で御審議をいただきつつこれか
ら作業を進めてまいるといふことでございまし
て、私も行政の立場といたしましては、この審
議会で法律問題に絡む問題もあろうかと思いま
すし、基本問題に絡むこともあろうかと思いま
す。しかしながら、現実の運用面といたしましては、
私も必ず行政の日常の仕事の中で改善方には
努力をしまいたいというふうな考えでおるわ
けでございまして、昨年の国会ではまだその審議
に入る前でございます。一度運輸省の見解とい
うことを申し上げたことはございますけれども、
その見解に対していろいろ御意見がございまし
て、その御意見をまとめる形で審議会にかけた
ということでございます。私もその立場といた
しましては現在の審議会の先生方に白紙で御議論
をいただきたいことから差し控えておるわけでご
ざいます。

○大島委員 資料の提出はできますか。

○宇野説明員 天下りの関係でございいますか。
——できるだけ調べて調査いたしたいと思いま

す。提出いたします。

○大島委員 それを要求します。

それから、先ほど大臣からくしくも言われたよ
うに自動車は生活品なんです。これは何もライト
バンとかそんなものじゃないのです。田舎へ行き
ますとやはり山に登らなければならぬ、畑へ行か
なければならぬ、車がないと行けないのです。大
体それは乗用車も多いのです。そういう意味で、
都会的な感触と田舎で申します感触とは若干違
つて、田舎ではむしろ乗用車が生活必需品にほ
近づいてくるのです。その点をよく考えて、いま
私が申し上げましたこと等を勘案して、それから
資料も出していただきたい、そういうふうと思
います。

ちよつとまだ時間がありますが、これで終わ
ります。

○綿貫委員長 午後零時三十分再開すること
し、この際、休憩いたします。

午前十一時二十五分休憩

午後零時三十分開議

○綿貫委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

午前引き続き質疑を続行いたします。柳沢伯
夫君。

○柳沢委員 それでは午後の質問を始めさせて
いただきます。

これは個人的なことですけれども、本会議、委
員会を通じて私の処女質疑でございまして、そ
れに大蔵大臣に御出席いただいております。た
くということは大変私にとつてもラッキーで、ま
た名誉なことだと考えております。以下、質問を
させていただきますので、明快な御答弁をお願い
する次第でございます。

この委員会の質疑も大臣に対します一般質問が
終わり、重要な歳入法案の第一号である酒税法の
改正案も審議が終わって、けさほど採決が行われ
るというふうに進んでまいりました。それからま

た、この委員会と非常に密接な関係にございま
す。予算委員会の方も総括質問が終わり、一昨日で
したか、財政再建に関する集中審議が終わったわけ
でございます。したがって、この段階は、大
体本年度の歳入歳出予算を通ずる骨格的な問題点
がほぼ出尽くした段階ではないかと考えるわけで
ございまして、したがって、われわれはきょうから
また歳入法案の個別的な検討に入るといふことで
ございまして。

そういうことできょう、物品税法、印紙税法、
有価証券取引税法それぞれの一部改正法案の審議
に入っておりますが、私はまずその
前に、これまでの骨格的な論議、そのうちの特に
歳入関係の政府側と野党との質疑応答を聞いてお
りまして、若干引かかる点も感じたわけでござ
います。したがって、この際、総論的に私が
ちよつと引かかる点を感じた点につきまして御
質疑を、政府側の見解を改めてここに確認をさ
せていただきたいと思います。

その第一は、野党の皆さんから御質問のあつた
物価調整減税にかかわる論議に關しまして、まず
所得の伸びがあつた場合に、それにかかる税額が
その所得の伸び以上に非常に急速に伸びるとい
う点が、あたかも何かおかしいことのように論議さ
れておつた点がございまして、これは非常におかし
いと思うわけでございまして、一番担税力に
税負担をお願いするという思想に合致する制度
として累進課税制度があるわけで、それのもとに
おいては所得の多寡に応じて、低い所得に対して
は低い税率、高い所得に対しては高い税率で課税
が行われるというところは、もう当然のことござ
いまして、それが問題であるといふのであれば累
進課税制度そのものの否定につながってしまうの
ではないかといふことを非常におかしう感じたわ
けでございます。

それはそれとして、第二にちよつとおかしいの
ではないかと感じた点では、政府答弁を聞いてお
りますと、物価調整減税を勘弁してもらいたいとい
ふ論拠として、一に財政事情、二に課税最低限

が必ずしも諸外国に比べて低くない、それからけ
さほど初めて大臣から、減税をやるならその原資
を公債の増発に求めざるを得ないではないか、求
めるとすればそれはインフレにつながってしまう
のではないかとのお話もあつたわけでございま
す。私はこの政府側の答弁を聞いておつて、もう
少し国民にわかりやすい説明が何とかできないの
かしらといふことを非常に感じたくてございま
す。特に財政事情をもつて減税が不可能である
といふことを言う場合には、金がないからでない
よといふ非常に味もそつけない話になつてしま
うのではないかと。特に財政事情を言うときに、こ
れは不規則発言ではございましてが野党側から、そ
ういふ財政事情にしたのはだれだ、だれの責任な
んだといふ発言も聞かれたわけでございまして。そ
こで、こういった問題の一番根源にあるところの
石油ショック後のわが日本経済にいろいろな影響
が出ておるわけですが、それがどういふ形で税財
政あるいは家計、企業に響いているのかといふこ
とからの御説明をしていただいた方が非常にわか
りがいいのではないかと私は思つてございま
す。

これは釈迦に説法ですが、石油ショックが起
れば、インフレ、国際収支への影響と並んで所得
の移動が起こるわけでございまして、識者の一説
によれば、今度の第二次石油ショックでも一年間
に八兆円の所得の移動が起こる。つまり俗なと
えをすれば、われわれの家庭にどれだけの入つて
八兆円とられていってしまうわけでありまして、
そういうこと所得の目減りの負担を国民経済の
中の経済主体である政府、企業、家計がどうい
う形で負担をしなければならないかという観点から
の御説明をしていただく方がわかりやすいのでは
ないかと思つてございまして。そういう意味
から、計数等があればそれでも、物価調整減
税をしてやりたいけれどもできない事情といつた
ことについて、少し国民にわかりやすい説明をし
ていただけたらいいのではないかと考える次第で
ございまして。そういう説明ができるかどうか、お

考えをお聞きしたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 ごもつともな御説だと思ひます。私は過去半年間にわたりまして財政再建PRというものをやってきました。大蔵省の言っていることは非常にわかりづらい、いまごろ借金ができたと言われたって、知らない間につくっていかにも国民の責任であるかのごとく言われることは迷惑だという意見があることは事実でございまして、そういうことをわかつてもらえなければ財政再建はできない。そこで私は、大蔵省でも「財政再建を考える」というパンフレットを出したり、あるいは歳出百科を出したりしてきたわけでありまして、委細はそれを見てもらえたいわけですが、一口に申し上げますと、あなたの御説のように経済は順調に來たわけではございませんけれども、昭和四十九年以降いわゆる第一次の石油ショックというものがあつて、非産油国は全部それによってインフレと失業と国際収支の赤字、国内収支の赤字に悩んでおる。これは世界じゅうの現象ですから、日本もその例に漏れない。そこで当時、昭和四十八年の租税は十三兆九千億でした。それが昭和四十九年には少し上りましたが、昭和五十年には落ち込むということで、いわゆる不況時代に入ってきた。ですから収入が減るんですから、収入が減ったならば収入に合わせて生活程度を落とせば赤字にはならないわけでありまして、しかし、生活程度を落とすことが日本の景気にいい影響を及ぼすかどうかという判断のもとで、それはやはり日本では生産力があるのだから、この際借金をして公共事業等、金をばらまいてもインフレにはならないだろう、こういうようなことで公共投資というものを大きく進めていくようにして、それで結局生産力を増強させ、物の流通をよくし、景気の回復に役立ててきた、これは意味のある話であります。私は成功だったと思ふ。

という議論と両方あつて、いままです福祉向上のために尽くしてきたんだからこれは落とすべきじゃないというのとは野党で一致をして、財源がないから結局赤字国債を発行せざるを得ない。そこで赤字国債を発行しながら、要するに福祉年金の増額や医療の無料化の推進や文教関係の助成の拡大や、みんなやってきたわけでありまして。だから、当然国民にそのときからしわ寄せが直接いくべきものを政府がそこで肩がわりをして、そうして国民の生活水準の低下になる部分を政府が借金をして低下をさせなかった、こう言つても過言では少しもないのじゃないか、そう私は考えておるわけでございます。したがつて、直接、ストレートに国民の福祉が停滞または切り下げられるべきものを下げないで、むしろ政府が肩がわりをして借金をして伸ばしてきたのですから、経済が順調にもとに回復すれば、その肩がわり分は自然増収の中で徐々に吸収してもらつて、それからもう一つは自前の生活をしてもらうようにするということがあたりまえなので、そういうようなオーソドックスな財政に切りかえてきたというだけの話でございます。

○柳沢委員 大臣の改めての御説明で、石油ショックによる影響を政府がいわばショックアブソーバーの役目をしてきたというお話がよくわかつたのでありますが、願わくはこれからの議論においてもそういった問題についても少し計数をもつて言えるといういなという感想を持つわけでございます。

第二の、私が野党と政府の質疑応答を聞いておつて若干気にかつた点でございますが、給与所得者の納税者割合がほかのたとえは農業所得者あるいはその他の営業所得者の納税者割合に比べて非常に高いという事実が統計でも明らかになつておるようですけれども、そういう事実に基づきまして、これがストレートに課税所得の税務当局による捕捉の水準の違いであるかのようによつて決つた議論が横行しておるように思ふわけでございます。しかし私も個人的なことですが、

役人をやめてより国民生活に近い立場に身を置くようになりましてつくづく実感しているのですが、たとえば農業所得をとりましても、農家の所得というのはいよいよお米でしたら政府に売り渡すものですし、その他のいろいろな農業生産物もほとんど農協を通じて売買取引が行われておるわけでございます。売上げの除外といったようなことは一体どういふふうにして起るのか、なかなか実態に即して考えてみますと、そう簡単問題ではないように思ふわけでございます。ほかの営業業の方々も法人成りしたような規模の方ですと実感としても売上げが相当多いというところが多いわけですが、法人成りしてないような営業業の方にはむしろ零細な人が多いというのも実感として私は感じたくてございまして、そういうことから、余り給与所得者の人の納税者割合が高いからということだけをもちつて日本の税務行政がクロヨン、トリーサンを認めてしまつておるということが言われ過ぎるということでは、非常に日本の税務行政に対する信頼が揺らぐ結果になりますので、私はこのあたりで少し実態を税務当局としても改めて調査をしてみ、それはなかなか説得力のある調査をどういふ方法でやるかというのは非常にむずかしい問題だと思ふのですけれども、もう一度このクロヨン、トリーサンと言われる議論についてしっかりとした客観的なデータをわれわれに与えるように考えられなかつたかということをお聞きわけでございますが、この点はいかがでございましょうか。

○渡辺国務大臣 クロヨンとかそういうものは、制度的には私は世間で言われるようなことはありませんとおつておるのです。私は一番気の毒だと思ふのは青色申告をしている事業所得者じゃないかと思ふ。完全に、本当にきちんと計算されておれば、いつ取れるかわけのわからない売掛金も所得の対象ですし、売れるかわけないかわからない買入込んだ在庫も利益の中に入つておれば所得の対象だということですから、別に青色申告控除制度なんというものがあつたわけじゃないのですから、私はそれは一つの風評であつて、制度的にはそういうものはない。ただ現実の問題として、要するに給与所得者の場合は脱税というものはないが、申告所得者の場合にはときどき脱税というものがあつたから、そういうものが非常に目につく、したがつて執行面でもつとそういう捕捉をきちつとやれという御議論があります。それは事実であります。たまたま国税庁が調べた結果、調べたうちの何%に増減額が出たとか、それが全部引き伸ばして申告所得者にそれだけの脱税があるということにはならないというところは、かねて言つておるところでございまして、農家の場合も同様であつて、ただ農家の人は資産を持てゐるから、同じ三百万の所得があつても生活程度は楽だということでは言えるかもしれないということをお聞きわけでございます。したがつて、あなたのおっしゃる通りに農家や中小企業の人はいつぱり脱税している、そういうことでは絶対ないわけでございますので、誤解のないようお願いしたいと思ひます。

○柳沢委員 直税部長、何かございましてか。

○小幡政府委員 ただいま所得の捕捉漏れに関連いたしまして、そのための特別の調査をしたかどうか、こういうお話でございますが、私も率直に言ひまして、現在の非常に限られた人員の中で効率的な調査をやつていくということに追われておるわけでございますので、そういう実態調査するためだけに人を割くということ、私も思ふわけでございます。ただ、私も思ひましたのは、主要な業種につきまして、税務署の中で申告書の内容をチェックするといふふうなことに使いますために個人営業者等につきまして経営実態を把握するための調査といふふうなことも、現実的に若干のものにつきましてはランダム調査によつて行つておるわけでございますが、そういうふうな内容等から見ても、世間で言われているような大きな所得の申告漏れがあるということはないといふふうな考えでおる次第でございます。

○柳沢委員 それはきょうのところはそこでおきますが、いま大臣の御答弁にあったことは私は非常に重要な点だと思ふのです。つまり、給与所得者の場合は生産手段がないのはもちろんでございませうけれども、それよりいまや国民の夢になっていくような居住用の資産がない場合が多いわけですね。それに対して農業所得者、営業業の方々の場合、これはある場合が多い。給与所得者の場合はないわけではなくて、逆に将来それを持つために収入のうちの相当部分を貯蓄に回さなければいけないという事実があると思ふのです。そのことが給与所得者は少し税が重いんじゃないかということにつながっていくんだらうというふうに私は思うわけでございます。そういうことを前提にいたしますと、私は二十世紀の初めから累進税率を持った所得税というのが一番公平な税であるということ、全世界を通じてと言つていいと思ふのですが、税制を仕組んでいる国が多いのですが、支出税ですね。支出がどのくらいできるかという能力に応じて税金をかけるのが非常に公平になるんじゃないか。これは学者の一部が言つていふことでございまして、直接税としての支出税でございませう。そういうことをわれわれとしてもひとつそろそろ頭に置かなければいけない段階に来ているかもしれないというふうに思ふわけでございます。直接税としての支出税を具体的に仕組むというのは大変むずかしいものですから、技術的には間接税としての消費税にならざるを得ないわけでございます。得ないわけでございますが、そういういたしますと、いま物価調整減税に絡んで野党の人たちと政府側の質疑応答を聞いておると、どうもその辺のところに話がいけないとなかなかいまのわれわれの社会を前提にして公平な税を仕組むということにはならないのじゃないかというふうにも思ふわけでございます。これは誤解のないように言つておきますけれども、財政再建論としての一般的な消費税の話ではなくて、税の体系論としての話でございませう。財政再建論としての消費税ということになれば、きょうはちよつとそういう

準備もしませんでしたけれども、私も私なりに大臣にもお聞きいただきたい私の考えも実はあるわけですね。しかし、きょうはそういうことじゃなくて、税体系論としての間接税たる消費税の話もそろそろ考えなければいけないんじゃないかということについてお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 いまお示しのカルドアの言つておりました支出税でございませうけれども、これは確かに税制上の一つの考え方といたしまして、貯蓄に課税せず支出が社会の受益をあらわすものという考え方で、それについて累進的な課税をしていくということでございますから、理論的には非常にすぐれたものであらうと思ひます。たしかインドのビハール州でございまして、その辺で実行に移されたこともあるやに聞いております。ただ、残念ながらいまもお話に聞いておりますに執行上どうしたらいいかということがなかなかむずかしい。そこで、間接税の場合に、これまたよく御案内のように税制の安定性とか、それから公平性と申しますか、水平的な公平というものがそのメリットとして挙げられておりますけれども、そういうものをできるだけ、言われておりますような累進性がないと申しますか、むしろ逆進的であるということのデメリットをどういうふうな形で消していくのか、そういう工夫とあわせまして支出税ということも念頭に置きながら仰せのような線で今後の税体系のあり方というものについて抜本的な検討をしてまいりたいというふうに考へております。

○柳沢委員 以上で総論的な復習みたいな話を終わらせていただきます。本日の本題であります物品税法、印紙税法、それから有価証券取引法に入りますが、時間の関係で非常に駆け足の質問をさせていただきます。

まず物品税法に關しましては、物品税の中での課税の面で横綱の役目を担はせられている自動車税の課税が今回も税率の引き上げという形で取り上げられておりますけれども、このごろの新聞を見

ますと、連日米米の間で日本の自動車輸出の問題が取り上げられているわけでございます。そういう意味で私、今回の税率の引き上げがこういう日米間の貿易摩擦の関連で一体どういう影響を持つとお考えになられたのか、その辺大丈夫だろうかということについて御説明をお願いしたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 アメリカ側が乗用車の物品税の引き上げにつきまして懸念と申しますか、表明をしております御意見というのが大きく申して四つあるわけでございます。一つは、御案内のとおり、わが国の国内の物品税では二千ccを超えます乗用車と二千cc以下の乗用車で税率を異にしております。アメリカから輸入してこれら米米国車は主として大型でございまして、二本立ての税率で上位税率が適用されるアメリカ車について不利であるというのが一つであります。もう一つは、大型、小型とも今度二・五%引き上げさせていただきますという案で御審議をお願いしておりますが、同じ率だけ引き上げても値段が高いアメリカの車に比べて税負担の増加額が大きくなるのではないかと申しております。それから、最近日本国内における米英車の販売が低迷しておるところ、米国車については税率引き上げの余地がないと申しますか、転嫁する力に乏しいと申しますか、それが三つ目でございます。四つ目がわが国の物品税法によりまして輸入車の課税標準はCIF Fということになっておりますが、国産品の課税標準が輸出でございまして、これと比べてCIF Fの方は運賃もあり、保険料も入つてしまつて不利ではないか、これはFOBにしてみたい。これら四つがおおよそアメリカ側の意見かと思ひます。

これについて私どもとしては、二本立て税率と申しますけれども、これはテレビについても冷蔵庫についても二本立て税率があるわけでございます。より高い物品と申しますか、より高級な便益についてはより高い税率を適用するというのは国内の税制として決して不思議なことではないと

思ひます。二番目に、乗用車に対して二本立て税率を適用しておるといいますけれども、これはアメリカの車であらうと国内の車であらうと同様でありまして、大型車というのは国産が八割、輸入車が二割、このくらいの比率になっておりまして、その点で内外差別というわけではないと考えております。それから税負担を今度二・五%増加させていただきますけれども、額ということになりますと、輸入車はマージンが非常に大きいものがございますから、むしろ国産車の引き上げ額の方が大きくなる。もともと税負担はむしろ製造場蔵出し価格に対する率で決まるわけですから、率からしますれば等率でございませうけれども、負担額、つまり価格に対する影響というところからしますと、むしろ輸入車の方が幾らか少ないということが言えるかと思ひます。それから販売低迷という問題と税負担を増加させるのは非常に困るという御意見でございますけれども、この点については国内の交通事情なり駐車場のスペースなり、また日本人の車に対する嗜好、アメリカ車の仕様というふうな問題、また維持費の問題等がございまして、一概に物品税の責めに帰するといふわけにはいかないだらうと思ひます。課税標準はヨーロッパの付価値税でも同様でございませうし、日本の国内消費税は一律にそうでございますが、すべてCIFによつておるといふことで、向こう側の言われることは私どもとしては、いわば、言葉が悪いかもしれませんが、誤解であるということについての論拠は十分持つておるつもりでございますが、いろいろなそういうこともございまして、日米間の関係ということも念頭に置いて、五%引き上げたという話もあつたわけでございますけれども、今回二・五%ということに引き上げ幅を圧縮しておるといふことでございませうし、アメリカに対してその辺のわが国の、全体として一兆四千億円の増税をお願いしなければ財政の健全が保てないというふうな財政事情を初めとして、税率引き上げの事情について十分御説明をして、今後とも米側の理解を深めるように

努めてまいりたいと考えております。

○柳沢委員 いまの主税局長のお話の中で、特に額としては若干なりとも少額だという点は、私は逆じゃないかと思つて心配しておりましたので、私も非常に救われた議論でございました。ありがとうございます。

最後に、駆け足になりますけれども、流通税の印紙税と有価証券取引税につきまして、一つずつ御質問させていただきます。

印紙税は、私も日本の社会の中に非常にうまく定着している税金だというふうに思うわけでございます。この伝統というものは、流通税ですからも、余り痛痒を感じない程度であるということが一番肝心なところで、そういうことが確保されているから非常にうまく定着しているというふうな関係にあるのではないかと思うわけでございますが、今回の流通税の二倍の引き上げが、そういう日本の印紙税のいい伝統を損なうことがないのかどうか、その辺についてどういうふうにお考えかということ、最後に、有価証券取引税の問題につきまして、有価証券取引税というのが流通税としてどのぐらいの水準が一番妥当であるかというところにつきまして、OECDあたりでも、資本市場のあり方との関連でかねて議論がありまして、作業部会の方から、レコメンデーションという形ではないようだけれども、大体〇・五％ぐらいがいいところではないかというふうなこともございまして、まあ今回、株式について民間人同士の譲渡については〇・五％までいったわけです。このあたりが限界ではないかというふうに考えますので、その点についての御見解を承って、私の質問を終わらせていただきます。

○高橋(元)政府委員 明治六年度でございまして、もう印紙税は歴史を百三年経過しておるわけでございます。その間に、お話のように、確かに日本の取引の中に印紙税というのは定着をしてまいりました。

これは流通税でございまして、文書の作成、行使の背後にありますところの租税力というのを

漠然と推定をいたしまして、それに対してごく軽い税率で負担を求めていくということでございます。その税率は現在、階級定額税率のところを取り出してみますと、万分の一ないし二というふうな非常に低い税率でございまして、これについて今回二倍に引き上げるといふ案を御提案しておりますけれども、それによって負担が過重にわたるものではないというふうな、非常に簡略でございまして、考えております。

それから有価証券取引税は、日本の場合、現在、株式の場合万分の四五でございまして、フランスあたりが小口の取引で万分の三十、ドイツが万分の二十五というところかというふうな承知しております。OECDでも、たしか租税委員会であったかと思いますが、万分の五十、いかなる場合でも万分の百を超えてはならないというふうな統一的な取り扱いを出しまして、と申しますのも、資本の自由な移動という利益というものの着目して、それを阻害することのないような税率の設定ということを国際的に求めておるわけでござい

す。

私も、財政事情との兼ね合い、また証券市場に与えるいろいろな影響等を考慮して、今回、二％の引き上げという案をお願いをいたしております。まあOECDの考え方も一つの基準ではあるろうかというふうな考えておる次第でござい

ます。

○柳沢委員 どうもありがとうございました。

○綿貫委員長 塚田庄平君。

○塚田委員 まず大蔵大臣に、一般的な、総合的なことを質問したいと思ひます。

一般的なことと言へばもうこれは財政再建以外にないだろうと思ひますので、財政再建について大臣の基本的な考え方についてまずお伺いをしていきたいと思ひますが、野党が聞いたのは、いつも同じことを聞くんじゃないか、もう恐ろしく大臣も、予算委員会を通じ同じことばかり答弁している、おれはもうあきあきしたというのが本当のところじゃないかと思うのです。そこで、ちよ

と角度を変えまして、私が聞くのではなくて、あの人を通じて、ひとつ大臣の率直な意見を聞きたいと思うのです。

たしか財政再建についての議論がだんだんと高まってくるなか、去年の八月かと思ひましたが、東大の教授の内田忠夫さんが、これはよく御存じのとおりですが、「拝啓 大蔵大臣殿」ということと、手紙の形式である新聞に、大臣に対する質問状を出しております。もちろんこれに対しては当然、答弁いたしますが、大蔵省は、大臣を中心にしたしまして、博士号を持っておる二人を帯同しまして、各項目について回答をいたしております。そこで、大臣の回答表などでございしますが、詳細に私は読みました。しかしこれは、私は、以下質問するような内田さんの質問のポイントから若干外れている面もあると思ひます。

私は特に、内田さんの数項目の中で、第一、第二というのがこの質問の大きな骨子だ、ここがポイントだ、こう思ひますので、この点についてひとつ大臣に率直な意見を賜りたいと思ひます。

その第一の質問は、大変むずかしい言葉なんです。財政再建は一体政策手段なのか、あるいは目的なのかということなんです。

なぜこういう質問が出てくるかというと、どうもあのゼロリストあるいはまた歳出百科、あるいは「財政再建を考へる」、ずいぶん次から次へと冊子が出たのでありますが、そういう中で繰り返されるのは、とにかく当面財政再建、赤字国債からの脱却、もうそこに全部焦点をさぼる、それが自己目的だと言わんばかりのPRがなされてきておるといふことに対する、恐らく内田教授の懸念といひますか疑義といひますか、あるいは極端に言えば反対意見といひますか、それが述べられていっているのです。

そこで、第一問の、財政再建は一体政策目標なのか、あるいは政策手段なのかということについて、若干の回答はありますけれども、どうもこれははつきりしない回答で、目的でもありあるいは目的でもないというような回答になっております。

ので、その点ひとつはつきり、これからの質問の展開で一番重要な問題になりますので、お答えを願ひたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 結論的に言つて、物は程度問題だと思ひます。私は、政府が借財をすることによし、借財をなくすこともよし、問題はそれと

きの経済にどう対応していけるかが問題だ。財政収支というのが、五十五年程度ではともかく歳出の三三・三三・五五ですが、もう三分の一も国債に依存しなければならぬ。こういう国は世界にないんです。それからもう一つは、すでに国債が出過ぎてしまつて、そしてそれが金融政策の足を引っ張つてい

る。消化が困難になつてしまつた、のされてしまつたという状況になつてきておる。一方歳出の面でも国債の償還というものが昭和六十年から始まるというふうな時期に續けて赤字国債を増発していくということは大変なことになる。財政インフレになりかねないということ。そういうふうな事態がそこまで窮迫をしてくれば、財政再建は長期的に見ればそれは政策目標と言へるかどうかは問題なんだけれども、当面の目標としては政策課題だと言つて差し支えないんじゃないか。

それで、財政そのものは手段だと内田さんは言うわけですよ。私も手段的に考へて、あるときは緩く、あるときはきつくやつていいんです。やつていいんですが、現在のようにもう硬直してしまつてどうしようもないという状態になれば、当面そこから脱却することが政策目標だと言つても少しも過言でないし、それでよろしいというふうに私は考へておるのです。長い目で見ればそれは手段かもしれない。

○塚田委員 大体同じようなことが八月の回答書の中で述べられていたんですが、新経済社会七カ年計画をつくるときにその点についてずいぶん議論が重ねられたと思ひます。つまりこの七カ年計画の目標と政策の中で一番最後の五番目に財政の再建ということが一応出てきております。これを入れるかどうかについて非常な議論が行われたわけな

んです。なぜそうかという、結局国の経済の目標なり計画なりというものは、それは前の四つに限定され——限定というか尽きるんじゃないか。四つというのは、第一は完全雇用の達成と物価の安定、失業の問題あるいは物価の問題です。第二番目は国民生活の安定の問題、これは当然教育の問題とか、あるいは消費生活の問題とか、あるいは福祉の問題が入ってきます。第三は国際経済発展への寄与あるいは協調の問題。第四は総合的な経済安全保障といいますが、せんじ詰めて言えば、あるいはそういう基盤をどうするかという問題、これがそもそも目標であって、そのために財政の健全化を図るんだ、つまりそれは手段である、私はその意見に賛成なんです。つまり財政再建は自己目的じゃないんだ、そのものが目的じゃないんだ。それでまあ大蔵省の方ではいろいろ計画を立てましてやっておりますけれども、それが半年おくれる、あるいは半年早まる、そんなことは問題じゃないんで、基本的に一体そういう基盤が醸成されつつあるか、あるいはしたかということが問題なんであって、その点から私どもは以下議論を展開していきたいと思っておりますが、私は政策手段として見るべきだ。目標として見るにしても、いま大臣の言ったとおり、長期のものじゃなくて、私の言った前の四つが目標であって、それに至る中期的な目標というかあるいは短期的な目標というか、それが財政再建だ、こう内田教授は言っておるのですけれども、どうでしょうかね。私はこの点では内田教授の議論に賛成なんです。

○渡辺国務大臣 だから私は先ほど言ったように、こういうような物価安定とか国民生活の安定とかというのを言っても、現在財政をルーズにしておいて物価の安定にならぬわけですよ。国債を出す、国民が消化不可能だ、日銀に引き受けさせるというようなところまでいってしまうと、物価の安定とは逆の方向に行ってしまうわけですね。そういうような点で、むしろいま言った四つの目標がこのままの状態では達成できない。それは要するにいままでは国債を発行することによって

不況の乗り切り、生活の安定を図ってきたわけですね。つまり公共事業費をふやして雇用の増大を図って物の出回りをよくしてやってきた。これは財政を使ってきたわけですよ。それから一方はせっかくならば物価水準をこまめに上げたんだから、不景気だといつても、福祉水準を下げたんだから、不景気だといつても、赤字国債を発行しながら、それで教育水準を引き上げたり、私立大学の補助金をどんどんふやしたり、それから福祉年金をふやしたりやってきたわけですよ。それはできた。できたけれども、それでも大変なインフレにはならなかった。需給ギャップがうんと大きかったからということが言えるわけです。

ところが、現実の問題として、もうともかくそんなに国債を発行されても、とてもじゃないが引き受けられませんかという状態になっておる。引き受けられなくなったのは金利を上げなければならぬ。一方国内の物価安定のためには金利を下げろという声があるんですね。金利をもっと下げたらどうだ。ところが国債のクーポン額面を下げる、逆に国債が値下がりしてしまつて利回りは上がる、裏目に出てきてしまつてというような状態になってしまつた。いわゆるクラウディングアウトと言ふのか何と言ふのかね。結局そういう問題が起きてくると、もう限界を超してしまつておる。したがって経済は拡大されるから多少の余地はあるけれども、ここでどんどんいままでのペースで国債発行、つまり国の借金をふやしていくということが、逆にこれからはいまま言つた国の政策目標を足引っ張つてしまつていくことになっておる。

したがってやはり最大の、一番いい治療方法というものは、国がどんどん借金をするのはなくて、少しずつ借金をするのを減らしていくということが何よりも大事なことになるわけですね。だから私は、財政当局としては、つまり国債の減額、財政の健全化、これが当面の政策目標である、こう言っておるわけでございます。物は言い方だと思ひます。

○塚田委員 これは議論していると全く学校の講

義の議論をやっておるようなもので、やめたいと思ひますが、次は——次といひますか、それは次の第二の質問に非常な絡まつてくると思うので

第二の質問は、内田さんは、財政再建、これは増税によらなくてもいいんだ、増税によらなくても自然増収で賄える場合があるし、それが理想的だ、拝啓大蔵大臣殿、どうですかというのが実は

それ、この点についていろいろ最近特に企画庁、これははっきり言ひますと、河本長官は経済審議会の総合部会で同じように増税をしなくとも大体財政再建、少なくとも七カ年計画で想定されておるような指標は達成できるのじゃないかといふことを実は言っておるわけです。これに対して大蔵省は余りいい顔をしてないようですね。これはいま言つた内田さんの第二の質問と絡んできわめて重要な問題であると考えますので、この第二の質問について、拝啓大蔵大臣殿、どういった考えを持っておられるのか。

○渡辺国務大臣 財政再建というのは自然増収で行うのが一番いいのです。私もそのつもりでおるのですよ。したがって、自然増収四兆五千億円というものが見込まれる、大体そこらへいくのじゃないか。しかしその中で二兆円の国債を減らしましょうというところは、返済はまだ考えてないのですから、これから始まるのです。要するにいまのところは発行する量を二兆円減らしましょう、その分歳入は減りますから、四兆五千億のうち増収分の二兆円は国債を発行したいと思つて発行しないですぐに充てますよ、それだけのことで

す。自然増収があと二兆五千億残る、これはいわゆる国債の利払い金と地方交付税に大体取られてしまふ。したがって自然増収はそれで使い果たされてしまつておる。そこで問題は、それでは歳出カットをやつていけばいいじゃないかという議論なんです。できれば私もそれがいいのです。一兆九千億の当然増及び準当然増があつたわけですね。要するに一兆六千億の当然増、必然増ですね。

それと約三千億の当然増。つまり老人がふえれば年金がふえる、これは当然増ですよ。老人がふえれば病気が必然的にふえてくる、これも当然増です。物価が上がれば年金をふやすかどうか、これは必ずしも当然増とは言えないが、しかし常識的には準当然増で、やはり年金スライドというからは物価が上がれば年金もふやしてやらなければならぬ。それまで入れると一兆九千億円になる。その一兆九千億円を歳出カットだけでできるならば私はやるわけです。だがそれができないというところで、極力抑え込んでやってもできないというところから、その当然増及び準当然増の財源を他に見つけなければならぬ。しかしそのままだではだめですから、二兆何千億円の増税が必要になってしまふ。それでわれわれとしては極力歳出カットや抑制をやります。一兆四千億円の増税、一兆四千億といつたって地方交付税に三千億行きますから、国が使へるものは一兆一千億です。その一兆一千億円のもので一兆八、九千億のものを吸収したわけです。それには税外収入や歳出カットというものもやってきたけれども、もっとやれという声があることも事実でございます。それには法律制度にも手をつけなければ何千億というカットというのはなかなかむずかしい。だから内田先生の言うように自然増収と歳出カットで全部いけるのならないが、当然増はどうしてこたえるのか。ちよつと自然増収だけではそれらの増大する経費を賄うことができないという現実を直面して、このような政策をとつたということでございます。

○塚田委員 これは私の意見でもあり、内田さんの意見でもありますが、むしろ現実はいま言つたようないろいろな計画があります。あるいは議論もありまうけれども、たとえば五十五年の例をとりますと、自然増は思つたよりもずっと上がつてきておる。これは経済活動が非常に活発になつてきたということと税金の収入が上がつたということとは御承知のとおりで、予想外の自然増ですね。それで国債の減額もできた、こういうこと

付金でございませうとかそういう税外の負担がプラス〇・四ないし五ありますから二四・七くらいだろうと大体思ふわけでございませう。そこは別に私どもとしてもその数字が間違つておるとは思つておりません。

ただ、ちよつと申し上げておきたいと思ひますのは、自然増収だけで財政再建ができるということの意味でございませうけれども、現在一般会計で約二六％の国債があるわけですが、この国債を消していきましますためには、交付税と国債費を払つて、国債を二兆円から二兆円減額いたしまして、なおかつ合理的な範囲でのぎりぎりの歳出の伸びがでなければいけません。ただ、七割弱、正確に言いますと六九％です。だけれど租税で支えられていないということからすると、大変むずかしいのではないかと申すをまず申し上げて御理解をいたしたいと思ふわけであります。

昭和五十四年に法人税を中心に非常に税収が伸びたわけでございませうが、当時の税収の伸びが全体として一四・四％だったわけですが、それから七割の税収が一四％伸びても予算全体は九・八しか伸びられないわけでございませう。しかも、その場合には公債不変であるということになります。さつき大臣も申し上げましたように、交付税と国債費で大体歳出の五％くらいは食われてしまふわけでございませう。そうしますと四・八残りますが、国債を二兆円落とせばやはり四％何が要りますから、したがって一般歳出をゼロにするか、さもなければ国債減額ができないかどつちかだということになつてしまつて、現在の歳入構成をもつてしては自然増収だけで国債減額はむずかしいといふことは言えると思ひます。しかば、今後その一四％といふ伸びが伸びがいかどうかといふことだと思ひますが、これは今後七カ年計画で想定しておられますGNPの伸びを五十六年度を初項にして等比に直しますと一・七といふことになります。一・七％経済が伸びるときに通常どのくらい、三十二兆三千億という現在の

税制で税収の伸びが期待できるかと申しますと、答えからしますと私はやはり一四％が限度だろうと思ひます。と申しますのは、過去十年間の弾性値は一・二で、高いときは確かに一・九といふこともございませうが、一・五といふのは最近の数字でございませうが、最近の一・五の中には預金の金利が毎年、前年に比べて四割も伸びるというふうな事態が入つておりますから、恒常的に続くとはとうてい思へません。そうなりますと大体一・二といふことをとりましますと一・七掛ける一・二で一四％、これが中期的に見た税収の伸びる力でもございませうし、先ほど私が五十四年に一四・四伸びたのが極度であると申し上げたのも、そのテストという意味を持つていたのだと思ひます。そういうことで、今後税収が一四％ずつ伸びていくという計算を仮にいたしてみますと、新

経済社会七カ年計画の六十年度の国民所得というのが与えられておりますので五十九年に戻して計算をいたしますと、大体国税、地方税合わせた税負担で二五％くらいだろつと思ひます。当時の国民所得は、これもやはり等率で結びますと三百二兆、国税、地方税の合計が七十五兆三千、こういうふうな計算になつてまいります。このほかに〇・三、二五％といふことになります。このほかに〇・三、四くらい税外の負担があるとしても全体としての税負担率と国民経済計算でいう租税負担率といふのは二五・三、四といふような感じではなからうか。二六カ二分の一といふところにはとても行き得ないといふふうに私も思つておるわけでございませう。

○塚田委員 これは数字のとりようで、たとえば弾性値などというのとはとりよつてはいろいろ違ふのです。しかしこういうことは言えると思ふのです。たとえば財政の中期計画などはその重立つた指標は全部フォローアップしたこれにのつております。都合のいいところは七カ年計画に準拠する、都合の悪いところは七カ年計画は間違ひである、これでは話にならぬじゃないか、このように私は思ふのです。都合の悪いところをも

う一遍出してみますか。たとえばフォローアップです。これでは増税の増の字も書いてないのです。いいですか。「経済の適正成長に伴う税の自然増収に期待する」として租税特別措置とか税外収入、こういう面でも徹底的な見直しをやる。租税特別措置の見直しというのは減収要素ですから、これで増税を図れということとは租税特別措置を整理しなさいということなんです。フォローアップではそういうことを言つてゐるのです。そのあとを讀みますか。この「計画で想定した程度の率まで」、つまり二六カ二分の一の税負担を「高めていく」とはやむを得ないといふ言ひでゐるのです。

つまりこれが、こゝまではしたくないのだけれども、国民よこまではがまんしてくれ。その証拠に「その場合、この点について、国民の理解と協力を得つつ、政府において十分検討を行う必要がある」。私は、いまの経済運営の一番大きな指標であるこの七カ年計画はこういうことをうたつておると思ふ。増税の増の字も出てないのです。むしろ自然増収が出てゐるのです。むしろ租税特別措置の見直しが出てゐるのです。どう思ひますか。

○高橋(元)政府委員 私、先ほどいろいろ数字を申し上げましたが、あれは七カ年計画のフォローアップのフレームを使つての数字を申し上げたわけでございませう。それからただいまお示しの七カ年計画の数字そのものは自然増収に期待するとともに、租税特別措置、税外収入、受益者負担または原因者負担など収入面での徹底した見直し、つまりそういうものによる増収措置を図る。しかし、各種の構造的な歳出増加要因もあるし、国民生活の安定と充実に必要となる行政需要もある。これに

むを得ないと思ひますから、喜んで負担を高めたいなど一つも申し上げてゐるつもりはないのですが、やむを得ない限度が、やはり自然増収だけでは追いつかないので、税負担を高めていただく措置をお願いすることはやむを得なからうといふことで、大臣もお答えしておりましたように国民の理解と御協力を今後十分得ていく必要がある。歳出についても徹底した見直しをしなければならぬといふことを私も常々申し上げておりますし、ただいまもそういうことでお答えをさせていただきたいと思ひます。

○塚田委員 やつていたら時間がなくなつてしまふので、そういうことでやはり私も、経済の運営をうまくやつていくという、そういう諸要件を整えながら、ひとつ自然増収でまず財政再建を図る。財政再建については徹底的にやらなければならぬと思ひます。歳出の削減もあわせてやるということ、ひとつ御努力をお願いしたいと思います。

〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕では、物品税の方に移りたいと思ひます。物品税の創設ですね。大体物品税というのは、当初は奢侈品とか、便益品、あるいは娯楽品、それを購入する場合の租税力といふんですが、こういうことに着目してかけた税金から始まつておる、こう考へておりますが、最近ではもう物品税の種類はすいぶん多くなつてきて、これはもう物品税だけの別表を見てもちよつと見切れないほどの数になつております。恐らく大蔵大臣はだから一般消費税でそれは整理した方がいいのではないか、こう言いたいところだろうけれども、しかし、こういう情勢の中でさらにまた課税品目がふえ定された意味がだんだんと失われてきておる。つまり日用品に対しても、あるいは製造物品とか資本財とか、それでもつて仕事をやる、あるいは商売をやる、あるいは経済行為をやる、そういったものにもどんどん税金をかけるということになつてきておりますが、これは逆行だと思ふ

のです。たしかその点については五十一年十二月の税制調査会でも、果たしてこういう状況でいいのかという疑問を投げかけて議論したはずなんです。したがって、いま出てくるこのやり方はとにかく何でも取れるところから取っちゃえという精神がもう見え見えだというふうに私は思うのです。典型的なものです。どう思いますか。

○高橋(元)政府委員 昭和十二年に支那事変特別税法で物品税が当時十品目を選んで創設されたわけでございます。その当時には、戦時経済でございますから、確かに奢侈抑制、消費抑制、そういう政策目的があったかと思うわけでございませう。その後何回か変更を経まして昭和十九年、戦時中の末期には百四という品目を対象にして物品税が課せられておった時代もございませう。戦後の混乱期から後、戦時色を払拭するということ、また高度成長、岩戸景気とか神武景気とかそういう時代を迎えまして非常に消費が伸びてまいりまして、一方で所得も伸びてまいりまして、その反面で所得税なりほかの税収の伸びも大きかったものでございませう。消費税につきましては課税範囲の縮小とか免税点の引き下げとか税率の引き下げが行われてきたことは事実でございませう。しかし、四十年になって、四十三年の税制調査会で長期答申というのがございませうけれども、その中ではっきり言われておりますように、非常に消費水準が上がってまいりました。消費財やサービスの供給も潤沢になりました。消費が高度化、大量化、平準化いたしました。そういう傾向を踏まえまして、それから後は奢侈品、娯楽用品、便益品、こういった消費に示される担税力の照応関係を反映すべき個別物品、サービス課税としてやはり重視していくべきものであり、たとえばいまお話もございましたいたけれども、特定の物品の消費が一般化したというだけの事実から物品税率を引き下げたり免税点を引き下げたり課税を廃止することは適当ではないだろう。むしろ個別消費税ではございませうけれども、従価、また担税力照応という性質を持つておりますこういう物品税を大事にして

いって、課税物品のバランスを考えながら競合商品なり類似商品を随時課税の中に取り込んでいくことが必要ではないかという考え方にまいりまして、その後たびたびの改正を繰り返して、今回その考え方のもとに御審議をお願いしておるわけでございませう。

○塚田委員 これは毎回物品税のときに出る議論なんです。だんだんと広まっていった。当初、奢侈品あるいは高級品というものに限定していたけれども、だんだんと広まった。そのときにたとえば外したものがあつたのです。書画骨とうあるいはキリだんす、これはしつちゅう言われることです。あるいはまた金です。これは大蔵大臣、後でひとつ金とは何かも含めて答弁してください。こういったものは全部外れております。このキリだんすとか高級織物、書画骨とう、これは一体どうするのですか。このまま課税しないで、これこそ高級なものなんです。書画骨とうなんというのはいわば趣味の品物なんです。当然かかっていると思うのですが、この点はどうですか。

○高橋(元)政府委員 書画骨とうのことからまず申し上げたいと思います。確かに昭和十九年に百四品目になったと先ほどお答えを申し上げたわけでありませうが、この時代には書画骨とうについて物品税の課税が行われておつたわけではございませう。しかし、書画骨とうにつきましてはいろいろ実際上の問題があります。一つは、創作品と申しますか芸術品と申しますか、美術品に対して課税することがいかどうかという一般の感觸の問題、第二に個人間の相対で売られるものが多いものでございませうから、物品税をかけるのと申しましてもなかなか執行上むずかしい、製造されてくるというよりもむしろその後転々流通をしておるわけではございませうから、そういうものについて物品税をかけることがうまくいくかどうか、うまくいかないとすればバランスを失するのではないかとというような問題がございまして、書画骨とうにつきましては三十七年に課税を廃止したわけではございませう。

それから高級織物でございませうけれども、これ昭和二十四年までは織物消費税をかけておりました。二十四年に織物消費税を廃止をいたしました。その後、二十九年と三十四年に課税の案を御提案をしたわけでございませうが、零細製造者が製造されるということ、伝統的な、たとえば西陣のような製作技術を保存する必要があるという理由から、これはついに実現を見なかつたわけではございませう。

いま仰せがありましたキリだんすにつきましては、四十一年に課税廃止になっておりますが、これは手工業製品でございまして零細な業者の一品一作品的な工作方法でつくられるということでございませう。したがって、伝統的な製作技術を保存する必要があるという理由から四十一年に課税を廃止したわけではございませう。

四十三年の長期答申におきまして、「一部の高級消費財が課税されていくことについて物品間の負担の不均衡ないしは不公平感があることに配慮しつつ、かつて課税が廃止された物品及び新規の物品をあわせて、これを課税対象にとり入れることの適否について改めて検討を加える必要があろう」という御指摘がありまして、その後私どもも常に検討を重ねておるわけではございませうが、ただいま申し上げましたように、書画骨とうのように消滅せずにたびたび売り買いされるもの、こういうものについての物品税の課税、それから織物についてもキリだんすについても同様でございませうが、零細な業者が手づくりでつくられる、それに対して物品税を課税するということは執行上非常に問題がございまして、それでは小売課税の方がいいのではないかと議論を一時したこともございませう。なかなかむずかしい問題でございませうけれども、常にこういう点につきまして課税のバランス、課税物品相互間のバランスという観点から今後とも検討を進めてまいりたいというふうに存じます。

○塚田委員 今後とも検討ということではございませうが、書画骨とうなどは、これは芸術品に課税する

るのはどうかという御答弁もございましたけれども、この売買はいわば投機的な言いませうか、とにかくあの絵を買っておけばいい値が上がるんだということで、特に画廊を通じて売られてくる、相対の売買はなかなかつかめないのです。が、画廊等を通じてやるという場合には、これは当然課税の対象にすべきではないか、こう思います。

それから高級織物、たとえばつむぎなんかそうなんです。ところがつむぎというのは、皆さんいま大島紬を本物だと思つたら間違ひですよ。韓国へ行って韓国からこつちへ逆輸入されて、そうして大島紬になって売られていくのです。それは見る人が見れば本物かどうかは区別すべきだと言ふのですが、糸で向こうへ行ってそしてまた大島に帰ってきて大島紬として売られる。日本では課税されません。高級なものですから物品税はかからないのです。黄八丈とかあいうものは。こういうのは一体どうするのですか。こういう国際的な分業が盛んになってきて、いや芸術品だ、いや伝統的なあれだ、こう言つていられない、そういう品物になってきているのじゃないか、こう思うのですが、これがまず一点。

時間がありませんから第二点。今度の物品税で自動車の問題、特に俗に言うライトバンですね。一体なぜこれに課税したんだろうか。ライトバンは確かに乗用兼用といえますが若干乗用の場所がある。そういうものにかけたのです。しかし、ライトバンはいま中小企業の重要な資本財です。いまスーパーがどんどんできる。中小企業は結局玄関口まで物を運んで品物を届ける。これがみそなんです。スーパーは出かけていかなければ買えない。だから、中小企業は運んでくれるからいいんだ。その唯一の運搬物に税金をかけていくというこれは中小企業の対策からいっても大変過酷な税金ではないか。いまわざわざこれを起こしてかけるというのではないのじゃないか。いや若干人が乗れると言いますけれども、物を運ぶのですから店員も乗るでしょう。あるいは一人が二人にな

る場合もある。そういうことで課税するということは絶対に許されない、こう思うのです。どうでしょうか。

○高橋(元)政府委員 織物でございますが、織物につきましては、いま仰せのように非常に高い付加価値を持っておりますし、また国内でその需要も非常に盛んであるということは事実だと思えます。

そこで、先ほど申し上げましたことですが、その製作過程でうまく課税する方法がありますれば、それは一つのものでございませうけれども、三十三年に臨時税制委員懇談会、いまの税制調査会の前身でございますが、そこでもこの問題を取り上げていろいろ議論をしておたわけでございますけれども、やはり小売課税だろう、それから必要最小限度の範囲のものに限定して、当時の金で一反二万四くらのものに限定をしておけるといふような工夫はどうであらうかというふうなことの検討も行われたわけでございますが、中小企業とか伝統技術の保存というふうなことで目の目を見なかつたわけでございます。

骨とう品につきましても、相対で売られますものについては把握が非常にむずかしいわけでございますが、いま塚田委員からお示しのありましたようなことについてさらに執行の適正を期するようないい方法があるかどうか、これは引き続き私どももぜひ検討してみたいと思えます。

それからライトバンでございますけれども、ライトバンが提供いたします便宜につきましても、仰せのように物を積んで営業用に使うということがあるのも確かでございますが、運転者席の後部に乗用装置を有しているもの、そういう法律の表現になっておりますが、これは課税物品である乗用車と同じような便宜を提供しているというふうに考えていいのではないかと。

そこで、確かに中小企業がかなりの割合を占めておられるとは思いますが、中小企業が乗用車を買われました場合にはその乗用車としての課税を受けられるわけでございます、便宜部分に

つきまして、したがって、荷物の積載部分があるということを考えて、普通車でございますと二・五%、小型車でございますと一七・五%の税率に對して一〇%というふうなライトバンは軽減をし、軽自動車については一五%という乗用車税率に對してライトバンは五%という税率を決めるといふ形で荷物積載部分があるという点についての配慮を行って御提案をいたしております。

○塚田委員 特にライトバンについては、これは資本財でございますので、商売の道具なんです。そういう面で合理的に中小企業の人たちに負担のかからないような方法を別途考慮することはできないものかどうか、たった一点。

○高橋(元)政府委員 たとえば会社が使っております乗用車というものの、ある意味で言へば、塚田委員仰せのような意味で言へば資本財という、会社の事業の用に供されるという意味ではそういう意味合いを持てないというところは言い切れないと思えますけれども、それが提供いたします乗用車としての便宜という点では個人の自家用車であれタクシーであれ会社の業務用車であれ、そこは甲乙がないという形で課税をお願いいたしておるわけでございます。貨客混用であるという趣旨から税率について一〇%または五%というふうな軽減することによって乗用部分についての乗用車としての便宜というものに課税をするとは、むしろ物品税の税体系全体またその課税物品の選定の方法からしてむしろ当を得たものであるというふうな私どもは考えておるわけでございます。

○塚田委員 私は逆に理解してもらいたいのは、確かに乗用部分がありますけれども、いまの交通事情等を勘案するときに、運転はやる、物はうちまで運ぶ、また車に乗って運転していく、これはもう大変な疲れなんです。事故のもとなんです。だから、それが一人や二人乗るというふうなことは当然だと考えなければならぬと思うのです。運転する者は運転をやる、物の運び屋はやらぬ、そしてAのうちの前へ着いたら直ちに降っている

人が物を運んでいく、こういう形態なんです。だから、その形態をよく見てとらえてもらってライトバンについて、特に営業用のライトバンについては考えてもらいたい、こう思っています。

さて、大蔵大臣、金とは何でしょうか。金とは金だと言へばそれまでですけれども、ゴールドです、物品があるいは通貨か。

○渡辺国務大臣 金とは、通貨になっていない金はやはり金でしょうね。物品でしょうか。

○塚田委員 聞いているのはこつちです。何なんですかと聞いているのです。

○渡辺国務大臣 だから物品だと思えます。

○高橋(元)政府委員 補足して申し上げますと、物品税法の別表の一に掲げます貴金属または貴金属の加工品ということで、物品でございます。

○塚田委員 それでは延べ金に――これは物品なんですから。これに税金をかけるのはどういう理由ですか。

○高橋(元)政府委員 金地金でございますが、指輪などの貴金属製品の加工用素材でございます。それで、それにかかると、たとえば歯医者さんの使います金、それから工業用の、万年筆のペン先になります金、こういうものにも課税が及んでしまふということでございますから、それは申し上げましたように、貴金属または貴金属の加工品という形になった段階で課税をするという扱いにしておるわけでございます。

○塚田委員 ところが局長、この金の延べ金、まあ地金といいますが、これが投機の対象なんです。御存じのとおり、金の値上がり、値下がりというのはいくらも激しいものです。去年恐らくグラム七千円だった、ことしはその半値だ。その値動きというのは、もうほかの物品とはちよつと違ふのです。つまりこれは投機の対象としてやられておる。特に最近ではクルーガーランド金貨というのがある、これは南アフリカ共和国でつくっておるのですけれども、出回っております。きょうの目録を見ますと、また日本にゴールドラッシュが来たといふことなんです。これは完全な商品ですね。し

かし、これは一オンス、二分の一オンス、四分の一オンス、十分の一オンスですか、いろいろ種類があつて、十分の一オンスには税金がかからないことになっております。つまり、二万五千円以下の免税範囲なんです。しかし、これを十個買えば、これは一オンスなんです。しかし、十個買つても税金はかからぬのです。一個が免税範囲ですから。百個買つても千個買つてもそんなです。

ね。先ほど言った金そのもの、これは何か、物品だと言いました。そうであるならば、金の地金に對してもある程度税金をかけていくといひます。か、課税対象にすべきではないか。ことに、いわゆるかばん屋というのがございまして、かばんにそれを詰めてあちこち売って歩くあれがあるのです。これも後でいろいろ市場の問題で聞きたいと思つておる。クルーガーランドというのは公に売られておる。しかも、これは免税点があるというので、八百人も並んだそうなんです。大臣、四、五日、銀座のあるところを売っているところ、それが買つたために、そして順番に札を渡して売つたそうなんです。最近の金の輸入のグラフを見て下さい、ずっと上がつてきていますから。

いま言った免税点の問題と、金そのものについて一体税金との関係でどう考えるか、ひとつ大臣よろしく答弁してください。

○高橋(元)政府委員 物品税でございますから、「別表に掲げる物品には」「物品税を課する。」と書いてございまして、物品ということが課税の単位になるわけでございます。

したがしまして、免税点二万五千円ということでございます。いまお示しのクルーガーランド金貨と申しますのは、「メダルその他これに類する収集品」という物品なんでしょう。物品の個数をどう勘定するかといひますと、一個というのは、たとえば十分の一オンスの金貨一個であればやはり一個なんでしょう。それから一オンスの金貨一つであればやはり一個でございます。これは特定の物品を課税対象にする個

別消費税である物品税としてはもう課税上どうにもならない問題でございます。

いま御質問があるというので急遽調べてみますと、二月二十六日現在でクルーザーランド金貨の一オンスは十三万二千六百三十四円売ってあるようでございます。これには物品税を掛けてあります。これは小売でございますから一五%、十分の一オンスのものは非課税でございます。一万二千三百三十七円四で売られておるようでございます。これは事の起りは、香港の金市場の売買値に手数料を加え、金地金のグラム当たりの小売価格を出して、あとこれに重量を掛けまして、製造経費と通関手数料、小売マージン、物品税額を加算して、いま申し上げたような金目が決まっておるわけでございます。

こういうふうなめんどろなことをせずに、延べ金の段階で課税がでないかというお話でございます。確かに非常に示唆に富んだお話でございます。すけれども、延べ金の段階でかけますと、製品になる前の段階でございます。これはもう物品ということになるのか、さらに製造を経まして他の貴金属製品になった段階で課税すべきもので、工業用なり医療用なりのものでかていくというふうな弊害がございますのでめんどろな、原料用の免税でございますので非常にめんどろな手続にもなりますから、これは金は決して減失するものじやございませんので、したがって製品の前段階で課税をするというたてまえをとっておるわけでございます。

○塚田委員 通産省来ておりますか。それで、いま答弁があったとおり、ゴールドラッシュといひますかいろいろ金貨は物品であることは間違いないのですけれども、価値が非常に高いということに投機材料として使われる。延べ金のことと言いましたけれども、金に刻印を押してあるのですよ。たとえばAという店の刻印を押して、この刻印を押したものを私どものところへ持つてくると調べないで時価で買います。こういうことをやっているのですよ。だから完全な商品なんです

ね。こういうものについて捕捉できないと言いましたけれども、ひとついま言った課税の方法をどうするかというのを考えていただきたいと思うのです。

そこで、金取引ですけれども、そういう一応投機品、あるいは場合によっては先物取引を行うというところ等も出て、先ほど言いましたとおりかばん屋というのがあります。これがやみからやみやみで殺して、何かテレビの文句のようなあれですけれども、うごめいて歩いてる。こういうった取引をもっと表に出して明朗にやることが一般の大衆に対して、仮に投機としても損害を与えないあるいは間違ひを起させない、あるいは公正な取引を確保する道だと思ふのですよ。

それで、この金市場の問題について通産省は一体どう考えておるのか、この際、経過を含めてひとつまとめて答弁願いたいと思ふ。

○江崎説明員 金市場の問題でございますが、昨年の国会で商品取引所法の第八條の解釈というのが、いま御指摘の金の悪質取引ということに関連して問題になりました。その解釈が、従来、上場してある商品はもちろん類似施設をつくるのは禁止しているということだったので、上場してない商品についてはどうかということが問題になりました。従来のように非上場商品についてまで私設市場をつくるのを禁止しているというふうな解釈するのは無理だということになりました。現在、このところでは、上場してない商品についてはだれでも市場ができるということになっておるわけでございますが、こういうことでは非常に問題があるのではないかとこのことになりました。現在通産省では検討しております。

それから、いま御指摘の金市場の問題でございますが、これらにつきましてもやはり通産省の資源エネルギー庁を中心としたしまして、金市場というものがどうかという問題につきましても、特に金の流通の実態面に照らしまして必要かどうかということを検討しておるわけですが、特に金の先物市場につきましては、現在の商品取引

所法によりまして、公正な先行価格指標がつくられる場合ですとか、あるいは金の生産とか流通に携わる業者、そういう方々がリスクヘッジの場として金の先物市場を使うかどうかということの問題になるわけでございますが、そういう流通面の実態に照らして先物市場が必要かどうかという点を現在検討しております。

それに対して、東京証券取引所を中心にしたしまして委託保証金率の引き上げとかあるいは信用の規制、値幅制限、こういうようなことで規制をやつてまいりました。さらに過小資本の株式に対してこれを貸借銘柄から外す、特に三十億円未満の株式については信用取引の対象として外す、こういうようなかなり切った措置もとつてきたわけであります。

○山梨説明員 ただいま江崎室長の方からお答えしましたが、金市場の問題につきましては、私も資源エネルギー庁の方から、現物の流通面というところで担当しておりますので、市場問題についていま検討会をつくりまして、検討してもらっているわけでございます。この問題につきましましてはいろいろな立場の方、いろいろな意見の方がございまして、こういう意見を広く聞くようにしたいと考えておるわけでございます。そのほかにも、海外の事情等も考慮しなければならぬというところで、若干時間を必要とするのではないかと考えているわけでございます。問題の重要性にかんがみまして、できるだけ早く結論を出していきたいと思ふ次第でございます。

○塚田委員 アメリカは最近個人株主といひますか、これがどんどんふえておるそうす。しかし日本の個人株主というのは逐年減少いたしております。恐らく五十五年度、まあ本年度、来年度になりまして三〇%を割つてしまふのではないかと私も考えております。これは一健全な株式のあり方かどうか。なぜ一健全な株式のか。かつては「株式よこんには」と言つたのですよ。いまは「株式よきようなら」という時代になってきました。これは法人が持ち合うというふうな問題等も出てまいりました。新聞等では高島屋とダイエーがどうだこうだ持ち合いを公然と相談し合つて、銀行が中に入って仲介をするというふうなことも行われております。

さて、時間もありませんので、印紙税を質問したいのですけれども後にしまして、有価証券の方にい入りたいと思ひますが、ずばり大臣、近ごろの新聞やあるいは雑誌等をにぎわしておるいわゆる誠備グループの問題を一体どう考えますか。仕手戦の問題です。

○渡辺国務大臣 個人株主が何で離れるか、これは魅力がないからでしょうね。私は、たとえば増資なんかの場合も、日本の取

○吉本(宏)政府委員 誠備グループの問題でございますが、昨年の五月ごろから株式市場におきましてかなり投機的な現象が強くなつてまいりました。いわゆる小型株に対して集中的な買いを入

○塚田委員 わかりました。できるだけ早く結論を出さないと、この問題、ますますいろいろな被害が出てきますから、ひとつ早急に出していただいて、業界をまとめるようにしていただきたいと思ひます。

こういふことを、一体証券局としては黙つて腕を組んで見ておるか。誠備グループの事件というの、後でいろいろ質問しますが、そういう個人離れの裏側がここに露呈したというふうなわれわれは考えておるのですが、意見を聞きたいと思ふのです。大臣、どうですか、総体的に大臣の意見を……

るので、ひとつ強力な、しかも決意を込めた体制でこの問題について対処してもらいたいというのが私の希望です。

そこで、証券局でございますが、さっきいろいろと、これからの証券業界の姿勢を正すための方策を二、三言いました。今度のいわゆる誠備グループの事件、これはいま脱税で、そのうちの特定の人がやられております。やられてというのは大変失礼な話なんです、しかし私は、証券法の百二十五条、つまり相場操縦の禁止規定ですね、これとの関係をやはり証券局としては注意しなければならぬと思う。のみ行為ではないと思ひますけれども、少なくともこの相場操縦、いわゆる仕手戦というのは、相場を操縦するのです。もうあの事件は仕手戦ということに、世間的な常識になっておりますね。

そして、この仕手戦から来るいろいろな事件というのは、過去にも例がありました。あるいは殖産住宅の問題、あるいはまた、先ほど申しました高島屋の問題、あるいはザール機器の問題、宮地鉄工の問題、十全会グループの問題、これはもう数え上げると切りがないのです。そういうことについて百二十五条違反として、あるいは違反に近いものとして、証券局はこれに対して適正な指導をしたか、あるいは取引所に対して一定の指示を与えたかということについて、ひとつ御答弁を願いたいと思ひます。

○吉本(宏)政府委員 百二十五条の問題でございますが、これは御指摘のように、いわゆる仮装売買とかなれ合い売買、相場操縦、こういったものを禁止した規定であります。

この百二十五条の違反と申しますのは、これは刑事罰が科せられておりまして、したがって、その犯意の立証がなかなか困難であるという点がございまして、たとえば「他人に誤解を生ぜしめる目的」あるいは「売買取引を誘引する目的」とか、こういうようなことで、目的の立証がなかなかむずかしいという点がございまして、そういうことで私どもとしては、たとえば昨年

の十二月、東京証券金融の安喰というのが起訴をされておりますが、これはまさに百二十五条の違反ということで適用になっております。

したがって、そういうケースはあるわけでございますけれども、一般的な買い占めあるいは買い集め、こういったものについてすべてこの百二十五条を適用するということはなかなか困難だ。私どもとしてはむしろ、そういった買い集めによって株価が乱高下して、一般投資家に不測の損害を生ぜしめるというようなことについて、特に信用の規制とかあるいは価値制限、そういった規制を通じて調整をしていきたい、このように考えておるわけであります。

○塚田委員 乱高下と言いますけれども、たとえば今度の誠備グループの問題、これに關係した安藤建設あるいは石井鉄工あるいは丸善、全部毎日できずで、取引ができていないのです。そして取引があったとしても、不二家にしたって

これはもう名前を言うことは差し控えました。全部乱高下なんです。指導当局としては、当然そこ百二十五条の問題があると考えなければならぬでしょう。過去において、朝日麦酒の問題あるいは高島屋の問題、片倉工業の問題、宮地鉄工の問題、何にもやられないじゃないですか。これは一体どうなんですか。

○吉本(宏)政府委員 そのいわゆる株の買い集めとそれから仕手戦というのは、必ずしも同じではないわけでありまして、たとえば、十全会が朝日麦酒の株を大量に買い集めた、これは仕手戦とは若干違うのではないかと申しております。それから、御指摘の、誠備グループがいわゆる誠備銘柄と称します若干の銘柄をかなり大量に買い集めた、これは言うなれば仕手戦と私どもは認識しております。

ただ、いま申し上げましたように、この目的と申しますか、相場操縦の意図が客観的に立証をされないといふ百二十五条は適用できない、こういう問題がございまして、御指摘の点はよくわかりますが、百二十五条の適用ということになります

と簡単にはいかない、こういうことであります。

○塚田委員 仕手戦はどうだとか買い占めはどうだとか言っておりますけれども、百二十五条というのは、相場操縦は禁止しているのです。仕手戦にしても買い占めにしても、相場の操縦であることには間違いないでしょう。だから、そういう観点から、調べるのか、あるいは警告を発するとか、あるいは取引所に指導をするとか、そういうことがあつてしかるべきだと思うのです。

いろいろと専門的な用語を使っておりますけれども、これは相場の操縦であることには間違いないのです。紛れもなく百二十五条違反なんです。あるいは違反の疑いなんです。だから、当然これは指導すべきなんです。そういう紋切り型のあるいは形式張った答弁では、聞いて一般国民は、いやあ当局がそんなんだから、もう株なんかこわくてそへ寄れない、こう思うのは無理もないと思うのです。どうでしょうか。

○吉本(宏)政府委員 株の買い集めによりまして株価を上げていくということは、いわゆる仕手戦と言われているわけでありまして、市場が、基本的に自由なる市場ということになっておりますので、これを、いわゆるその百二十五条の規定を適用して相場操縦ではないかというのを判定する客観的な証拠と申しますか、これの認定が非常に困難だということでございます。

ただ、私どもは、そういったいわゆる仕手戦というようなものを放置しておくことでは決してございまして、その間に株価の異常な上昇があつて、かつ一般の投資家に迷惑をかけるというようなことがあれば、これは取引所等を通じて十分に規制をしまいたい、このように考えているわけでありまして。

○塚田委員 もう時間がございませぬ。俗に百二十五条は抜かずの刀と言われております。いや、そうじゃない、おれは去年の暮れに岡三証券の問題で抜きましたと言いますけれども、これも一体どういふに解決するのかさっぱりわからぬ。だから、百二十五条というのは、よく

は証取の根幹だと思うのです。いわゆる大衆投資家の保護のためには、これは生かさなければならぬ。これをそう軽く扱われたのでは困ると思うのです。

それからさらに、大臣、この問題には税金が絡んでおりますね、脱税が、誠備グループの問題、いま挙げられておるのは脱税なんです。やれる余地が残されておるのは架空名義あるいは二十万株、五十万、この制限なんですよ。つまり、キャピタルゲインはそれ以内であればからぬ。だから何とかしてそれ以内におさめよう、そのためには架空名義をたくさんつくる、みんな無税です。だから、キャピタルゲイン課税というものは、これを防止するためにもひとつ考えなければならぬ。

もう一つは、受取配当の益金不算入の問題、これは結局個人株主が非常に少なくなつて法人間の持ち合い、これが多くなつておる。しかも配当は益金不算入だ、こういう制度的なところに大きな問題があると思ひますので、もう時間がありませんが、こういった問題について十分検討するといふ御答弁をいただければ……

○渡辺国務大臣 私は専門家がありませんからよくわかりませんが、それぞれの専門の部署でそれは公正に対処をしていただきたいと思います。十分検討します。

○塚田委員 時間がありませんから終わります。

○大原(一)委員長代理 柴田弘君。

○柴田委員 物品税、有価証券取引税、印紙税等々についてお聞きをしていくわけでありまして、その前に私は、いま質問問題になつておりますグリーンカードの見直し論について大臣初め当局の御所見をお伺いしておきたいと思ひます。

新聞等見てまいりますと、このグリーンカードの見直しがいま言われております。御案内のように、このグリーンカード制は昭和五十九年一月から実施ということが決まつておりまして、昨年法律も成立いたしましたし、また政令も決まつておるわけでありまして。最近自民党の政調会長がこの

グリーンカード制導入を見直す、こういうことで党内に懇話会を設けられた、この点についてとかく申すわけではありませんが、大臣どうでしょうか。このグリーンカード制は見直されるかどうか。見直されるのか見直されないのかひとつはつきりと御答弁をお伺いしておきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 党内にそういう話を私は聞いたことがありません。グリーンカードの採用は総合課税への移行ということで始まったわけでありまして、これを見直すということではなくて、確実に実施をするということで進めておるわけでありまして、

○柴田委員 それで、もし見直すということになればこれに不備があるということになるわけですが、果たしてこのグリーンカード制の導入というものがわが国の経済にとってあるいは税制上どのような支障があるのか。やはりこの点が問題になってくるだろうと思ひます。

一つは、金融資産が貴金属のように実物資産に換物する動きがはじめて、これがインフレを助長するのではないかと。あるいはまた、二つ目には、海外への資金流出がふえるおそれがあるのではないかと。三つ目は、結果として産業資金の供給に支障が出てくるのではないかと、こういうふうに言われておるわけですが、果たしてこういうことか。このグリーンカード制導入によって起り得るのかどうか、あるいはまた現実にもうすでにこういう動きがあるのかどうか、この辺は大臣でなくとも結構であります、ひとつ当局側から私と私は答弁を承りたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 よく言われますのは土地、金それから海外ということだと思ひます。

土地は登記簿を経ませんと売買ができませんので、登記簿上の異動があれば必ず国税当局で把握できるわけでございますし、しかも、いま土地に逃避した資金というのはいわゆる短期譲渡の高率課税の適用を受けるわけでございますから、そこは何と申しますか、仮に預金の元本がどうこうという問題で逃避が行われたとしても、それはやはり

り土地の譲渡所得として所得税で重い税金がかかるということになるわけだと思ひます。

金でございますが、これはよく新聞や経済雑誌に金への投機が非常に盛んであるというようなことを書いておられます、私も、いろいろな所管にわたっておりまして、詳細にいまどういふことであるか勉強中でございます、いまそういう傾向があるのかないのか直ちにお答えできないのは大変申しわけないと思ひますが、いずれにいたしましても、日本の場合、外国のような安定した金市場があるわけではございませんので、さざ波のような動きというものを別にいたしますと大きく金にシフトするということも考えがたいのではないかと、いふふうに思つておる次第でございます。

それから海外に逃避して外貨債券を買つてしまつた場合、この場合には指をくわえたままになつてしまふではないかという御指摘がございまして、ただこれは、自由な外貨債券の取得なり外貨系預金というものはできるわけではございませんので、やはりそこで行われます取引に基づく記録に基づいて税務当局が権限に基づいて取引についてチェックをすることは可能であるということになつております、海外に逃げてしまつたから一切わからなくなるといふことではない、そういう体制は現在でもできておるわけでございます。

いろいろいま御注意もございまして、グリーンカード制度につきまして、先ほど大臣からお話し申し上げましたように、税の公平の推進という観点から非常に重要なことでございまして、私どもとしても今後とも遺漏のないように細目について配慮を行つてまいりたいといふふうに存するわけでありまして。

○柴田委員 そうしますと、土地とか海外への資金流出というのは税務当局でチェックができる、また金についてもシフトは余り考えられない、こんなようなことです。そこで税務当局等でチェックできるのです、やはりこういう問題がグリーンカード制の導入によって将来あるでしょう

かね、私のお聞きしたいのはこの辺なんです。結果として、先ほど申しましたように企業への資金供給、産業資金への供給というものに障害が出てくるのではないかと、こういう心配をしておるわけですが、その辺のところはどうでしょうか。

○高橋(元)政府委員 ことしになりましたから、そういうような報道が散見されることになつてきたわけでございますけれども、具体的な動きにつきましては関係各方面と十分連携をとつて、もしそういうことが指導上または行政上回避することのできるものがあるならば、できるだけそういうことで配慮をしてまいりたいといふふうに思ひます。仰せのようにこの制度がきっかけになつて民間の資金がそういうふうに広範に流動性を隠してしまふ、退蔵されてしまふということがありますと経済にとって非常に大きな問題であるといふことは御指摘のとおりであります。そういう点から私どもとしても大臣の御指揮によつて十分かつ具体的に的確に手を打つてまいりたいといふふうに存じております。

○柴田委員 ひとつ的確な対応をお願いしたいと思ひます。

大臣、くだいようでございますけれども、このグリーンカード制、マスコミ等がいろいろと書かれております。そういう支障がいまのところ余り考えられていないといふようなことかもしれないが、もし将来こういう見直し論が出てまいりまして、いま自民党さんの中にはそういう懇話会が設けられたといふことは関知しない、そういうものはないといふお話をあつたわけなんです、が、そういうところ、あるいはまた関係各方面からその見直し論について、声が出た場合、要望があつた場合においても、いまおっしゃつたように確実にこれを五十九年度から実施していくといふふうに私は理解をしておるわけですが、そういうふうにとらえてよろしうございませうか。

○渡辺国務大臣 そのようにとらえて結構です。

○柴田委員 それでは、次の問題に入らせていただきます。

だきたいと思ひます。

今回の税制改正、すなわち直接税以外の間接税、酒税、印紙税、物品税、有価証券取引税、大幅な引き上げが行われたわけでありまして、ある試算によれば、酒税、物品税、印紙税、今回の引き上げによりまして一世帯当たりの負担は二万六千六百円、物価調整減税見送りによる見えない実質減税は八千三百円で、三万円近い負担増になる、こういう一つの試算もあるわけでありまして、今回の間接税の引き上げ、果たして国民の生活、経済活動、消費動向等々にどのような影響を及ぼすのか、具体的に告示をいただければ、このように思ひます。

○高橋(元)政府委員 今回税負担の増加をお願いいたしておりますのは、全体で一兆三千九百六十億円でございまして、その約六割は物品税、酒税、印紙税及び有価証券取引税という消費税及び流通税の税目をお願いいたしておるわけでございます。これはいまお示しのとおりでございます。こういうことをやつたら景気が冷え込まないかという問題でございますけれども、これは仮にこういう措置がなかりせば、それは特例公債がそれだけの金額残つてしまふといふことでございまして、うし、それが産業の資金源を食い荒らすと申しますが、インフレーションの懸念を増幅すると申します、そういう弊害を伴つてくることであることは、たゞたび大臣からもお話のあるとおりで、私どもはそういうことを避けるためのやむを得ざる税負担の増加であるといふ点に第一に思ひをいたしておるわけでございます。

第二に、それは裏返して申しますと、そういう増税によつて国民から負担をお願いいたします資金というものは、歳出の財源として必要やむを得ざる最小限の歳出を確保していくわけでございますから、入つただけのものがまた公共支出という形で民間に出ていくわけで、全体としての需要をそれだけ収縮するといふことではないのではなから、最近の経済が、経済企画庁がよく申し上げてお

憂であつたということであればよいわけでありませんが、正直に申しまして、税収という面から今回の増税というものは、増税はしたもののまた過大見積もりでなかったか、見込み違いでなかったか、こういう点でいま一つの問題として質問をさせていただきます。この点で、消費は大丈夫だ、景気も大丈夫だ、こ

とでございます。中小企業の倒産の中身をいろいろ検討してみまして、件数としては多うございませうけれども、過去の数字だの何か、金額の規模がこれから上がっていくというようなことを修正いたしますれば、倒産でございしますのかわれわれとしても心を痛めておるわけでございしますけれども、いわゆる千三百件が最高ということ、それ

について弾力的な金融政策というものも含めて、この際御所見をお伺いしておきたい。

いんではないか。いや、しかしながら、この長期金利は短期金利が下ればいずれそのうち下がるんではないかというようなことを言っている人がありますが、私は言及しませんということを申し上げたわけですが、

本年度の千二百八十五件が最高だったわけでありまして、とにかく戦後最高をこの一月に記録をいたしました。住宅関連を中心としたしまして非常に景気が悪い。その景気も、ただ住宅とか建築とかそういった産業だけでなく繊維だとかパルプだとかそういった分野を上げていくとい

景気が悪いだけで中小企業が倒産云々、こういうことではない。それは中には放漫経営というものもあるかと思いますが、やはり景気にかげりの現象が出てくるということ、これは事実であります。

○柴田委員 それでこの際、公定歩合の引き下げについて大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひますが、経企庁長官は引き下げるべきだ。大臣は、これが長期金利だとかそういう方向へ波及しないから、いまの時点では引き下げは反対だ

○高橋(元)政府委員 いま物品税は分類的に申しますと個別消費税ということになると思ひますが、奢侈品、娯楽品、便益品等の消費に示される担税力というものに着目いたしまして、そういう中で法律で定められた物品について、その消費の背後にある担税力に応じて課税をお願いいたすという性質の個別物品消費課税でございます。これ

の現状を見ましたときにはさりとて私は言えるのではないかと、こういうふうには考へるわけでありませう。いまもお話がありました、中小零細企業が最も使っているライトバンまでも課税をする、こういうことであるわけでありませうが、私は、非常にこの中小零細企業の今後の経営というものを心配をいたしておるわけでありませうが、昨年九月の総合景気対策というものが十分に中小企業に及ばなかつた点、いまどのような反省をなさっているのか、御答弁を賜りたいと思ひます。

それが中小企業に波及をされている。しかも昨年の九月五日の景気対策が中小企業にも及ばなかつたということも、これは事実です。これはどういふことかと言へば、やはり一つは金利水準という問題が挙げられる。まだ一・五%くらい高いのでは

○渡辺国務大臣 世間が言っていることを私は言つただけのことでございます。それは私が言つたことじやありません。世間が言っているのには二つあります。一つは、世間様が言うのにはすぐ公定歩合を下げたらいじやないかという人がございします。別な人は、公定歩合を下げるといつても、それが貸出金利に連動しなければ意味がないんじやないかという人もあります。貸出金利に連動をさせるためには預金金利も下げなければ連動はいたしません。いやしかし、預金金利を下げれば短期金利は連動するんじやないか。しかし長期金利はなかなか国債が下らなければ下がらな

○柴田委員 けれども、きのうの予算委員会では何か発言されてたそうではないですか。

○水野政府委員 先生御指摘のとおり、昨年の九月五日でございましたが、総合経済対策を発表させていたしております。その効果の浸透等を見ながら公定歩合、金融措置を含めましてもうもの措置をとってきたわけでありませうが、一月の倒産は、御指摘のとおり千三百十三件ということ、これは一月の計数といたしましては最高ということ

○柴田委員 確かに、あなたがおっしゃるような景気が悪いだけで中小企業が倒産云々、こういうことではない。それは中には放漫経営というものもあるかと思いますが、やはり景気にかげりの現象が出てくるということ、これは事実であります。

○渡辺国務大臣 大蔵大臣は公定歩合の引き下げについて発言しないことになっております。

○高橋(元)政府委員 いま物品税は分類的に申しますと個別消費税ということになると思ひますが、奢侈品、娯楽品、便益品等の消費に示される担税力というものに着目いたしまして、そういう中で法律で定められた物品について、その消費の背後にある担税力に応じて課税をお願いいたすという性質の個別物品消費課税でございます。これ

○水野政府委員 先生御指摘のとおり、昨年の九月五日でございましたが、総合経済対策を発表させていたしております。その効果の浸透等を見ながら公定歩合、金融措置を含めましてもうもの措置をとってきたわけでありませうが、一月の倒産は、御指摘のとおり千三百十三件ということ、これは一月の計数といたしましては最高ということ

○柴田委員 確かに、あなたがおっしゃるような景気が悪いだけで中小企業が倒産云々、こういうことではない。それは中には放漫経営というものもあるかと思いますが、やはり景気にかげりの現象が出てくるということ、これは事実であります。

○渡辺国務大臣 世間が言っていることを私は言つただけのことでございます。それは私が言つたことじやありません。世間が言っているのには二つあります。一つは、世間様が言うのにはすぐ公定歩合を下げたらいじやないかという人がございします。別な人は、公定歩合を下げるといつても、それが貸出金利に連動しなければ意味がないんじやないかという人もあります。貸出金利に連動をさせるためには預金金利も下げなければ連動はいたしません。いやしかし、預金金利を下げれば短期金利は連動するんじやないか。しかし長期金利はなかなか国債が下らなければ下がらな

○柴田委員 けれども、きのうの予算委員会では何か発言されてたそうではないですか。

○柴田委員 国税庁が発行しております「私たちの税金」という本の中に、物品税とは「しやし品、趣味・娯楽用品、便益品、し好品などを課税対象としていた。」というふうについて述べているわけですが、しかし、最近の国民の生活実態から見ると、まして、たとえば昔はせいぜいカメラやテレビ、あるいは、たまたまの生活必需品であったカメラやテレビ、こういったものがすでに大衆商品である、こういうふうな国民の生活の向上といえますか、そういったことで消費構造そのものの変化が今日見られているわけですが、私が思うのは、現行の物品税のあり方がこういった消費構造の変化にだんだん対応し切れなくなっているのではないか、こういうふうなことを考えているわけですが、この点はどうかでしょうか。

○高橋(元)政府委員 そういふ点が物品税について一番むずかしい問題だと思っております。たびたびお答えしておりますように、所得が平均としてかなり上がっている。それに基いて非常に消費力は上昇してきている。消費水準が上がってまいりました。また消費物資なりサービスの供給も潤沢になってまいりました。それが昭和四十年以降の消費と申しますか、経済、家計の特色だと思えますが、そういう状況になりますと、かつては万年筆とかめがねとかそういうものまで課税をしておったわけですが、そういうものでも、そういうものの課税を漸次廃止してきまして、これから、それから先、四十三年の答申を中心にして申し上げますと、どういふ方向に物品税を維持していったらいいかということにつきましては、従来奢侈品と見られていたものが次第に一般的消費と考えられるようになります、課税範囲は従来の、つまり昭和三十一年とか昭和二十五年とかそういう考え方によりまして漸次縮小されていくわけですが、いままじけども、そうではなくて、消費が高度化、大量化、平準化していく傾向というものがあらわれまいりますと、消費が単に一般化したという事実だけで物品を課税廃止したり、税率を引き下げたり、免税点を引き上げたりすることができなくなってくる。奢侈品、娯楽用品、高度の便益品、

こういうものの消費に示される消費者の担税力というものに適正な負担をお願いするということ、は、所得課税を中心とします税体系の中でも非常に重要なことかと思ひまして、そういう重要な役割りの一環を物品税に負担をしていただいておるわけでございます。

○柴田委員 私は、今回の物品税の改正、まあ増税ですね、これは物品税とは何かという基本的な見直しを行わないまま増税をされた、増税だけが先行されている、こういうような疑問を禁じ得ないわけでありまして、先ほどもなたがおっしゃいました、要するに、税収を確保するために取れるところから取るという、こういう姿勢があったのではないかと、こんなふうな考え方をしております、また、この課税基準が非常にあいまいではないか。先ほども議論がありました、高級織物、それが対象になっていない、これは不自然ではないか。あるいはまた、キリのたんすにはかかってなく、普通のたんすには課税されている。これはどう考えても、私は確かに、そういうたのしみ産業を守るというその辺は理解をしますと、いわゆる課税をされる国民の立場からすれば、これは理解がされない点ではないか、こんなふうな思ふわけがあります。

それで、そういった点についてもまた、簡単にいいですから御答弁をいただきたいわけでありまして、普及率と税率との問題で重ねてお伺いをしていきたいわけがあります。

いまカメラは、経企庁の消費動向調査年報、これは五十五年版であります、これで見ますと八二・九％、同じく電子レンジは三三・六％、テレビは六二・九％、ともに物品税の税率は二％の電気やぐらこたつ、ステンレスの流し台、これは八四・九％の普及率、それからミシンが八三・八％、これは非課税品目、こういうふうなずつとやってまいりますと、必ずしも普及率と税率とというのは、いわゆる物品税とは関連をしていない。まさに大衆課税であるということが言えるのでは

ないか。

もしそうでないとするならば、やはり私は、こういった普及率との問題で税率あるいは物品税の対象とする品目についてのいわゆる洗い直しというものをしてもいいじゃないか、こんなふうにも考えているわけでありまして、私は、こういったいわゆる物品税の見直しを行わないで課税対象の範囲だけを拡大する今回の増税、これはもうはつきり大衆課税の強化であるというふうには言いたくないわけでありまして、この点は、そうでないなら、あるならあるというふうにはつきりと御答弁をいただければ、このように思ひますが……。

○高橋(元)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、所得水準が上昇して消費が一般に高級化、平準化してまいりますと、耐久消費財にしましても物品の普及率が高くなっているわけでございます。高くなつてまいりました、やはりたとえば全自動の洗たく機でございますとか、それから電気冷蔵庫でございますとか、それから石油ストーブでございますとか、じゅうたんでございますとか、そういうものの持つております便益性というもののついて変化があるわけではないと思ひます。そういう便益品を購入される方の消費の裏にある担税力というものが低下してきておるわけではないというふうなことをおるわけでございます。

そういう意味で、物品税を比較的高価な便益品、奢侈品、趣味・娯楽品に対して課税するという基本的な理念のもとに、新規に開発された物品でこのように考え方に照らして課税することが適当と認められるものというのにつきましましては、税制調査会の答申にもございまして、今後とも適宜適切に課税対象に追加していくことを初めとして、課税範囲や負担水準のバランスというものを保つて、個別物品消費課税の充実ということを図つてまいることが必要であらうというのが私の考えでございます。

○柴田委員 今後の物品税の洗い直しといひますか、見直しといひますか、来年度の税制改正はこ

れで一段落終わったんだ、もう見直すものはない、たとえば税率の問題にいたしまして、先ほど来申しております課税対象の問題にいたしまして、それから免税点の問題にいたしまして、もうこれで一段落したのかどうか、税調の答申もあるわけでありまして、この辺をひとつはつきりとお聞かせをいただきたいと思ひますが、どうでしょうか。

○高橋(元)政府委員 税制と申しますものは、大変口幅つたい言い方でございまして、常時社会、経済の情勢に合わせて見直しをしていくわけでございます。また、財政の需要、財政の健全化を通ずる国民生活の健全化ということへの配慮も当然必要であらうと思ひます。

ただいまの税制は、私どもは現時点で、五十六年度の税制として望むべき最良のものと思つて御提案をしておりますが、今後、そういう物品税の基本的なあり方、また財政なり国民生活のあり方というものに照らして、もちろん課税範囲、負担水準の見直しを常時やっていく必要はあると思ひます。しかしながら、現時点でお願いいたしておりますのは、五十六年度の税制としては現時点で考えておる次第でございます。

○柴田委員 「昭和五十六年度の税制改正に関する答申」の中で、物品税につきましては、「物品税の課税対象については、従来から、主としてしやし品ないし比較的高価な便益品や趣味・娯楽品に限定する」といふ考え方をとつてきていたが、中期答申において「物品税の課税対象については現行の考え方をとり、これにまた増徴を期待することには限界があり、物品税によつてある程度の増収を図るためには、こうした考え方を再検討することも必要となろう」と述べられていて、検討していく必要があると考へる。「こういうふうなありまね、これはこのとおりですね。」

○高橋(元)政府委員 そのとおりでございます。

○柴田委員 それで、私が言いたひのは、現時点

においては、それはそういうふうにおっしゃるでしょう、そうでないとの改正案が通らない、これはちよつと問題がありますよと言えはそれはあれなんです、ところが、今後の大蔵省の方針というのは、やはりこういった方向へ、課税対象を拡大をし、あるいは課税率を引き上げる、物品税そのものに問題を残しながら、いわゆる大衆増税、大衆課税を強化をしていくのではないか、これはもう国民の立場から見ても非常に心配をされる点である、私はこういうふうに思います。この点どうでしょうか。

現時点においてはそうかもしれませんが、やはり時代の趨勢に合わせて、たとえば五十八年度、五十九年度、税収を確保するために、こういったいわゆる一歩進んだ大衆増税の方へ進むのではないかと私は非常に憂慮をしておるわけであり、ますが、この辺は大事なところでありますので、この税調答申との関連において、大蔵当局の意向というものをひとつはつきりと聞かしていただければ、このように思います。

○高橋(元)政府委員 現在のように個別の間接税体系というものをとてまいりますと、課税対象になりますものを、たとえば酒でございいますとか自動車でございいますとかテープレコーダーでございいますとか、それぞれ指定をして税負担をお願いをいたすわけでございいます。そういうものに対する支出の弾力性というのはだんだん下がってまいりまして、そういう形から、消費全体に占める税負担の対象になります消費支出の割合というのが減っていく傾向がございいます。

それからもう一つは、物品税の場合には従価率でございいますからそういうことはございませぬけれども、間接税の大宗を占めますところの酒でございいますとか揮発油というような課税品につきましては従量税率で課税をいたしておりますので、物の値段が上がると税負担率が下がっていくという傾向がございいます。両者相まって個別消費税を中心といたします間接税の国税の中に占める地位というのは年を追うに従って下がっていくと

いう傾向が過去二十年間続いてまいったわけでございます。

その中で物品税の占めております地位というのは、個別の物品のいわば一種の、昭和三十三年ころの言葉で言えば総合的な個別物品課税という意味で一番進んでおるといふ感じでございますけれども、それにしても国税に占める割合は現在四・一％でございいます。消費、所得それから企業、個人それぞれに應じまして、直間また個人課税、企業課税それぞれバランスをとっていくのが税負担、または財政の負担を国民に配分をしておるのをいたします際に最もいい姿だというふうに思います。

そういうことから、税制調査会の過般の中期答申の中では、物品税を、酒とかたばことかそういうものについては限界があるだろうという頭で、物品税の中心としてまとめた増収を期待するとしますと、現在のように物品間のつり合いに考慮しながら個別に物品を一つ一つ整理していく。その場合に奢侈品、便益品、趣味・娯楽品というふうに限定をいたしましたものでは、そういう消費財に限定をいたしましたものでは増収力ということには限界がある。たとえば業務用品ということについては税制調査会の中でもそういう声があつたわけですから、もっと真剣に検討してみることが必要があるのではないかとこういうことがこの答申の表現になつておるわけでございいます。

これから先、税体系の全体をどういうふうに組み立てていくかという大問題の中で、まずその基本問題を考えた上で物品税を具体的にどう持つていくか、こういう話でございいますから、いま直ちに私もお答えをするだけの用意も勉強も持ち合わせておりませんで申しわけないのでございいますけれども、全体として直間の組み合わせのバランスのとれた、消費と所得のバランスのとれた、そういう税体系の中で物品税の位置づけをしてまいりたいというふうな考えるわけであります。

○柴田委員 私心配するのは、先ほどから申し上げておりますように大衆課税の強化の方へ進む

のではないかと、これが一番の心配であるわけでは、それからいま一つ、今回の物品税の増税が大衆消費税導入への布石になるのではないかと、こういう心配をいたしているわけであります。

大蔵省当局の考え方としては、なるほどこの物品税の課税というものは一つの考え方があるのかと思いますが、私は先ほど来申し上げておりますように、課税基準があいまいであるし、これは決して国民の理解を得られるものでもない、こういうことでありますが、とにかく今回のこの課税の状態を見ても、やはり同じ業界がつくっているもの、そういったところの新しい商品に目をつける、取りやすいところから取っていく、こういった発想、それからとにかく声の大きい圧力団体、こんなことを言つては失礼かもしれませんが、そういうところは得をしている、そんなきらいがあるのではないかと、こんなふうな考えをわけであります。つまり、そういう中でなし崩しにして、要するに五十七年度大型消費導入の布石というものが今回の物品税の課税増税である、こういうふうな思ふわけですから、それによつて国民なり納税者の抵抗感というものをやわらげていくんだ、こんなやうなねらいがあるのではないかなというのをちよつと私は心配をいたすわけですが、大臣、この点はいかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 間接税か直接税かという問題は、私は国民の何となくどちがいがいいかという考へに従うのがいいと思ふのです。この前も言ったように、日本は七、三、直接税が七、間接税が三なんです。フランスは直接税が四、間接税が六、イギリスはその間、ドイツも大体その間というところとございまして、そういう国が重税だ、重税だ、重税は重税かもしれないませんが、日本は間接税が非常に少な過ぎるから直接税のやうなもの、一遍ふところへ入ったものを手をつた込んで取るやうなことよりも間接税をもう少しふやした方がいいんじゃないかという人が、サラリーマンの人とか何かに聞いてみると意外と多い。だから、政治とい

うのはそういう人の声も何となく反映していかないと、ただ理屈だけでは大衆がついてこないこともあるのです。われわれもいたしましては、そういう意味で財源不足については、今回は法人税をもちろんで取りますが、法人税だけ取つて会社がおかしくなつてしまつたり設備投資をしなくなつたりして結局労働者のところにかつてくるわけですから、これも困るというやうなところから、いろいろかみ合せて、すり合せて広く薄くお願いをしてちよつだいしようというところで、これは抵抗をなくするということではなくて理解を深めるということです。同じことでも言葉は違ふのですよ。抵抗をなくす、理解を深めていくということであつたわけは理解を深めていくための努力はもちろんであります。

今後の大型消費増税問題というのについては、これは決めてはございませぬ。しかし、先ほども言つたやうに、絶対に消費に着眼した税金をやらなかつたといふことは、政府サービスと負担の問題との兼ね合いでございいますから、極力減税も通らないうちにもうやめましたといふことを私は断言できません。したがつて、それは研究はしてみたい、避けて通れないといふやうなことを言うから、どうもやうな言動が多いじゃないかと追及されて、されても、それはまた仕方のないことでありまして、見方によります。決まつたわけではありませぬといふことを繰り返して言つておるわけではあります。

○柴田委員 間接税を比率といひますか、それをふやした方がいい、という声もあるのですよ、こういうことなんですね。それはそれとしていいわけですが、私がいま申し上げておるのは、大型消費税の導入の布石としてこの物品税の増税がその延長線上にあるのではないかと、こういうことを申し上げておるわけですから、大型消費税といふのはいまだ決まつたわけじゃないんだ、まずやるのは歳出削減を徹底してやるんだ、しかし、それができない場合はそういう間接税の比率を、直間

比率といふか上げていくという意味において、歳出削減ができない場合はやむを得ないんだ、こういうふうなことを言っていますが、その辺のところをはつきりと聞かしていただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 ですから、いまから歳出削減をやります、それはもうやむを得ない、できませんでしたと言ふわけにはいかぬでしょう、私はやるつもりでいるわけですから、ですから、国会でも終わったら少し勉強を始めなければならぬと思つてゐるのです。それによつてどういふものが五十七年からその後に向けて切れるのか研究してもらつて、そして国民も、各党みんな歳出削減、歳出削減と言つてゐるわけですから、恐らく賛成してくれるんだらうと思ふけれども、これもやつてみないことには、総論賛成だけれども各論になつたらおかしくなつてしまふということもあるかも知れない、ないかも知れない、大体ないんじゃないかという気もするのですけれども、これはわからない。しかし、私は、それは歳出削減を第一義的にやる。ですから、それができなかつたときを念願しておりますから、それができなかつたときはとてつうなことで、それはちよつと御答弁を差し控えていただきます。

○柴田委員 ありがとうございます。時間です。

○綿貫委員長 玉置一弥君。

○玉置委員 今回の議題であります物品税あるいは印紙税そのほか、先ほどの議論を聞いておりますと、この税制もかなり問題ありますけれども、先行きに大変不安があるというように感じに受け取れました。私もそのように感じてゐるわけでございます。そういう中から今回の物品税を特に中心にいろいろお伺ひをしてまいりたい、かように思ふわけでございます。

そこで、現在の物品税と言われているものいろいろございませうけれども、そういう中で特に物品税が制定されました時期から見て、現在生活水準が大変変わつてきております。当時はたしか新生活運動なるという運動が地方都市あるいは農

村を中心とするいろいろな展開されたように聞いておりますし、またそういうところから現在物品税対象製品、それが着実に普及をしてまいつたというふうな存じております。そういう意味で当初設定されたときに奢侈性、娯楽性、便益性、嗜好性が強く、その使用、消費に拒絶力があると認められる特定の物品というふうにあるわけでございますけれども、特に性格上、当初決められた性格から変わつてきてゐるのではないかと思ふのでござい

ます。また使用、消費に拒絶力がある、その負担の限界を超えてゐるのではないかと思われる物もあり、また普及率から見ても特定の物品と言へるかどうかが、これは限定してこれに限るといふことでございませうけれども、そういう観点からいふ物品税の対象物件を見たところ大変変わつてきてゐるようないと思ひます。特にその中でも家電製品、扇風機、電気洗濯機、電気掃除機、小型冷蔵庫、こういう製品を自動車の、この内容につきましては大変大きく伸びて、また日本の産業の柱ともなつてゐるのでございませう。そこで、現在の普及率をどういふふうな把握をされておられますか。

○矢澤政府委員 物品税の対象の方でございませうが、ただいま先生からお話ございましたように、物品税がございましたのは昭和十二年でございませう。当時小売課税五、製造課税五といふことで十品目から出発をしていつたわけでございますが、戦時中でもございましてだんだん課税品目をふやしまして、昭和十九年には約百四品目の物が課税対象になつております。この当時はまだ国民の消費生活もそれほど豊かではございませんので、消費物資も多様化してゐないというところで愛玩用動物が課税になつたり、最後の方では銘木それから銘竹まで課税になるというふうな状態でございます。その後、戦後に入りまして、一つは戦時色を払拭する必要がある、また当時国民の生活も窮乏してゐたものでございませうから、物品税の課税対象を縮小する、あるいは免税点を引き上げる、あるいは税率を引き下げるといふような課税対象

あるいは免税点等の合理化が行われたわけでございます。

います。続いて昭和三十年代に入りますと、先ほど局長からもお話しいたしましたように、今度は高度成長期に入りまして財政も非常に大きな自然増収に支えられまして、所得税の減税も年々行われるというふうなことから、国民生活の安定のためにさらに課税対象の縮減あるいは生活必需品に配慮した免税点の引き上げ等が行われております。この考え方が変わつてまいりますのが昭和三十年代の末期から四十年にかけてでございませう。そのときには国民生活の面でもかなりの変貌がございまして、一つには消費物資がそれまでの時代と比べて非常に潤沢に回つてきた。それから国民生活の面でも所得水準が上がる。さらに所得水準も平準化してくる。したがつて、消費の内容も高級な物が大量に使われる。また消費者の選択も多様化してくるというふうな時代に入つたわけ

でございます。そして一方税制の中の方でも、福祉社会を迎えるに当たつて非常に大きな財源を調達しなければならぬ。その場合には、いままでのように直接税中心主義の財政ではなかなかやつていけないのじゃないかといふことで、直接税と間接税の適当な組み合わせ、タックスミックスと申しますか、そういう見方の中で間接税が再評価されるような時代になつたわけでございます。そういう流れを受けて、物品税の課税対象はただいま先生からお話ございましたように奢侈品、趣味・娯楽品、それから比較的高価な便益品といふふうに限られてきたわけでございます。けれども、特に比較的高価な便益品を中心にして課税対象の拡大が図られるような情勢になつております。昭和四十八年度にもそういう観点から幾つかの物品税の新たな課税対象が取り込まれておりますが、これは主として比較的高価な便益品といふ考え方に従つて取り入れたものでございませう。その考え方、基準は二つございませう。一つは、新しく出てきた物品で現行課税物品と競合する物。それからもう一つは、国民生活の高度化と申しますか消費の高度化に基づいて新規に開発された物品といふものが取り入れられてきたわけ

でございます。

ございませう。今回の改正も全くこれと同じような基準で考えておるものでございまして、たとえば電気冷蔵庫の四百リットル以上のものを取り入れるとかいう改正は、いままで新規物品の中で現行の課税物品と比べてバランスを欠いてゐるという一種のバランスは正の問題でございませう。それからビデオ関係あるいはビデオプロジェクター、こういう関係の物は昭和四十八年の改正以来新しく開発された物品でございませう。そういう意味で今回の課税物品の選定に当たりましては二十年來定着した考え方に基づいてゐるものでございまして、特に恣意的に課税対象を拡大したといふような考え方は私どもは持つておりません。

それからちよつとくどくなりませうが、第二の御質問の点の普及率と物品税の関係でございませう。一時は確かに税調の答申等を読みますと、先ほど申し上げましたように消費が高級化あるいは平準化してくる。その中で生活必需品の物はもう物品税をかけなくてもいいじゃないかという時代がございまして。しかしながら、昭和四十年代に入りますと消費が高級化、平準化してくるということとは、逆に言えばその裏側には所得の平準化ということもあるわけでございます。普及率が高くなつた物でもそれはやはり拒絶力のある物である。したがつて、一般化したからといって物品税をかけないという考え方もおかしいのじゃないかといふようなことが税調の答申で言われております。いま先生から御指摘のございました電気冷蔵庫、電気洗濯機、カラーテレビ、これは普及率の一番高い物でございませうが、いずれも九九％あるいは九八％、ほとんど一〇〇％台に近い物でございませう。この辺も、普及をしてゐるからすなわち生活必需品であると考えられるかあるいは所得水準が高くなつたのでこゝろに普及してきてゐるのだといふふうな考えますれば、それはそれなりに拒絶力のある物でございませうから、そういう意味で普及率が高まつた、すなわち一般化したきた、したがつて物品税をかけるべきではないといふ考え方は私どもはとつていないところでござい

ます。

ます。

ちよつと長くなりまして、恐縮でした。

○玉置委員 三十七年に大幅な改正をされて、それ以来徐々に手直しをされてきているということでございます。しかし、三十七年から考えますと来年で二十年ということでもございまして。そういう意味で見ますと、いまの生活水準が、それこそ扇風機あるいは洗たく機、冷蔵庫というものを除いて考えられるかどうか。そしてルームクーラーの現在の普及率が大体四〇％ぐらいでございまして、けれども、そういう内容から見ると、ルームクーラーがあり、かつ扇風機があるといういまの税体系が非常におかしいのではないかと考えています。

この間みりんのときに、飲んでますかという話を聞いたのですけれども、同じ話を聞くのも何ですが、先ほど申しました家電製品について、ない方がもしおられたら手を挙げていただきたいと思ひます。――扇風機を逆にクーラーにかえたから機がない、あるいは掃除機がない、小型冷蔵庫、四百が四百以上になっているということもございまして、それがいいというところはまず考えられぬ。いまの生活水準あるいは消費水準から考えまして、高価な便益性のあるものという性格からもうすでに外れてきているのではないかと、うふうに思うわけです。新たに大型冷蔵庫を追加する、あるいはビデオを追加するということがございまして、追加があるならばなぜ削除をしないのか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 物品税ができたときと性格が変つたんじゃないか、こういうお尋ねですね。そういう理屈も私はあると思ひます。あつて何ら差し支えない。ただ問題は、物品税がつくられたときよりも、日本では社会福祉というものが現実にはえらくふえたわけです。その当時のように、出費がなければ税金は要らないわけです。財源がなければ出費はできないわけです。したがって、たとえば租税負担率とか社会保険の負担率という

ようなものについて国民所得対比を見ましても、日本では、社会保障の負担と租税負担と両方入れて去年は三一・五、五十三年は三〇・二だったのです。ことしは三四・三です。しかし増税して三四・三というのは多い方かというところ、アメリカは三七・七だし、イギリスは四六・二、ドイツは五一・六、これは別にレートの争ひも何もないわけです。スウェーデンに至つては、社会保障の国だとかいろいろ言われるが、負担の方も国民所得の七割に当たつてゐるわけです。ですから、高齢化社会が進むにつれて、いやおうなしにそういうような租税及び社会保障の負担率がこの国でもふえてゐる。日本だけはふえないでやるといつてもこれはむづかしい。ですからその財源にどう

を充てるかが問題で、本来なら物品税を奢侈品だけに限定してしまつて、新しいものが入つたら古いものは抜かしてしまつて、そういうことをやつたらいいんじゃないかという御議論があるのです。しかしそれをやると、財源的には結局同じで、入れかえるだけでふえなかつたということになるわけです。(二)だつて税の目的に奢侈品、便益品と書いてある」と呼ぶ者あり)奢侈品だけでなく、理論は幾らもあると思ひますが、現実の問題として、そういうように財源が必要になつてきているというの現実の姿だということを私は申し上げたわけです。

○玉置委員 結局差しかえをやるのかやらないのかという答えをいただきたいのですけれども、それについてはいかがですか。やらないということですか。

○渡辺国務大臣 差しかえをやる考えはいまのところはないのです。

○玉置委員 そうなりますと、現在の物品税が、当初物品税を設定されたころから税の目的が変わつてきているということになるわけですね、大蔵大臣の答弁及び周りの状況を見て、そうなりますと、今回の税制改正は税率の変更だけではなくて、法の趣旨の変更にもなるということになるわけでございます。そういう面での提案が欲しい

かつたのでございまして、それについていかがですか。

○高橋(元)政府委員 たびたびお答えをしております。昨年暮れの税制調査会の中期答申の中でも、今後物品税にまつた税収を期待するとすれば、新しい考え方が必要になつてくるということとを言つております。先ほど審議官からも、またほかの委員に私からも御説明申し上げておつたわけですが、今回の改正は、従来の物品税の考え方の線に沿つて、その後の新規開発物品であつて、また他の物品とのバランス上課税相当と考えるものであれ、そういうものを追加して物品税体系の中で、また物品税の基本的な考えの中で改正を行つておるということでもございまして、お話のように考え方を全く変えてしまつていくということでは決してございせん。四十三年以来の税制調査会の答申の線であり、私どもがたびたび国会でも御説明しておる考え方の枠内でございます。

○玉置委員 いまの高橋局長の答弁と、大蔵大臣の答弁はちよつと内容が違つてゐるのですね。大蔵大臣は、内容を見ても個々の物品を見ても、いまの状況が、設定当初と税の趣旨が変わつてゐる。ところが高橋局長の答弁は、従来と何ら変わりがないということ、財源を確保するため正に提議理由その他を見ても、やはり今回の法改正を理解してほしいという趣旨がございまして、それならば財政難のために上げるといふ一言。そして先ほどから話が出ておりますように、将来にわたつて底辺の広い間接税分野を見直していく際には必ず同時に見直しをする。そういうことがあれば上げてよいとは言ひませぬけれども、まだ先ほどの話の理解の部分になるわけですね。そういう意味で現在の法改正で出された物品税は、単に引き上げただけではとまらないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 それはたとえば扇風機とかそういう話をおっしゃるのだらうと思ひます。しかし、扇風機ができたときには、奢侈品というわけでもないかどうかわかりませんが、それを課税対象にしたということだと思ひます。それを取り除いてないということを含められるんじゃないかと私は思ふのです。それはいま言つたように、いろいろなそういう財政事情のお話もございまして、私を私はさつぱらに端的に申し上げたわけですね。そこで新しい税体系の見直しのときはどうなんだ。私は税体系の見直しのときには一緒に見直すことがいいんじゃないかと思ひます。しかし、どういふふうに見直すか、まだそこが決まつてはおらない。ただ、要するに物品税の業界はわれわれだけが取られるのでは困る。それならともかくいろいろなものも、全部もつと幅広く取られるなら公平でむしろいいのだと言つてゐるわけです。ともかく消費税反対という人が多いのです。しかし、物品税を納めている団体が陳情に来ると、われわれはそれをやつてもらいたいと言つてゐます。だけれども、私はああそうですかと聞いただけでそれ以上のことは何も言わなかつたが、物品税がかかつてゐる人たちがすれば、もう目的を果したんじゃないか。私から取るならばどこから薄く広く取つたらいいじゃないか、こういうような御議論が出てゐることも事実です。

○玉置委員 いま課税対象になつてゐるのは一応高価な便益、いろいろな要素がございまして、それとそんなに変わりが無いという高橋局長の答弁、それはそれでいいわけですね。

そこで聞きますけれども、たとえば化粧品が五％の税率になつておりましたけれども、宝飾、貴金属との性格の違いはどうなのか、あるいは家電と宝飾、貴金属が同じになつてゐる、このことが問題だと思ふのです。それと、家電と化粧品と考へた場合、いま家電と言つてゐますのは私が先ほど申し上げた一応品目内というふうな了解をしていただきたと思ふのですが、その内容から見て、果たしていまの生活から見ると、化粧品でもピエからキリまであるわけですから、化粧品の場合には一律に課税をされておりました。そういう場合に、なぜ五％、一五％が入れかわらないのか、

その辺について答弁願います。

○高橋(元)政府委員 これは、まず第一種と申しますか小売で課税をいたします物品と第二種、つまり製造上の蔵出しで課税いたします物品とで税率の考え方は倍、半分になっております。たとえば宝石でございまして、半分の二割、サンゴ、毛皮といったようなものは一五%となっておりまして、これは小売の店先で一五%いただくわけでございまして、こういうものには元来製造という観念は余りないのかもしれないけれども、こういうのがメーカーの蔵を出てから流通を通りまして最終の小売価格になるまでに、大体倍くらいのマージンがあるというふうに通算考えております。そこで、一五%は製造課税の三〇%に相当するということ、二種の物品は一五%を中心として三〇、二〇、一〇、五と五つに開いているわけでありまして。

香水が一〇で、おしろい、口紅が五と申しますのは、中心になります電気毛布でございましてとか天火でございましてとか掃除機でございましてものに比べて消費の態様ないし消費の性質に応じて軽減した課税をお願いしておりますということでございまして、大型のモーターボートでございまして、先ほど御意見もございましたが、ゴルフ用品になりますとそれよりも高い税率で消費に対する負担をお願いいたしておりますこととでございます。そういう形で、全体で税率が五つございまして、五つの税率にそれぞれバランスをとりまして物品をはめ込んで、六十八、現行法でございまして、今回の改正で八十に増加することをお願いいたしておりますが、そういうふうには課税物品のバランスをとりながら差等税率のそれぞれにはめ込んでおるといのが現在の物品税の体系でございます。

○玉置委員 それで、具体的に先ほど申し上げた家電の一五%と化粧品の一〇、どっちが高いんですか。

○高橋(元)政府委員 家電は大型のものが二〇、小型のものが一五ということが基本的な考え方です。

ございまして。おしろいの五は、税率といたしましては明らかにずっと安くなっているわけでございます。

○玉置委員 いまの化粧品を見てみますと、こんな小さなクリームが四千円とか、非常に高いのがあるわけですね。それも同じ税率が適用されると思うのですけれども……

○高橋(元)政府委員 容器、包装を含めまして、製造場から出てくるときに、その出荷額に対して五%お願いしておるわけですから、店先で売っております四千円のクリームが蔵元を幾らで出たかよくわかりませんが、それなりの税負担というものは五%という税率でお願いをされておるといふこととでございます。

○玉置委員 生活水準の程度もありますけれども、いまのお話のように、要するに非常に課税対象物のアンバランスがあるように思われます。

そこで、法人、特に青色申告をされているような法人、中小零細のことになりますけれども、それぞれの税申告の際にどのような扱いをされているのか、その辺について伺いたいと思っております。

○矢澤政府委員 青色申告がございましては、御承知のように所得税、法人税の関係でございまして、物品税につきましては、特に青色申告の関係はございません。

○玉置委員 物品税については、要するに消費段階で取るといふことで当然なんですけれども、私が聞きたいのは経費、たとえば化粧品を会社で買うということは余りないと思えますけれども、自動車を買ったあるいは社内で扇風機を使うために買うあるいは冷蔵庫を買うというときには、いわゆる買った値段そのままだが査定するときには認められるわけですか。

○矢澤政府委員 さようでございます。

○玉置委員 今回、自動車の中でライトバンというものがございまして、それが税率を課せられるわけでございますけれども、ライトバンというのは通常の場合はほとんど大部分が商店であるとか小売、流通、大体その辺に使われるわけでございます。

まして、そうなった場合にライトバンが今度経費として当然落ちるわけですね。そうなりますと大変問題なのは、印紙税もそうでございますが、利益が上がっている法人については経費から落ちるという面がありまして、ある程度法人税、所得税の軽減がなされる、軽減といえますかまあ自然に減るわけですね。ところが、赤字で困っておるような法人については今回の物品税がもろにかぶることになるわけですね。そうなりますと利益のある、体質のいい法人についてはある程度カバーができれば、体質の悪い法人については早く倒れないか、極端に言えばですね、そういう税制ではないかというふうに思われます。特にこの自動車、そして家電製品、印紙税、その辺について今回弱者を攻める、弱者に過負担を課す、そういう税制ではないかというふうには私は見たのでございまして、けれども、いかがでしょうか。

○高橋(元)政府委員 所得課税と消費課税とございまして、両方相まって税体系を構成しておるわけでございます。赤字の法人が社内で消費するために酒を買っても酒税がまかからない、これは消費税の固有の性質でございまして、そういうことは物品税についても同じことが言えると思っております。消費の背後に担税力を推定をいたしまして、その担税力に対して相応の課税をお願いするといふ消費税の考え方では、そこまで細かくはまいたらないわけでございます。今回ライトバンを新しく税負担をお願いするにございまして、いろいろ試算をしてみただけでございますが、ライトバンの税負担は年間大体八千円くらいではないかというふうに考えます。そういうことで、より高々度の便益品といふことで、乗用車とのバランスをとって、乗用車の一七・五に對して一〇という税率で負担をお願いをするわけですが、それが特別おっしゃるように赤字企業にみんな追い打ちをかけるというふうな、そういうふうなことを考えてはおりませんし、またそういうふうなことはならないと考えておる次第でございます。

○玉置委員 この程度は影響はないというふうな見方ですか。

○高橋(元)政府委員 影響はないとは思いますが、それはまあ御負担をお願いせざるを得ない、御理解をせびいたしたいと思っております。

○玉置委員 簡単に言えば買いたければからというところでございまして、買いたければからというのでございまして、ただやはりいま使っているものが壊れたとかそういうこともございまして、必ずしも、ずっと年々控えていけばいつか買わなければならぬというときが来るわけでございますから、単に買いたくえ、確かに先ほどの話ではないのですけれども、次にもっとでかいのが来るのだからそれまでがまんしろということであれば、ある時期をやはり明示すべきではないかというふうに思っております。今回非常に気になるのはそういう点でございます。

それから、自動車にちよつと話を移しますけれども、現在自動車、カークローラーで物品税の約四〇%を負担しているという話を聞いておりますが、これは事実ですか。

○高橋(元)政府委員 さようでございます。正確な数字はいまは聞いておりますが、大体四〇%でございます。

○玉置委員 自動車ユーザーというのは、免許を持つておられる方でも五千人近くおられますし、また自動車の現在の保有台数を見ても相当の数字に達しているわけでございますけれども、今回対象になったのは一応物品税だけでございまして、そのほか自動車関係諸税とされている税が八種類ですとありますが、どういふものがありますか。

○高橋(元)政府委員 消費課税といたしまして、物品税でございます。それから取得課税といたしまして、これは都道府県税になります。自動車取得税でございます。それからあと保有課税といたしまして、これも地方税でございます。自動車税と、それから軽自動車税、自動車重量税というものがございまして。以上が車体にかかる税金で合計五本。そのほか燃料にかかります税金が揮発油税、

地方道路税、それから軽油引取税、それから石油ガス税、LPG税、合計九つ、自動車関係諸税と申しております。

○玉置委員 担税力の話になるわけでございませうけれども、物品税だけ見ればそれほどというようない感じがするわけでございませうけれども、しかし自動車ユーザーにかかる部分を考えますと、当然物品税もメーカーで払っているけれども、自動車の価格に上乗せをされているということでは消費者負担になるわけです。自動車の消費者の負担として現在世界一重という話が再三出てくるのでございませうけれども、それを諸外国と比較をして、大体どういう程度にあるという位置づけ、それと一台当たり年間幾らぐらいになっているのか、その辺わかればお願いしたいと思っております。

○高橋(元)政府委員 これはいろいろな計算の方法があるわけでございませうが、大体千六百ccで車両重量一トンという自動車を日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスで買ったといいたします。それぞれの国での標準的な売り値で物品税を計算をいたします。それから、それが年間に千二百リッター、ガソリンをたいて走る。耐用年数は六年間である。こういう推定をいたしますと、日本の場合それに該当いたします車の売り値が百四万六千円だそうでございませう。アメリカが五千三百九十四ドル、イギリスが四千五百七十九ポンド、ドイツが一万六千九百五十マルク、フランスが四万一千七百フラン、外国の人に聞いてみると、こういうことになるようであります。そういう前提で、物品税、これは主として乗用車にかかるわけですが、物品税、取得税、自動車税、重量税というものを合計をいたしまして六年で割りますと、車体にかかります税金が日本の場合、現在七万三千九百九十九円、今回審議をお願いいたしております改正案によりますと、七万六千二百二十三円と相なりますが、これは大体ヨーロッパでドイツが六万六千六百四十八円、フランスが十二万一千八百六十六円、イギリスが十萬九千五百三十三円、でございますから、アメリカは御案内のとおり非常

に税金が安くて一万九千八百八十八円、アメリカを除きますと、大体車体課税においても日本の税金が特に高いということではないようである。燃料課税の方で一年間当たりの燃料課税が日本の場合六万四千五百六十円、ドイツが八万三千七百二十四円、イギリスが八万四千四百九十二円、アメリカだけが八千二百五十六円ということになります。したがって、車体の課税と燃料の課税を足したところで、改正後で日本は十四万四千五百円、ドイツの十五万四千円、フランスの二十五万六千四百円に比しますと、日本の方が自動車の総合的な税負担ではまだ低くなっております。ところが現実でございませう。

○玉置委員 自動車取得税、そして重量税がいまの中に入っていないと思うのでございませう。

○高橋(元)政府委員 重量税、取得税とも含んでおります。

○玉置委員 アメリカの比較はよく出てくるわけでございませうけれども、低いところはアメリカと比較しないでも高いところは比較するということ、な、そんな感じを受けるのです。それと、ほかの欧米もそうなんですけれども、欧米というのか、特に欧州なんですけれども、非常にいままでの財源として確保されてきた、そういう状況。それと、その税がかなり有効に使われているように思うのです。日本の場合には一向に舗装率が上がってこないし、そういうので財源をほかに転用しようという話も出てくるという状況でございませうけれども、今回はその話はやめまして、本当はそれともやりたいのですけれども、物品税の趣旨からすると大分変わってくると思うのでそれをやめまして、そこで自動車全体の話、税負担が非常に高いと言われております。それと、今回さらに上積みとされますと大変な影響が出てくるのではないかと、まあ経済企画庁の方にお伺いしますが、そこで、まず経済企画庁の方にお伺いしますが、

昨年一年を振り返ってみますと、国内需要が四月以降大変減退してきた。特に夏、冷夏の影響もございまして、その中で日本の経済が四・八%で、成長を示したという話がありますけれども、日本の経済の中で輸出がどのように貢献したか。そして続けて言いますと、今回、政府見通しというものを経企庁が中心になって出されましたけれども、それによりますと、五十六年度半ば以降国内の景気が回復していくというふうなうたわれしております。その見方についてもうちょっと詳しくお聞きをしたい。そして根拠はどこにあるのか。と、あえてそこまでお願いしたいと思います。

○大竹政府委員 五十五年度の景気情勢でございませうけれども、今年度の春から夏にかけていわれる在庫調整の局面にあるわけでございまして、生産、在庫あるいは民間の需要といったようないろいろな経済指標を見ましても、経済活動全体がやや鈍化しておるといことは御指摘のとおりでございませう。それで、その中におきまして海外とそれから国内と分けて、需要がどうなっておりますかという御質問でございませうけれども、まだ五十五年度につきましては実績は九月までしか出ておりませんので、これは政府の経済見通しの中の数字を使いまして試算をいたしました。四・八%の実質成長率でございませうけれども、そのうちいわゆる内需が大体一・五%ぐらいではなからうか。それから外需、経常収支の額とはほぼ等しいものになるわけでございませうけれども、これが大体三・三%ぐらい、実質でございませう、というような寄与度でございませう。したがって、比率で申しますと大体三分の一ぐらいが国内の需要である。これが今年度の経済を支えるという感じにならうかと思ひます。

○大竹政府委員 非常に具体的に申し上げますれば、日本経済が第二次の石油の値上げの影響から次第に脱却しつつあるのが現在の過程でございませうが、その一番端的なあらわれが在庫調整という形になり、あるいは民需のやや弱いところであらわれておるわけでございませうけれども、大体世界の景気情

勢をながめましても、OECDの見通し等によりまして、大体本年の下期以降は景気が立ち直ってくるであろうという見通しになっておりますし、ややよくおとるといふ在庫調整につきましても四・六月期ごろには大体目標がつくというのをおおむねの見方でございませう。そのようなことを背景にいたしまして、五十六年度の経済も全体として力強い回復の足取りを示すという形にならうかと思ひます。

ちなみにその中で内需と外需とを分けて考えてみますと、五・三%のうち恐らく四%ぐらいが内需ではなからうか、いわゆる内需中心の成長路線に乗るといふふうに私も期待をしておるわけでございませう。

○玉置委員 いまのお話を聞きますと、第二次石油ショックからの立ち直りが出てきたということが言われておりますけれども、経済企画庁の指標でいいますと、現在在庫調整は横ばいだったと思うのです。そういうのを見てみますと横ばいで、さらに内需がいま非常に冷えております。本当にこのままで稼働が果たして可能かどうか、上昇できるかどうかという心配が非常にあるわけですね。それと総需要の中で五・三%ぐらいが民間需要だといふお話がありまして、今回公共投資を見ても非常に低い伸び率でございませう。それと民需が、これからの金利政策あるいは逆に無理やり国内に振り向けるという状況、そういうことから若干喚起はされると思ひますけれども、民需、その中に個人消費を含めて、果たしてどの程度、設備投資関連あるいは個人消費関連というふうに分けてみれば、それぞれ本当に伸びるかどうかに、伸びるかどうかというの、それしかないのですけれども、お聞きしたいと思ひます。

○大竹政府委員 在庫調整の過程にあるわけでございませうから、特に生産面の指標が余り明るくないというのは御指摘のとおりでございませう。非常に最近時をながめましても、確かにおっしゃる通り生産の伸びは低いと思ひます。ただ、一進一退ではございませうけれども、一ころに比べますと

在庫率は徐々に下がってきておるといふことは指摘できるかと思ひます。

それから、正確に何月で底を打つかといふところまではなかなか予測しがたい面がございますが、おおむね一三から四一六にかけて主とところは在庫調整が完了するであろうといふふうに見ておるわけでございます。一つの問題は、単なる景気循環といふことよりも、もっと構造的な面で景況がなかなかよくなる業種も確かにございます。そういう業種はちよつと別といたしますれば、総体としては、在庫調整が完了するといふことは、生産がまず回復してくるわけでございます。そういったしますと、それに伴ひまして資材の動きが活発になる、そうした物の動きが経済全体に波及していく、その過程で所得がふえて需要がふえていくというのが通常のメカニズムでございますから、総体としての回復の足取りは強くなつてくるといふふうに思つております。

そこで、それでは御指摘のような消費あるいは設備投資といった民間の需要の大宗を占める需要項目についてはどういふふうに見ておるかとお尋ねでございます。まず消費でございますけれども、消費は五十五年度におきましては確かにかなり弱うございました。経済見通しにおきましては大体実質では二〇程度といふふうには五十五年度は見えております。五十三年度はかなり高うございまして、五〇であつたかと思ひますが、来年度におきましては大体伸びとしてはそのくらいの伸びに反るのではなからうかと思ひます。

その理由でございますが、やはり一つは、物価がいまのところ、季節商品が値動きが非常に不規則でございますので、この一、二月や高い数字も出ておりますけれども、卸売物価がきわめて安定しております。そうした全体としての物価水準の安定が消費者物価に波及をしておりますし、季節商品を除いた消費者物価は非常に安定しておりますので、そうした物価安定といふことを背景に消費が回復するといふふうに見ております。これは過去の経験から見ましても、

物価の安定と消費の増加といふものはきわめて密接な関係があるといふことは私も数字ではつきりといれるところでございますので、そこはかなり自信を持って言えるのではないかと思います。

もう一つ設備投資でございますけれども、確かに中小企業の設備投資が弱い数字があるといふのはいろいろアンケート調査等でも御承知のとおりだと思ひますが、これもやや長期的に見ますと、現在日本の設備投資の中期的な循環の局面にあると言つてよろしいかと思ひますので、総体として設備投資の盛り上がりといふものがさういふ大きな波の上に乗つておるといふことが一つございまして、それから省エネルギーとか省力化、合理化といった新しい技術の導入の要素も非常に強うございします。中小企業も、弱いは申しまして金融面であるいは金利が一段下れば投資をふやすといったようなアンケートも一方にはございします。そういうような要素から、設備投資につきましても大体実質でことしは五・一〇、明年度は七・三〇程度といふふうに見ておるわけでございますので、先ほど申し上げましたような、全体としては内需中心の成長になるというのが私の見方でございます。

○五置委員 いまのお話で、大体三分の二が輸出によつて国内の景気を支えてきたといふお話でございます。これから国内需要といふものが次第に回復してくる、大体根拠もわかつたわけでございますけれども、通産省、お見えになつておりますか。

昨年、この三分の二をカバーするために輸出がかなり急激に伸びたわけでございますけれども、そういう中で特に自動車、家電、繊維、この三つの業種については三割近い伸び率を示しているといふふうに記憶しておりますけれども、この結果、現在日本とアメリカあるいは日本と欧州、特にEC、そういう間で、昨年当初もございましたけれども経済摩擦がより具体的に進展してきたのではないかとこのように感じるわけです。そういう面から見て、本年この経済摩擦がどうなるか、それ

についてお伺ひしたいと思います。

○西中説明員 経済摩擦につきましてはただいま先生御指摘のとおりでございます。御承知のとおりアメリカにつきましては現在ダンフォース・ベンツェン法案という法案がアメリカの上院に上提されておりました。またそのほかの法案等も幾つか出ておるといふふうな状況でございます。現在アメリカの大統領、新しいレーガン政権になりました。ルイス運輸長官を中心としたタスクフォースがつくられました。今後のアメリカの自動車産業のあり方というふうなことに検討が進められておるといふ状況でございます。三月中旬ぐらいにはその結論が出るのではないかと、今後そのタスクフォースの結論等を見ましてアメリカからまたいろいろ要求が出てくるということも十分予想されるわけでございます。もちろん日本の自動車産業が非常にいい品質のものが向こうへ出ていくといふことでございまして、向こうの消費者にとつてはプラスになる話でございます。日本にとつて何ら後ろ暗いところはない話でございますけれども、やはりアメリカの自動車産業が非常に深刻な事態を迎えておるといふふうな点もございします。この辺は事態の推移をよく見守りながら、アメリカ政府ともよく調整をとりながら適切に対処していく必要があるといふことかと存ずる次第でございます。

また、ヨーロッパにつきましても、EC諸国いろいろ動きがございまして、特にベネルクスあたりもかなり厳しい情勢にあるようでございます。この辺も私も頭を痛めておるところでございますけれども、適切に対処して集中豪雨的な輸出といふことにならないように、一方でそういった集中豪雨的な摩擦等によつて先方が一方的な措置をとるといふような事態を招きますと、今後有力な市場を失うということにもなりかねないわけでございますので、その辺につきましては慎重な態度で臨んでいくことで業界の指導等もいたしておるところでございます。

○五置委員 日本の場合、欧州全般で大体二、三〇のウエートしかないわけでございますけれども、逆にアメリカになりますと非常にウエートが大いわけですね。集中的に伸びてきたところから、いま問題になりますと、逆に場合によつては五十四年度ベースにまで戻さなければならぬといふふうな言われる場合もあると思ひます。その場合、どう動くかわかりませんが、五十五年度の伸び率が三割としますとその前に戻れといふ話にもなつてくるし、また新しい分野、たとえばアメリカが輸出をしている先で競争しているといふ場合もあるわけでありまして、そういう面からがんに縛られてくるのではないかと。先ほどからお話が出ておりますけれども、現在この輸出によつて、特にいま申し上げました三業種については三割近い伸びを示しながらよく維持をしてきた。これが果たして国内にそのまま振り向けられるかどうか、その辺の見通しについて。

○西中説明員 大変むずかしいお尋ねでございます。今後の対外調整の結果がどういふことになるかといふ中身の話とも絡んでまいらるわけでございますけれども、私どもはいたしましては、当然そういった深刻な事態を招かないような形で最大の努力をするといふことは当然のことかと思つてございします。ただ、対外的な輸出の伸びと申しますものが、先生御指摘ございましたように、三割の伸びといふふうなものがいつまでも続くといふことはなかなか考えにくいわけでございます。その辺はやはり高い伸びといふよりももう少しと安定的な形で、モテレートに自動車産業が安定して推移していくことを考えていかねばならないのじゃないかといふふうに思つておる次第でございます。

○五置委員 以上、いろいろ経済企画庁そして通産省の方に経済の見通しについてお伺ひしたわけでございますけれども、大蔵省として当然予算編成の時期にいろいろな見通しを大蔵省なりに分析をされ、あるいは大蔵省、経済企画庁それぞれの

所轄官庁との合同研究というか、そういうことをなさってきたと思います。今年度政府見通しというものも一応出ておりますけれども、これについて、大蔵大臣としてどのように来期見えておられますか。

○渡辺国務大臣 経済企画庁が各官庁とよく連絡をとりながら、可能な限りの最新のデータに基づいて予測したものでございますから、人間の知恵としてはその程度じゃないか。だから私は見通しは妥当なものである、そう思っております。いろいろ民間や何かでも、ずいぶん見通しはもつと強いものもあるし、もつと弱いものもあるし、いろいろありますが、どれが最高でどれがだめだとかいう一々論評はいたしません。いたしません。が、やはり政府のやっているのがどうも一番よさそうだと私は思っているのです。

○玉置委員 政府の内側の方でございしますからそういうふうには答えざるを得ないと思うのですけれども、一つは、エネルギーの見通しなんかを見ておりますと、今年度大体石油関係が三億キロリットルという数字が出ております。当初七％削減をやるというのに一〇％できてしまったとか、五十四年に作成された数字がもうすでに一年余りで大変違ってきているという状況から見て、本当に政府の数字が正しいのかどうかという若干の心配があるわけです。しかし、それはともかくとして、一応責任を持っていただけたらというふうな私に受け取って、次の状況を聞いていきたいわけでございます。

今回物品税が特に上がってきて、これも自動車に關して聞かれていますけれども、自動車も輸出に振向けられていること、これは国内での状況が相当悪化している結果だというふうに見えておりますが、それについて通産省の方から……

○西中説明員 確かに御指摘のように、輸出につきましては昨年、暦年でございしますけれども、乗用車あるいはトラック等を含まして二九％の伸びということでございます。これに對しまして国内

の内需、国内販売と考えるといいと思ひますけれども、これが全車種で前年比九七・三％ということ、若干の減になつておるといふ状況でございます。国内の需要減がそのまま輸出の方に押し出されたといふふうには簡単につながらないかどうかが、その辺は断定的なことを申せませんけれども、輸出が伸びて国内は若干へつこんだといふ事態であることは事実でございます。

○玉置委員 大体自動車全体としては一四・五％の伸びだったと思ひますけれども、そういう状況が先ほどのお話から貿易摩擦をさらに拡大するといふ状況になつたわけでございます。

そこで非常に心配しておりますのは、三〇％伸びた輸出、これを国内に振り向けなければいけない。いま輸出比率が大体五〇・五〇になつていて、三〇％伸びたといふことは、現在の規模がそうなつてしまつていふふうにも見えていふと思ひます。そういう意味でその三〇％を振り向けますと、国内を二五％近く、あるいは前の落ち分を回復するとなれば逆に三割を超した力で拡大していかなければいけない。それに対してわれわれが聞いておりますのは、現在の国内需要といふのは非常に停滞をしていふ。先ほどの数字でも九七・三％といふことでございます。台数としては九七・三％でございますけれども、自動車の販売店の利益率等を見ますと、いまだ悪いことは悪いですけれども、少なくとも二、三社は黒字計上をしていふ。そして五十四年度決算からすべて赤字に落ち込んでいる。こういう状況を考えますと、ますます台数消化のために大変な乱売合戦が起るのではないかと心配があるわけです。

これは大蔵省に言つてもしょうがないので通産省にお聞きをするのですけれども、いまの自動車産業といふものは、自動車には鉄鋼からガラスから繊維から樹脂、いろいろなものが使われております。そういう面でも現在の製造業に占めるウェイトといふものは大体一割前後だと思ひますけれども、ウェイトがだんだん大きくなつたわけですね。

それが最悪落ち込んで七割操業になつたといふことを考えますとどういふ影響が出てくるのかといふことを心配するわけです。そういう具体的な数字を申し上げるのとなかなか答えにくいと思ひますが、自動車が落ち込んだ場合といふ分野までどのような影響が出てくるのか。大ざっぱで結構です。

○西中説明員 おっしゃるとおり自動車は非常にすす野の広い産業でございまして、自動車製造業で製造業の約一〇％程度のシェアを占めておるといふうな産業でございします。それにまたいろいろなすす野も広がりますので、おっしゃるやうに自動車産業の今後の成行きと申しますことは、ほかの産業にも相当の影響が出てくるということは当然言えるわけでございます。ただ、同じ関連産業と申しましても、自動車部品工業もございしますればあるいは鉄鋼業でございしてもあるいは物によつては化学工業におきましてもいろいろな意味で関連があるわけでございますけれども、率直に申しまして、現在自動車産業が一定の落ち込みを示した場合に、それぞれの産業にどの程度の影響が出てくるかといふことを定量的にはまだ私も把握してないといふ段階でございます。

○玉置委員 今回の物品税値上げに際しましていろいろデータを出してみただけですけれども、当初五％という算定がございました。仮に五％上がると国内消費が七％低減をする、そういうデータが過去の値上げの推移から拾ひ出されてきたわけでございます。国内が七％、さらに輸出の分が落ち込むといふことになりまして、それはもう本当に大変なことになりまして、第一次オイルショックの当時たしか操業度が七五％前後まで落ち込んだと思ひます。現在は稼働としては非常にいいわけでございますけれども、ただやはり装置産業といふことで固定比率が意外と高い。そういうことを考えますと、落ち込んだらもう利益分をとられてしまつて、そして納めたくても法人税が納められない。法人税の関係でも、現在自動車メーカー

だけで大体三千億円の法人税を納めていられるわけですが、それにも影響してくる。そして、現に自動車産業だけで大体四百四十万の直接関係のある方が働いておられます。すす野といひます。そういうことを考えると、物品税を取り上げてこういうことを申し上げるのは大変恐縮でございますけれども、何とか先行き考えていかなければいけない。ちやうどそういう悪い時期に物品税が上がつてしまつたといふことでございます。大蔵大臣、大臣の地元には家電関係、輸送用機器の工場が非常にたくさんあるわけですね。当然働いていられる方もおられます。そういうことで、そういう方々の生活を守るという立場から現在の自動車産業を含めた家電あるいは輸送用機器全般、特に輸出に依存している大きなところで、それについてもし大変な低下があるといふことがあれば、これからいろいろなお力になつていただけたらどうか、そういうことをお伺いしたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 選挙区の話をお聞きするわけにいかないので、私のところにも日産自動車の工場とか家電関係とかナショナル系統とかいろいろあるのです。実は労働組合も、労使双方で私のことを応援してもらつておられて、ですから私は非常に重大な関心を持っております。ですから、自動車産業といふやうなものがあるいは家電関係でもそういうものがさびれることは日本全体も困るし、大企業といつたつて、大企業といふのはみんなそこへ何万人といふ人がいるから大企業なんですから、大企業がおかしなことは私は困るわけです。ですからぜひともそれはおかしくならないようにいろいろな点でやはり工夫をしていかなければならぬ。しかし、日本の財政も健全でなければ大企業も困るわけですね。そういうことで今回はそういうと大幅なものでございまいから、この程度はひとつ御容赦をいただきたいていって私からもお願いをいたしておるところで

ございます。

○玉置委員 ちよつと質問の仕方がおかしかったのですけれども、たとえば日本の自動車メーカーが、トヨタがアメリカのクライスラー社の立場になったとき、あれだけ行政介入をしない、そして自由経済の発達したアメリカでさえも政府が負債の肩がわりという保証をするという決断までしているわけですね。日本はアメリカよりもむしろフランスに近い行政体質、そういうふうにいるわけでごさいますけれども、そういう面から見て、いま大蔵大臣おっしゃいましたように自動車産業というのは一つの会社が大体二万から五万ぐらいの従業員がいるわけですから、そのすそ野には大体四倍以上の方がおられ、さらにまだおられる。そういうことを考えますと、それこそ産業政策あるいは中小企業対策にもなるような、そういう部分もあるわけですね、ある程度の操業度をカバーするという面です。そういう面から、たとえばアメリカのクライスラー社に行ったアメリカ政府の決断のようなことが日本の政府として可能かどうか、またやる気があるかどうか。

○高橋(元)政府委員 大臣からお答えのあります前に、五%税率が引き上がったその全部が自動車価格の引き上げになるという前提でのお話かと思うのですが、私も今回御提案いたしております二・五%の税率の引き上げの場合に乗用車の小売価格が幾ら上がるかということ現在のマージン率を前提にはじめてみますと大体一・六ないし七%でございます。それで、一・六ないし七%乗用車の小売価格が上がりましたときに一体それに関連する需要が幾ら減ってくるかということなんです、これは私もいろいろ測定をいたしまして、アメリカの数値とかいろいろ学者の説とか聞いてみたのですが、どうも弾性値は〇・六ぐらいであらう、マイナス〇・六と申し上げた方が正確かもしれません、であらう。したがって一・六%台の小売価格の上昇から起る需要減というのは、ほかの状況変わりなかりせば一%未満というところであらうと思います。

それでは自動車の生産がGNPの中かなりすそ野が広いではないかということですが、それども、鉱工業生産に占める割合というのをまたずっとめんどろな式を使って計算をしてみたいとおもいます。そこによりますと、車体、部品を含めまして三角〇・〇二という数字のようでございます。

したがって、今回お願いをいたしております程度の――もちろん物品税の引き上げによって影響がないということなど一つも申し上げておるわけではございませんけれども、影響というのはいま申し上げておる程度のオーダーであらうというふうに推定をいたしまして、これは産業連関表とか需要関数とかいろいろ使ひましてやった数値でございます。それからそのとおり申し上げておるわけでございますが、現実にはまた幾らか変わってくるかもしれません。

その影響がいま申し上げた程度でございますのと、そのほかにもう一つは、財政金融政策全体を通じて適切な総需要水準を維持していく、またそれを實現していくことによつて、また需要を通じて別途自動車産業に対して新しい、たとえば先ほど来お話になっております消費の回復ということによつて新しい需要というものも出てくるわけでございます。それから、そこは私もはいまお話のありまですほどの大きな影響であらうというふうにお考えしております。経済全体にとつて致命的なものであるというふうには毛頭考えておらないわけでございます。

○玉置委員 余り自動車のことをやっておるとほかのことをやる時間がなくなるので、ともかくいまの普及度を見ても全体で六〇%近い普及度になつてゐるわけでございます。また用途から見ても仕事あるいは通勤通学、買い物、そういうもので八〇%前後のウェイトを占めておるわけでございます。それから、何回も申し上げますけれども、ぜひとも、家電とともに生活必需品の要素を出してあります製品でございますから、改正の際、大体二十年ぐらいで改正される方がよいと思うのですけれども、そういう面ぜひお願いをしたいと思ひます。

ます。今回法案ができていままでも変わったことがないのでまず無理だということ、次のときのためにお願ひをしておきたい、かように思ひます。そこで、次に有価証券取引税についてお伺ひをしたいと思います。

当初、税率五〇%引き上げというふうになつておりましたけれども、いざ出てまいりますと半分になつてきた。そして諸外国の例から見ると税率が非常に少ない。少ないといひますか比較的小幅といひますか、全体に低いわけですね。そういうことがあつたわけですね。特に有価証券なんかでやられる場合には商取引をやつておられる方が多いわけでございますけれども、一般に商取引の部分については小幅になり、一般に商取引の部分については大体大幅に出てくるというこの考え方が私はどちらかというと余り好きじゃない方でございます。まして、諸外国と比較をすれば税率、そして前回たしかOECDの何かのときにお話し合ひがあつたというのを聞いておられますけれども、そのときに一%が限度ですという話を内々されたというところでございます。それとの関係で見たら今回の増税というものはどうなのか。それと、逆に上り限、そのときには一%というお話がありましたけれども、たとえばいまの市場構成を考えると、いまの市場がさらに健全に生きていくことを考えますと、どの程度になれば阻害要因としてこの税が出てくるのか、その辺についてお伺ひをしておきます。

○高橋(元)政府委員 この有価証券取引税と申しますのは、有価証券の売買、いまは納税義務者は売り手でございますから譲渡の背後にありますが担税力というものを推定いたしまして、非常にラフな、薄い税率で流通税として課税をするというのがその趣旨でございます。同種の税金はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスにもございます。ニューヨーク州の例で申しますと、ことしの一月二日現在のニューヨーク・ダウの株価を前提といたしますと一万円について四円、それからイギリスの場合はこれは一万円について二百円、ドイツ

は一万円について二十五円、フランスが一万円について三十円ないし十五円、こういう税金でございますから、今回の第二種の甲というのですか、株の場合の一万円について五十五円というのはいま申し上げた四円に比べれば有価証券の取引税としては税率は高い方である。有価証券の税率をもつともっと引き上げたかどうかということとはたびたびこの委員会でも御指摘をいただいております。でございますが、資本の自由な移動ということから生ずる利益というものに着目をして、OECDでも〇・五%、どんなことがあつても一%を超えてはならないというような勧告が出ておるわけでございます。私も今回の財政の現状から、税率の引き上げをお願いをいたします。いろいろ国際的に見たら相当高過ぎるじやないかという御意見もかなり強かつたわけでございますけれども、やはり資本市場に与える影響というものを考え、また国債がたとえば現先というような金融取引に使われておるといふことも考えまして、いまお手元に御審議をいただいておりますような案に落ちついたというところでございます。そういうことでございまして、現在の一万分の五十五という税負担水準といひますものは当面の水準としては一応の限界というふうにお考えしております。

○玉置委員 諸外国から低い部分でも限界だといふふうには言われる部分があるわけでございますから、いまの物品税を初めいろいろな分野でそういう同等の見直しというものをぜひお願いをしたいと思います。

○高橋(元)政府委員 国債の売買というのは公社債の流通市場の中で六割ぐらいの分量になつておりますが、また公社債の流通の六割の分量が何

によつて起こつておるかと申しますといわゆる現
先でございます。現先市場で動いております担保
物件の中でこれまた半分、六割ぐらいが国債でご
ざいます。現先取引と申しますのは私も専門的な
ことはよくわかりませんが、短期の金融市場と
してはかなり大きなウエートを持つておるわけ
でありまして、そういう機能に対して現先のマ
ージンというのは非常に小さいわけとございま
す。有価証券取引税を国債について仮にはかの債
券類と同様に〇・〇一五%ないし〇・〇〇五%引
き上げるといたしますと、現先市場に非常に影響
を及ぼす。そこで現先取引というものについてそ
の機能を否定できないとか、むしろそういう機
能を阻害してはならないという前提になります
と、その中で代表的な現先の対象になります国債
の有価証券取引税の税率を据え置いておく必要が
ある、こういうふうに考えるわけでございます。

もう一つは、国債の現在の利回りは御案内のと
おり金融債、地方債、それから電力債といったよ
うな公社債に比べて割り負けがしております。し
たがいまして金融債、地方債、政保債というよう
なものについて有価証券取引税の負担の引き上げ
をお願いしたとしても、国債が割り負けをしてお
るということからしますと、特にほかの金融債等
の市場性が害されるということにはならない、そ
ういうふうに考えまして国債消化への配慮とい
うこともございますが、いま申し上げたようなこと
を総合勘案して国債にかかる利率を据え置いたと
いうことでございます。

○玉置委員 全体の率が非常に小さいですから有
利か不利かというぐあいには出てこないというふ
うに感ずるわけです。そういう意味では一律に上
げたらよかつたのじゃないかと考えるわけです。
しかしこれから諸外国に比べてまだまだ有利な条
件でございますから、そういう面でぜひお願いを
しておきたいと思ひます。

ところで印紙税でございますけれども、印紙税
が今度上げられまして、大麥金額の高い部分につ
いては段階的に分けられ、そして免税点とかそう

いう面についてはなかなか見直しを行っていない、そのように感じるわけです。そして特に受取書、いわゆる領収書に張る印紙税なんかにつきまして、現在百万までは三万円以上百円、それを二百円にするというお話でございますけれども、現在のいろいろな取引から見ましてむしろ免税点を若干引き上げたらどうか、大体五万円ぐらいじゃどうかという気がするわけです。それと現在のいろいろな取引分野を見ますと、要するに企業規模の小さいところほど小さい取引が多いわけでございます。そういうことから考えますと、印紙を張って出すのが売り上げが少なくなってきましたと非常にふえてくるのではないかと、言い方を變えますと、要するに、企業規模が大きくなると一件当たりの取引額が大きくなって取引件数が多くなる、企業規模が小さくなると一件当たりの取引額が小さくなって取引件数がふえてくる、そういうところがあるのではないかと、いうふうに思うわけでございます。現在百万まで一応百円、今度二百円をぜひ五十万円ぐらいで区切っていたら、五十万と百万に分けられないか、五十万以下を百円にできないか、その辺についていろいろな、特に中小企業の実態については大蔵大臣よく御存じでございしますから、その辺を頭に入れて御答弁をお願いしたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 印紙税の改正をいたします際、前回、四十九年もそうでございますし、それから五十五年もそうでございますが、実態調査をいたします。どのくらいの文書がつけられておつて、どのくらいが課税されておるか、その課税は何%でどのくらいになっておるかということとを相当詳しく調べるわけでございます。いまお話をいたしました二十二号文書の受取書でございしますが、全体で百億通あるわけでございますけれども、百億通の中で課税されておりますものが十億通弱でございします。それで九十億通は免税点以下ということと非課税でございします。その割合は九〇・一%、これは実は四十八年に免税点を引き上げて一万円にしたわけでございますが、その当時

課税と非課税の割合は、課税一六・四、非課税八三・六でございました。当時八三・六でありましたものを、四十九年に三万円に引き上げて九〇・九ということにして、それ以後大体課税、非課税の割合というのは変わっておりません。階級定額税率、定額税率について一律に負担を倍額にお引き上げをお願いいたすという場合に、したがいまして、受取書については格段免税点の引き上げはやらなかったわけでございます。

それから、たとえば受取書等につきましては、一定額以下の受取書の税率を据え置くということとでございすけれども、これも定額税率、階級定額税率を通じて一律二倍の負担をお願いいたしておるといふ今回の税制改正の趣旨からいたしまして、最低二百円の負担をお願いしてよいのではないかと考えておりますので、ぜひ御理解をいたしたいと思います。

○玉置委員　大変少ないところに回数が多い。先ほどから見てもあれですけれども、そういう感じがするわけですね。それと先ほども申し上げましたように、中小企業の中で体質の苦しいところほどこの二倍に上がった税率が効いてくるというよう、うな観点から、ぜひその面での見直しというか、お願いしたいと思ひます。ただ、一回出たら引つ込まない法案でございすから非常にむずかしいと思ひますけれども。

そこでちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほどのお話にもありましたように、いまわれわれ非常に関心を持っておりますのは、いわゆる付加価値税の創設、これが本当にどういう形で出てくるか、これは出てくることはまず間違いないというふうに見ているのですけれども、その中でどういう形で出てくるのか、そして出てきた場合に、先ほど、この前の酒税のときにも申し上げ、今もう申し上げましたように、いまかかっているいろいろな税制があります。間接税、そういうところか、やはり見直されるべきではないか。これは付加価値税いい悪いという話は全く別にしまして、たとえばこういう条件があるというふうな仮定をし

た場合に、そういうことを考える必要はない。というわけだ。時期ではないかと思うわけです。それで大体物品税についてもちやうど時期としては二十年になります。また戦後の経済がばつばつ第一次、第二次石油ショックによつて構造改善が達成されて、今回、第二次を耐え抜いたということは、日本がそれだけ新しい体質が身についたというふうに思えるわけでごさいます。そういう意味からたえば——たとえば結構ですからね、そういう新しい税体系ができる、そういう時期には現行税制を総合的に見直していただけたという話ができるかどうか、その辺についてもう一度お答えをお願いします。

○渡辺国務大臣　新しい幅広い間接税をやるかという話、再三御質問があるのですが、それを言いますと、歳出カットができなくなつちやうのです。皆さんは歳出カットをやれと言っているわけですから、まず歳出カットをやる。歳出カットがどれだけできるのかやってみないとわからない。いずれにしても税体系の問題は中長期的なものだと思いますが、見直す時期は必ず来るだろう、そうは思っています。

○玉置委員　税調の小倉会長が、先日の朝日新聞だったと思います、日経かも知れませんが、三月から間接税について見直しをやつていきたい、たしかそういうような回答をなさつたと思います。三月からやるというのはあさつてからやることです。三月かあるは三月の上旬、中旬、下旬とありますけれども、少なくとも大蔵大臣には大体の進めぐあいあるいは内容についてお話があつてしかるべきである、そういうふうに思うわけです。その辺についてお話を聞いておられるかどうか。そしてもし聞いておられないとしたら、税調というのは大蔵大臣の諮問機関ではないのか、大蔵に關係のないのかということですね。その辺についてお聞きしたいと思います。

○高橋元（政府委員　三月からということを経調会長が言われましたのは、たしか昨年の十二月に答申を出されました後の記者会見と、その前

ろに税の小委員会でもそういうようなことをおっしゃったかもしれないと思っております。昨年の十二月のたしか二十日でありましたが、年度答申をいただきました際の税制調査会では、企画特別部会の設置ということには了承をいただいたわけですが、まだ大臣にはこれから企画特別部会なり総会なりで何をやってどうするかということについてはお話ししておりませんのは、まだその考えが全くまとまっておりないわけでございます。

また、部会に属する委員さんの御氏名ということも会長からお話もございませんし、私どもの方からも御相談もしておりませんで、今後どういふうに持っていくかは国会でのいろいろな御意見、それからその後発展してまいりましたいろいろな御意見を総合的に一度整理しまして、その上で大臣のお許しを得て会長とも御相談をして取り運んでいくという運びでございますから、三月、あさってからすぐにも始めるといふような手順には現在なっておりますわけでありませう。

○玉置委員 あと二分でございますからなるべく小さい質問にしたいと思っておりますけれども、大蔵大臣、この間沢田先生の方から要求されて五十六年度予算の中の人員計画というのを出されましたけれども、大蔵省としても国税庁という大変膨大な人員を抱え、大変苦しい中でやっておられるのは事実でございます。仮に大蔵省で、いまの人員を一〇％削減するといふいわゆる政府の方針といひますか、内閣の方針が出た場合にどうされますか。

○渡辺国務大臣 大臣というのは仮に仮にの話は余り言えないのです、新聞に仮にがなくなつてしまつてそのところばかり出たりして世の中を騒がせてしまうから。だから仮にの話はひとつ御勘弁願ひます。

○玉置委員 じゃ具体的に言いますと、たとえばこの間の資料によりますと、増加になるのは百一名ですか、その中で大部分が国立大学の関係だといふふう聞いておりますけれども、時間がないのである程度にしたいのですけれども、行政改革

の一端として各省庁、自分のところは最善の策をとつておると考えられておると思ふのです。すべて増税に絡んできたのが行政改革が遅々として進まなかつたといふことでございますから、そういう意味でたとへば百一名になりましたけれども、各省庁別に見るといろいろな動きがございます。削減あり増員ありといふ内容であります。当然人員計画の際には余剰人員をどこで活用するかといふことを考えられておると思ひますけれども、ただ、いままでを見ておりますと、削減というのはやめられる方であつて、増員というのは新規採用が多いという感じを受けております。その辺で、たとえば新規という要望が出てきたら各省庁からそれぞれそれに適応するような方を募つてその人をあてがう、その減つた分をはかの方でカバーしていくといふことをやらなければ、新規分だけが必ず上積みされてきて、やめられる方がいないと人員が減らないといふことになるわけでございますから、そういう面から考えていただきたいと思ふわけです。いままでの行政改革の進み具合から見て、やはりもっとシビアな見方をお願いしたい。時間がないのでお願いだけにとどめます。そういうことをぜひお願いしたい。

以上でございます。

○綿貫委員長 賛輪幸代君。

○賛輪委員 私、物品税に関連する諸点についてお伺ひしたいと思ひます。

現行の物品税は昭和三十七年に制定されたといふことですが、物品税制度そのものについては昭和十二年に戦費調達のために設けられたといふことです。現行法を見ますと、どういふ物品に課税するか、基準について条文上明確なものがないうわけ。別表がありまして、そういうものに課税するのだといふことになっておりますけれども、その考え方の基準が全然明確でないわけ。いままでの論議の中で、物品税の課税対象基準については、一応奢侈品ないし比較的高価な便益品、趣味・娯楽品に限定するといふ考え方だと言われているわけですが、現在の物品税の課税対

象基準といふものはいま言われているこの考え方の枠を超えるものではないといふふうに理解してよろしいのでしょうか。

○高橋(元)政府委員 別表に掲げる物品に物品税を課するというのが物品税法の規定でございます。これは御案内のとおりでございます。それに基づいて現在六十八の品目に課税しております。六十八の品目は相互にそれぞれ一つ一つ個別の消費税があるのと同じような形でございまして、結局それはどうやって選ばれたかといひますと、いままさに賛輪委員からおっしゃいましたように、奢侈品、比較的高価な便益品、趣味・娯楽品といふことを頭に置きまして、相互のバランスをとつて決めておるといふことでございませう。

○賛輪委員 今回の改正案でもこの基準で考えられておるわけで、別の理由からそれをさらに広げているといふことはないといふふうに伺つてよろしいのでしょうか。

○高橋(元)政府委員 そのとおりでございます。

○賛輪委員 物品税は経過から見ましてもいろいろないきさつがあるわけですが、途中を見てもみますと、従来は高級な消費とかせいたくどと見られていたものが次第に一般的になってきて、そういう商品といふか物品に対して課税するのは適當でないといふことで縮小されてきたという経過があるわけ。奢侈的消費といふものを抑制するといふ基本があつて、そういう点から見ても今度物品税はいろいろ問題があるように思ふわけ。経済企画庁の調査で普及率などがいろいろ出されておりますけれども、電気洗たく機とか冷蔵庫とか電気やぐらとか、掃除機などといふものは、いろいろな階層にわたつて一〇％近い普及率になっているわけ。大体これらは生活必需品になってきたのではないかと私は思ふわけ。そして、今回の改正で新たに全自動洗たく機といふものが対象となつて掲げられております。それから衣類乾燥機、洗たく機自身の普及率の表はあるわけですが、全自動洗たく機に限つての普及率は経済企画庁でもないです、衣類乾燥機についての普及状況といふものはないわけ。けれども、私も毎日の生活あるいはみんなの話を聞いてみますと、とにかく全自動洗たく機もいふん普及してきておりますし、さらに衣類乾燥機も広がつてきております。ことに、共働きの家庭にとりましてはこれが必需品になつていふといふ言い過ぎではありませう。非常に忙しい中で全自動洗たく機によつて洗たくをする。それからまた、たくさん子供がいたり、洗たく物がたくさんあるという家庭、そして特にことしのような豪雪とか、雪が降つたり雨が長いこと続いたりといふようなことがありまして、子供を抱える親としましては衣類乾燥機といふものも非常に必要になつてくるわけなのです。そういう点から見ますと生活必需品と言つても言い過ぎではないと思ひますし、こういうようなものについてはぜひ非課税としていくことこそ、この製品の普及などの状況から見ましても当然だと思ひますし、それからこういうものを買う場合に、拒税力があるからとか余裕があるから買つていくのじゃないに必要があるから買つていく、その点ぜひ非課税にしたいだかなければならないのじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○矢澤政府委員 先ほど来、生活必需品は非課税にすべきだ、あるいは普及率が非常に高くなつたもの、そういう意味で消費が一般化したものは非課税とすべきが適當であるといふような御意見が出ておるわけでございます。

物品税が創設されたのは昭和十二年でございますが、当時の課税物品の推移を見ますと、当時はまだ生活水準もそれほど高くなかつたが、いまは消費品目もそれほど多くなつたわけ。したがって、そういう意味で愛玩用動物が対象になつたり、繊維製品とかくつとか履物とかいふものまで課税対象になつていたわけでございます。戦後の混乱期あるいは昭和三十年代の高度成長期に、こつぱな比較的貧しい生活水準のもとで一般的であつたものと申しますか生活必需品であつ

た。機に限つての普及率は経済企画庁でもないです、衣類乾燥機についての普及状況といふものはないわけ。けれども、私も毎日の生活あるいはみんなの話を聞いてみますと、とにかく全自動洗たく機もいふん普及してきておりますし、さらに衣類乾燥機も広がつてきております。ことに、共働きの家庭にとりましてはこれが必需品になつていふといふ言い過ぎではありませう。非常に忙しい中で全自動洗たく機によつて洗たくをする。それからまた、たくさん子供がいたり、洗たく物がたくさんあるという家庭、そして特にことしのような豪雪とか、雪が降つたり雨が長いこと続いたりといふようなことがありまして、子供を抱える親としましては衣類乾燥機といふものも非常に必要になつてくるわけなのです。そういう点から見ますと生活必需品と言つても言い過ぎではないと思ひますし、こういうようなものについてはぜひ非課税としていくことこそ、この製品の普及などの状況から見ましても当然だと思ひますし、それからこういうものを買う場合に、拒税力があるからとか余裕があるから買つていくのじゃないに必要があるから買つていく、その点ぜひ非課税にしたいだかなければならないのじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

たものが物品税の課税対象から外されているわけ
でございます。その後所得水準も非常に上がって
まいりました。それから物資の供給も潤沢になっ
てまいりました。そういった所得水準の上昇の中
で次第に一般化してきたもの、主として電気製品
などがそれに該当すると思うのでございますが、
そういうものにつきましては、普及率が上がった
からすなわち生活必需品である、すなわちまた消
費が一般化されているという考え方は、食糧が生
活必需品である、あるいは繊維製品が生活必需品
であるとかという考え方は少しニュアンスが
異なっているのではないかと感じております。し
たがいまして、生活水準が上がった中で消費が一
般化してきたというものはそれだけに余裕を反映
しているものでございますから、それらのものに
つきましては租税力もあると考えるべきではない
かと考えておる次第でございます。

それから、全自動洗たく機でございますが、こ
れは確かに共働きの家庭あるいはお忙しい方に
とっては非常に必要なものであるという点も御指
摘のとおりでございます。ただ、普通の、全自動
ではない洗たく機はたまたま非課税になっており
ますが、それと比べますと、たとえば五十四年の
出荷額でございますが、全体の数量、電気洗たく
機が三百九十七万台生産されております、その
うち全自動洗たく機は六十五万台でございます
て、全体の数量の中に占めます全自動洗たく機の
割合は一六・四％ということでございます。また、
価格的にも普通の洗たく機に比べますと全自動洗
たく機はかなり値段も張っているわけございま
すので、必要があるからお買いになるという事情
もよくわかるわけでございますが、反面ある程度
余裕のある方がお買いになる、あるいは物品税の
中で伝統的に考えております、比較的高価な便
益品であるというような定義にも該当すると考え
て、今回新規課税物品の対象に加えていただ
いた次第でございます。

○養護委員 全自動洗たく機のお話をいただきま
したけれども、乾燥機についてはどのようにお考
えですか。

○矢澤政府委員 乾燥機につきましては、五十四
年でございまして、全体で二十九万台程度の生産
台数でございます。普及率は、申しわけございま
せんが、ちょっと手もとにないのでございませ
んけれども、毎年の生産台数から見ましてまだそれ
ほど高い普及率になっているとは思えないようござ
います。

○養護委員 時代とともに、文化水準とともに生
活必需品というものも変化するわけで、それに対
応して考えていただかなければならないと思いま
すけれども、全自動洗たく機や衣類乾燥機の必要
性というものを認識していただいているわけであ
らうから、ぜひお考え直しをいただきたいと思いま
す。

それでは次に、現在の物価の状況から見しまし
ても、物品税を引き上げますと当然のことながらこ
れが物価にはね返ってくる、そしてひいては消費
にも影響を及ぼすというような関係にあると思
います。そこで、物価対策との兼ね合いもあわせて、
どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思
います。

○矢澤政府委員 今回御提案いたしております物
品税の新規課税の取り込みあるいは自動車等の税率
の引き上げ、これらを含めまして消費者物価指数
に対する影響は、私どもの計算では〇・〇二％程
度の上昇要因になると思っております。

なお、この物品税の今回御提案しておりますも
のはすべて製造段階の課税でございます。したが
いまして、小売り価格に対して五％上がるとい
うものではございません。メーカーの蔵出し価格に
対して、暫定税率で申しますれば五％あるいは一
〇％上がるわけでございますので、便乗値上げの
ないようには十分注意する必要があると思つて
おります。

○養護委員 こういう間接税の引き上げ、物品税
などは特にそうだと思いますけれども、生活保護
世帯の方が購入される場合にも税金がかかってく
るということになるわけです。先ほど来のお話にも
ありましたが、租税力があるから税金をかける

けるということから考えますと、保護世帯が購入
する物品にまでかかってくるというのはいかがか
というふうに思いますが、その点大臣はどのよう
にお考えでしょうか。

○高橋三郎政府委員 これはたびたび申し上げ
ておりますように、消費税というものの持つてお
ります性格でございます。いま委員からお話のあ
りますようなことであります。すべての税とい
うのは総合累進の単一の所得税でなければその効
果が上がらないわけでございますけれども、税制
は所得税一本または支出税一本でやれという御主
張も学説といたしましてはございませぬけれども、
諸国の実態を見ますと、やはり消費税それから所
得税、所得税を中心といたしまして消費税それから
企業課税を補充していくという、一種のタックス
ミックスと申しますが、そういう体系をとって
いるわけでございます。それで、再分配、逆進性
ということが必ず問題になるわけでございますけ
れども、それは広く公共の支出と申しますか蔵出
面を通じての社会保障政策というものと、それか
らまたその公共支出の所得分布からいいますと
必ず低所得の方にたくさん行っております。財
政制度審議会がかつて試算をいたしましたけれど
も、大抵年所得七百万円以下の階層であります。と
税でいただくものよりは国から給付としてお出し
するものの方が多い、そういうバランスになって
おるようでございます。全体として財政の所得分
配効果というのを把握していただくということ
でございます。消費税、所得課税相まって、国民
に公共の費用を負担していただくという税制の構
造として、いまお話しのようなことは問題ござ
いますけれども、物品税という形でお願いをいた
しております負担、これまた御理解をいただかね
ばならないものではないかというふうにご認識して
おる次第でございます。

○養護委員 昔は保護世帯ではたとえばテレビを
買つてはいけなかつたというようにございま
した。そういうときにテレビはぜいたく品だ
から課税をするということは、これはわからない

わけでもないわけですが、現在ではそういう
ようなことにはなっておりませんで、保護世帯に
も文化的な生活、最低限度の生活というのか、憲法で
保障されたその水準の生活を維持するために、い
ろいろな消費財を買いわけですが、これに税金が
かかるのはおかしいのじゃないかというふうな大
臣は思ひになりませんか。大臣にお尋ねいたし
ます。

○渡辺国務大臣 保護世帯でも、お酒も飲むし、
たばこも吸うし、いろいろ物も買う、したがって、
そういうようなことについては、最小限度のもの
であつても、やはりその保護世帯の生活費の中で
見ているわけです。そつちでちゃんと見ているわ
けですから、それはもう、あんまりたくさんだ
ばばは見られませぬよ、最小限度のものでござ
います。そういうことで御理解をいただきたいと思
います。

○養護委員 それでは次に家具の物品税について
ちよつとお尋ねをいたします。

家具については、四十九年の改正以降免税点の
見直しも行われていないという中で、いろいろな
問題があり、要望も承っておりますけれども、
現在どのような形にしろ生活必需品の一つである
ことは間違いないわけなんです。木製家具業者
の状況は、木材とか合板とかの原材料が非常に上
がっているというところ、それからまた、住宅新築
の減少などが需要の停滞を招いておりまして、経
営が非常に悪化しているわけで倒産も相次いでい
るという状況にあります。

特にこの木製家具製造業者というのは非常に零
細業者が多くて、従業員十九人以下が八六・一％、
九人以下が七四・九％という、圧倒的に零細業者
が比重を占めているわけです。税金を製品に転嫁
するといふ点でもなかなか十分でないといふこ
とで、場合によっては身銭を切つて納めていると
いふこともあり得るわけです。今回政令事項の中
で免税点の引き上げについて検討されているとい
うことが言われているわけですが、家具の
ような生活必需品について課税しないということ

り課税してという文句があるのですよ。したが
て、そういうことをなくするためにはどうした
いいのか、みんな少しずつがいいのかというよ

なことも、それはやはり将来の課題としていつか検討するべきがあれば、そのときまでお預けで、そのときに検討をさせていただきたいと思っております。

○養輪委員 いまの大臣の御発言の中に、あなたも云々というのがあって、議事録のところその辺のところを明確にしておいていただかないと、あなたという質問者は私でございまして、……

○渡辺国務大臣 それは気の毒でございましてから、別な方でございまして。あなたもというのは養輪委員ではないということを議事録にはつきりしておきます。

○養輪委員 物品税そのものを、今後あり方全般を見直すということがあるときに考えるみたいなお話なんですけれども、結局、課税対象を広げていくというような考え方をもしとるならば、一般消費税に行きついでしまうのではないかとこのことも言われているわけですね。昭和四十六年の政府税調の答申でも、個別消費税では消費の多様化、一般化から見えて限界があり、その点から一般消費税の検討もあわせて必要というような答申がされているわけですね。物品税の対象を拡大していくという考え方は、それをずっと進めていくと、課税ベースの広い間接税というふうになつていくのかならないのかというあたりはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○高橋(元)政府委員 技術的なことですから、先にお答えをさせていただきます。

これは、一言で申しますとボジリストでかけるかネガリストでかけるかということとでございまして、物品税の方式と申しますのは、消費財を法律をもって一つ一つ指定をいたしまして、どんなそれを課税対象に取り込んでいく。それを連結する原理が奢侈品、高度の便益品、趣味・娯楽品と、現在のところはそうでございまして。税制調査会が昨年の十一月に言われました考え方は、それだけではなかなかついていけないかもしれないから、またまった税収を期待するならば、それにもう少

し変わったプリンシプルをつけ加える必要があるのかもしれないということをご指摘されたわけでありまして。しかしながら、個別にボジリストでかけています限りは、これは物品税は物品税でございまして、いわゆる間接税と申しますか、一般的消費税というものは税の性格を異にしておるといふのがいまの私の考え方でございます。

○養輪委員 この税調の答申でいいますと、「物品税によつてある程度の増収を図るためには」といふふうになつておられるわけですね。物品税によつて増収を図るといふのは、増収のために課税対象をふやすとか、あるいは税率を上げるとか、あるいは免税点の問題を考えるとどういふことになるわけですね。この答申から見ますとそういう方向を考へておられるやに考えられるわけですが、政府としてはそういうふうには考へておられないわけですか。

○高橋(元)政府委員 申し上げるまでもないことですが、昨年の十一月の答申は、税制調査会の考えによりますと、GNPの二%のギャップをいかなる税制をもつて比較的早い時期に埋めていくのか、こつこつと頭でできてるわけでございます。そういう観点から所得税はどうか、法人税はどうか、それから個別物品・サービス課税はどうか、それから幅広い間接税はどうか、こつこつと検討をいたしますから、その場合に個別物品・サービス課税ということもございまして、物品税がそのメーンでございまして。酒税とかさういふ、エクサイズと俗に言っておりますそういう系統の消費課税ではとても対応できないのでしようから、物品税を拡充するしかありませんが、こつこつとくから、さうに御理解いただきたいと思います。

○養輪委員 それで、その物品税をずっと広げていくときに、ネガボジカという話になるわけですね。その辺のところはある時期に判断を下すということになるわけですね。物品税をずっと拡大していくということだけでは事は解決できないというふうな判断をされる、そういう時期が

いつごろかというのは、再三いろいろ議論があらまされども、いまのところは見通しは定かではないということではございましょうか。

○高橋(元)政府委員 これは先ほど来大臣から繰返しお答えのあったこととでございまして。個別物品・サービス課税は、いかに課税範囲を拡大しても一般的消費税とは別のものでございまして。したがって、いまの御質問は間接税といふものをどういふふうな考へていつやるかということになると思いますが、その点につきましては、先ほど来大臣のお答えで私からは特につけ加えてはいたしません。

○養輪委員 主税局長は「税経通信」という雑誌の対談の中で、消費財だけじゃなくて、ある意味で言えば中間財の一部もそれに取り込ませていくという考へ方で物品税を広げていくこともこれから検討しなければならぬかもしれないというやうなことをおっしゃられておられるわけですが、そういう段階を主税局長自身は考へておられるわけではないのでしょうか。

○高橋(元)政府委員 新しい考へ方ということの中期答申の中で出てまいりますが、それを税制調査会で御議論をいただきますときに、消費財、もっぱら消費に用いられるものというふうに限るをいたすのか、それよりもやや生産手段的なものまで課税の対象に、たとえば事務用品でございまして、電卓とか、いまありますマイコンとか、ああいうようなものまで入れていくのか、そういう点が議論になったことがございまして。そういう議論を踏まえて私がその座談会ときに、正確に覚えておりませんが、そういう趣旨のことを、新しい見方の一例としてそこでお話ししておるということとでございまして、私自身がそういう形で物品税を拡充していくことをその当時考へておつたわけではございません。

○養輪委員 特に、その主税局長のお話のときに、カナダなどで実施されている製造者消費税などというやうなものを想定しておられるということではないわけですか。

○高橋(元)政府委員 製造者消費税は、これは税制調査会の中期答申の分類で申しますと、一般的な消費税でございまして。課税ベースの広い間接税の一類型でございまして。(養輪委員)それとは別ですか。それと、いままでずっとおる御説明申し上げましたように、私がそこで話をしておりますのは、個別物品・サービス課税としての物品税の一つの考へ方、広げていくといふとした場合の一つの考へ方でございまして、別でございまして。

○養輪委員 ちょっと細かいことになりましたが、物品税の特殊用途免税のことについて伺いたしたいわけですね。

現在、身体障害者の場合ですが、みずから運転する目的で購入する自動車については特殊用途免税の適用がなされているわけですね。しかし、生計を一にする者が運転するといふ場合までには広がっていないわけですね。一方地方税の方で自動車税、軽自動車税、自動車取得税などについては、この生計を一にする者が購入する自動車も免税となるというふうに取り扱われているように承知しているわけですね。もちろん地方税と国税との性質の差異という問題もありましようけれども、これまでもこの問題について同僚議員で議論をしたことがあるわけですが、特に運輸省や厚生省からの要望や意見などもあるわけですね。国際障害者年ということもあつて、この障害者みずから運転するといふ場合だけでなく、生計を一にする者が購入する自動車についても免税とする、特殊用途免税にするといふことを考へていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

○矢澤政府委員 御要望の点につきましては、去年の三月に政令を改正いたしました。いま御指摘のありましたように、地方税と同じような扱いにいたしております。

具体的に申しますと、従来は、いまお話がございましたように、下肢または体幹、胴体が不自由である方についてのみ免税対象としていたわけでございますが、その昨年の三月の改正によりま

して、一つは、対象となる身体障害者の範囲を拡大いたしております。下肢、体幹不自由者のほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、下肢不自由、心臓、腎臓、呼吸器機能障害、重度の精神薄弱、こういったものを追加いたしております。

それから第二点は、身障者の名前で購入し、もっぱらその身体障害者のために生計同一者が運転をするものについても免税対象とする。御本人でなくても、一定の条件のもとに免税対象とする。この場合に、十八歳未満の身体障害者または重度の精神薄弱者につきましては、生計同一者も免税で購入できるという改正を加えまして、地方税と扱いをそろえているわけでございます。

○養輪委員 いまお話しいただきました中で、上肢不自由というのは入っておりますが、上肢も入っております。私、言い間違えまして、上肢不自由も新たに対象にいたしております。

○矢澤政府委員 失礼いたしました。上肢も入っております。私、言い間違えまして、上肢不自由も新たに対象にいたしております。

○養輪委員 そうしますと、地方税の取り扱いと全く同じというふうに理解してよろしいわけでしょうか。

○矢澤政府委員 さようでございます。

○養輪委員 次に、今後の税制のあり方についてお尋ねをするわけですが、財政再建が緊急の課題だというふうに言われているわけですが、それについても税負担の求め方として、今回の税制改正に見られるように、所得税の四年連続減税見送りや物品税や印紙税など、もっぱら国民への負担強化、大衆課税強化によって行われるというやり方はとも認めることができないわけですか。今後の税体系のあり方、税負担の求め方としてどういう方向を考えられておられるか、大臣の御見解をお聞きたいと思っております。

○渡辺国務大臣 先ほどもお話をいたしましたように、財源がなければいろんな政府のサービスをしようと思つてもできない。歳出面というのは、高齢化社会に向かつてなかなか抑え切れない歳出面がある。したがって、それは歳出のその他の削減で極力切ります。いまのところそこまでしき言っていないわけですね。切つても足りない場合はどうなんだという場合には何らかの御負担を、税とは限りませんよ、しかし何らかの御負担で財源をつくっていくかなければならないということはあると思うのです。しかし、切つてみないからまだわからない。法律、制度も含めたもので切らなければ大きな金目のものは出ませんから。そこでこれは政治判断の問題になって、切る方がいいのか、それとも別に負担がやむを得ないのかという政治判断の問題がそこから出てきます。ただ、私が言えることは、要するに直間比率が日本は七、三で、直税関係が七割、間接税が三割、フランスは六割が間接税で四割が直接税、イギリス、ドイツはその日本とフランスの間というようなことを見ると、日本の三割というのは少し少な過ぎるんじゃないか、もう少し直間比率を直してもいいんじゃないかというようにすることは頭のすみっこにあるんです。だけれども、それをどういうふうにするかというところは、まだすみっこにあるだけでして、それが頭じゅうに広がってこないというのがいまの状態なんです。

○養輪委員 いま直間比率の問題が出て、大臣はいつもこのことが外国との比較を出されるわけですが、それでも、なぜかここでアメリカが抜けるわけですね。その点はなぜでしょうか。

○高橋三三政府委員 州税としてかなり間接税を取っております。御承知のように、州の小売税というのは州の一般的な小売課税でございますが、そういうものを初めとして間接税はむしろ州の方により多く集まっております。連邦は所得税を中心にしております。そういう連邦制の固有の問題からいま申し上げたようなことが起こっておりますというふうに御理解いただきたいと思います。

○渡辺国務大臣 それから政府の仕組みが違つて、日本のように、特別交付税といつて三税の収入の三分の一もどつと流す仕組みはアメリカにないわけですよ。したがって、あそこには何かちよつとしたものはあるらしいんだが、財政支出

の一・五、六％というもので調整をするという程度のものでありますので、国家の仕組みが違つていうことでございます。

○養輪委員 ヨーロッパは国家の仕組みが同じだという認識なのではないか。たとえばヨーロッパの場合、付加価値税的なものがすでに施行された段階で直間比率が七、三とか六、四とかというふうになっているわけですね。日本の場合はそういうふうになっている状況で比較をするということになつていくわけですから、その点ちよつと違つていくように思ふわけですね。そうすれば、頭の中に広がらないというお話ですが、その程度は、現状の直間比率が望ましいというようにすることは、現状から見て、大まかなものでもあるんじゃないか。

○渡辺国務大臣 いや、どの程度までではないんだけれども、フランスほどはもちろんじゃないわけですね。それから、ドイツぐらいがいいのか、どれくらいがいいのか、そこらところまでまだ考えつかないわけですね。だけれども、いまよりもつとふやしてもいいんじゃないかという気がしてゐるといふことです。

○養輪委員 ふやした方がいいのか、ふやしてもいいんじゃないかということですが、その理由と理由というものが外国と比較して違つてくるといふことはどうも説得力がないので、なぜ間接税の比率をふやすのがいいのかということについて、その理由をちよつと……

○渡辺国務大臣 やつぱりこれは税の取り方の問題になるでしょうけれども、一番わかりやすい話ですが、所得税というのは減税をしてくれと言ふ人はあつても、増税してくれと言ふ人はないわけですね、どこにも。だから、所得税で増税するなんていふたらすぐ大蔵大臣は首になつちゃう。そんなことはなかなか言ふべくしてむずかしい。しかし現実には、要するに財政事情があるというふうな問題もございまして、もし今後税負担をふやしていくというふうな事態があれば、直接税というよりも間接税のシェアをもう少しふやしてもやむを得ないんじゃないかというふうに考えておる

ということであつて、それはまだ頭のすみっこの方であつて、そういうふうな決めたわけでも何でもまたないわけですね。国民の御意向等も聞き、国会の御議論も聞いて、そういうふうな考えようと思つておるわけですね。

○養輪委員 間接税の比率を高めていくというふうにするならば、現行の間接税制のもとでできるといふふうにお考えなんですか。

○渡辺国務大臣 これもむずかしいんですよ、実際の話が。いまのままで間接税の品目をふやすというふうなことでうまくいくのかどうなのか、そこらところもこれは専門家の意見を聞いて、私は専門家じゃありませんので、学者先生その他のいろいろな人、それから国会議員の意見も聞いていきたい、そう思つております。

○養輪委員 現行の間接税の税制のもとでむずかしいとすれば、どういふふうな間接税というのか、どういふふうな税目で比率を高めるのかというふうなことについて、すでにそういう調査などが進んでゐるというふうな何ていふんでいいんですか。

○渡辺国務大臣 別に調査は進んでいないのですけれども、一つの議論として、政府税調が、消費に着眼した幅広い間接税の問題はさけて通れないんじゃないかというふうなことを言つてゐることも事実なんです。しかし、私としてはそこまできなくとも済むかどうか。これは要するに、もっぱら歳入と歳入との関係でございますから、まだそこまですら……勉強はいいですよ。したがって、勉強はしてもらつて結構なんです。そのことは先ほど言つてゐるうちに、まずそういうふうな税収の話を先にしちまうと歳入カッターが鈍くなつちやうから、だからまず歳入カッターを現実のものとした上で検討したい、そういうふうな思つております。

○養輪委員 問題は直間比率ということではなくて、財政需要に見合うだけの税収がどうなのかというところであるはずなんです。直間比率というのはあくまで比率の問題にすぎないわけで、一方が上れば一方が下がる、比率というのはいくら

う性質なものですから。その点で言えば税の基本といふのは応能主義といえますか、それが公平な税制だと言われているわけで、その点から言えば最も適切と考えられるのが直接税であるはずで、そちらの方を追求していくということがもはや全く不可能だといふふうに見える状況ではないと私も思っております。その点の追求が今後どういふふうになるわけでしょうか。

○渡辺国務大臣 それは税収というのは固定的じやありませんから、固定的なものでもう税収が自然増収ゼロだ、伸びないのだということになれば片方がふえれば片方が減るということになりませんが、伸び方の問題もあるし、それは全体として動いているわけですから、毎年税収は経済がうまくいけば全体としては大きくなっていくということとが言われているのです。大きくなっていく中で大きくなり方の問題がありますね。もちろん直接税についてもいわゆる捕捉率が、まだ捕捉が足らぬじやないかと、あるいは制度的にこれは目的を果したからやめてもいいじやないかと引当金その他についてもいろいろ御批判がございます。そういうものについてはわれわれは謙虚に耳を傾けて、現実的な実態も一方で横にらみをしながらかちつと税収の確保を図っていく、それはもちろんのことです。

○養輪委員 間接税については逆進性が強い税制であるといふことはもう公知のことであって、この逆進性の強い間接税の比率を高めるといふことはまさに逆進性をより一層強めるということにならざるを得ないといふふうに思っています。ですから、いま大臣がおっしゃったやめてもいいものはやめるとかという話だけじゃなくて、現実の不公平税制というものがまだ残っているわけなんです。これで一段落したとかというふうなことも言われているわけですが、そうじやなくてもっとも不公平税制の是正を追求していかなければいけないといふふうに考えますが、その点はいかがなんでしょうか。

○渡辺国務大臣 制度的には、大體不公正、不公

正と言うけれども、何が不公正かという問題がございます。脱税しているとか、それで捕捉できないいいことにしているとか、こういうようなものももちろんやることはあたりまえのことなんです。それから制度の上においても、たとえば措置法というものがあって、それを不公平と見る人と不公平でないという人といういろいろあるわけですよ、現実は一兆円の減税効果をもたらしているわけですから。しかしその大部分は、七千八百億円のくらしいものは個人を中心とした要するに減税措置なんですね。ですから、どこを不公平に見るか、見方においてはこれは政党内でも見解が違います。違いますが、われわれもみんな選挙をやっているわけですから、国民の支持を得られるような判定をしないと困るわけでしょう。ですから、国民が納得いくような限界において不公平といふものがあるしあればそれは徹底的に直していかなければならぬ、そう思っております。

○養輪委員 さつき申し上げましたように間接税は逆進性が非常に強い、だから間接税の割合を高めるといふことは逆進性を強めるといふことになると思ふけれども、とお話をしたのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○高橋(元)政府委員 間接税の逆進性というところで家計調査の資料などを使って資料を国会に出してありますが、それを二、三回いたしましては、おわかりになりますように、一番強いのはたばこでございます。それから次に酒でございます。そういう意味では、こういういわゆる酒の支出の弾力性が非常に小さいものといふものは所得の小さい、収入の少ない階層ほど支出が多くなりますから、それに同じ率の税金を乗せれば逆進的になってくる。ですが、一般にすべての間接税が逆進的かというところにもならないだろうというふうには思っています。たとえば揮発油税でございますと、これは若干の例外があるものの、自動車関係費といふのは所得の大きい階層ほどよりたくさん出しておられますから、そういう意味では、そういう意味の逆進性からは比較的免れておるだろうと思いま

すし、物品税につきましてもそういう点の御批判といふのはわりあい少ないだろうと思ひます。たとえば自動車の購入費といふのは所得がふえたと一・二五倍ぐらいの割合で自動車をかう、これは統計上の数値でございますが、そういうことになっておりますので、所得の大きいほど自動車を買った人買われるわけですから、自動車の物品税はより高い階層が負担される。そういうふうには物品税だけに限りませんけれども、消費税の中の各種の税目についていろいろ考えている。しかも現在の物品税も不完全ながらとっておりまして、差等税率と申しますか、たとえばタイヤモーターの税金は高いけれどもおしりの税金が安い、そういうようなものを組み合わせていくことによってそこは間接税の中でも工夫の余地は十分あるだろうといふふうには考えておるわけでございます。

○養輪委員 個々的に見れば逆進性が少ないとか多いとかいろいろあると思ひますけれども、全体として逆進性が強いといふふうに言われているわけで、間接税全体の統計の中で逆進性があるといふふうに指摘されているわけですから、その点では、仮に逆進性でなくて対応していたとしても、果進でない分だけでも逆進性といふふうにも言えるわけで、そういう点での逆進性という点は否定できないのじやないかと思ひます。たとえばパーセンテージですとあらわしていつて特に所得の少ない人の方が負担のパーセンテージが高いのではなくて、たとえばどの階層をとってもパーセンテージが同じだとしても、本来ならパーセンテージは上がっていくかなければならないはずなので、そういう点での逆進性といふのはあるものではないかと思ひます。そういうふうにはお考えになりませんか。

○高橋(元)政府委員 もちろん応能といふことは非常に重要な租税の原則でございますけれども、同時に、ちよつと理屈張って恐縮でございますが、租税の原則の中では応能といふこともかなり強く出ておるわけでございます。たとえば先ほ

ど申し上げましたようにガソリン税などは応能税といふふうには通常理解されておるわけで、応能、応益、累進、比例、若干の先ほど申し上げたエクサイズ、たばこのエクサイズなどは逆進でございますが、そういうものを組み合わせて全体として税体系が応能でありかつ累進になっておるといふことが大事なことで、それぞれの税目が全部累進であり、それから一定の所得階層以下にかからないという形の税制といふのはあり得ないと私も思っておりますし、そういう税制をつくった上で歳入の組み合わせで必要な歳入を充足してインフレの起こらないような全体の財政をつくった上で、税負担と申しますか、公共の支出をどうやって社会全体で配分しながら分け持つていくのかということ、これは税制の永遠の課題でございます。私は決して現在の税制がそういうことに理想のものであると思ひませんが、そういう観点で常に見直していかなければならないという点は御指摘のとおりでありますけれども、私は、間接税または一つの間接税法が逆進性を持つていくからまたは累進性がないからすべて否定し去るというわけにはいかないのではないかと、このことを税制に携わる者としていつも考えているわけでございます。

○養輪委員 私は直間比率の問題を中心に考えていたのではなく、具体的に個別税目などについても不公平にならないように、それから生活の実態に即応した課税対象といふものを考えていたきたいといふことをお願いしたいわけなんです。

それから最後に、政府の税調の答申で、広く消費に着眼した大型間接税は避けて通れない、税調はそう言っているわけですが、大臣の認識も避けて通ることは全くできないといふふうにお考えでしょうか。

○渡辺国務大臣 それはもう先ほどから何遍も何遍も私が言っているように、そういう御提案があります。したがって、研究はしたつていいでしょう。しかし、それをやらなくて済むようなことができれば、それが一番いいんです。まずそれをやっ

てみましようということを私は申し上げているわけです。

○義輪委員 避けて通るために御努力を願いたいというふうに思いますが、その点、重ねて……。

○渡辺国務大臣 極力努力をいたします。

○義輪委員 終わります。

○綿貫委員長 次回は、来る三月三日火曜日午前九時三十分理事会、午前九時四十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十分散会

大蔵委員会議録第四号中正誤

不 少 段 行 誤 正

九 一 末 七 四百五十万 四百五十万 一円

同 第六号中正誤

一ページ二段目、委員外の出席者中、「行政管理庁
行政監察局監察官 重富吉之助君」の次に次のよ
うに加える。

大蔵省銀行局保 松尾 直良君
険部長

同委員外の出席者中、「参考人」は、次行の「佐
藤食品工業」の位置に下げる。